

**動物取扱業における犬猫以外の哺乳類の  
飼養管理基準の細部解釈と運用指針  
～守るべき基準のポイント～**



# 目次

|    |                                                                |    |
|----|----------------------------------------------------------------|----|
| 1  | はじめに・本書の使い方 .....                                              | 1  |
| 2  | チェックリスト .....                                                  | 4  |
| 3  | 基準の解説 .....                                                    | 8  |
| 1. | 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 .....                | 8  |
| ■  | ケージ等の規模について .....                                              | 8  |
| ■  | ケージ等の安全な構造及び素材について .....                                       | 26 |
| ■  | 自然な行動を発現させるための設備、清掃について .....                                  | 28 |
| 2. | 飼養施設又は保管に従事する従業者の員数に関する事項 .....                                | 32 |
| ■  | 従業者の員数について .....                                               | 32 |
| 3. | 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項 .....                                  | 33 |
| ■  | 温度計・湿度計の設置、光環境の管理、夜行性動物に関する飼養環境について .....                      | 33 |
| 4. | 動物の疾病等に係る措置に関する事項 .....                                        | 39 |
| ■  | 状態悪化時の受診について .....                                             | 39 |
| 5. | 動物の展示又は輸送の方法に関する事項 .....                                       | 41 |
| ■  | 展示時間、展示を行わない時間について .....                                       | 41 |
| ■  | 輸送に際しての給餌・給水、輸送後の目視観察について .....                                | 43 |
| 6. | 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他動物の繁殖の方法に関する事項 ..... | 47 |
| ■  | 繁殖について .....                                                   | 47 |
| 7. | その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 .....                                  | 50 |
| ■  | 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について .....                                 | 50 |
| ■  | 複数・単独飼養について .....                                              | 50 |
| ■  | 捕食・被捕食動物の近接展示について .....                                        | 50 |
| ■  | 社会化について .....                                                  | 52 |
| ■  | 餌の種類について .....                                                 | 54 |
| ■  | 給水の時間について .....                                                | 56 |
| ■  | 運動スペースに置く時間について .....                                          | 56 |
| ■  | 夜間営業について .....                                                 | 58 |
| ■  | 訓練方法について .....                                                 | 58 |
| ■  | 接触・譲り渡しの時間帯、動物への接触方法について .....                                 | 64 |
| 4  | 行政指導・行政処分について .....                                            | 67 |
| ■  | 基本的な考え方 .....                                                  | 67 |
| ■  | 遵守基準の違反に対する対応 .....                                            | 70 |
| 5  | 参考資料 .....                                                     | 86 |

# 1 はじめに・本書の使い方

## ■ はじめに

令和元年6月19日の動物の愛護及び管理に関する法律の改正の目的の一つは、動物取扱業のさらなる適正化であり、その一環として動物取扱業における基準の具体化に関する改正が行われた。この背景には、多頭飼育問題や動物虐待を含む、人々の動物の取扱いに対する関心の高まりがあり、特にペットとなる動物を直接取り扱う事業に対する注目が集まっている。これまでの幾度にわたる法改正においても、改正の度に動物取扱業に関する規定が追加・変更されてきたにもかかわらず、動物取扱業者による不適切な飼養等が見受けられ、速やかな改善が図られなかったことが、令和元年の法改正につながっており、このことは、動物取扱業者はもちろん、それを指導する立場にある行政や、そういった動物取扱業者を利用する消費者も含めて、重く受け止めなければならない事実である。

改正された法第21条(基準遵守義務)において、基準として定める事項として、飼養設備や従業者の員数、繁殖に関する事項等の7つの項目が明記されるとともに、犬猫等販売業者に係る基準は、できる限り具体的なものでなければならぬと規定された。

これらを踏まえ、基準の具体化について議論が重ねられ、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(通称、飼養管理基準)が令和3年4月1日に公布、同年6月1日に施行された。当該省令は、犬猫に関する基準の具体化が図られたものの、犬猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類の基準については定性的な記載に留まっている。

当該省令の諮問に対する中央環境審議会答申(令和3年1月7日)において、「犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進めるものとする。」とされたことから、本答申を受け、令和4年より、犬猫以外の哺乳類に関する基準の具体化に向けた基準省令の検討が進められ、「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」及び「中央環境審議会動物愛護部会」等での審議を踏まえ、令和8年10月15日に公布され、令和9年6月1日に施行されることとなっている。

本書は、犬猫以外の哺乳類において、この新たな基準を厳格に運用していくために策定されたものである。この基準の具体化に関わったすべての方に感謝を申し上げるとともに、新たな基準が、人と動物が共生する社会を実現するための大きな一歩となるよう、本書が関係者に広く活用されることを期待している。

なお、犬猫においては、「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」を参照いただきたい。

## ■ 野生動物の飼養等に係る留意点について

飼養管理基準は、動物取扱業の対象となる哺乳類、鳥類、爬虫類を対象としており、今回の省令改正では犬猫以外の哺乳類の基準の具体化が図られた。一方で、令和4年環境省告示第 54 号「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において、家畜化されていない野生動物等の飼養及び保管については、その生態、習性及び生理に即した特別な飼養環境の整備及び維持が必要であり、人に危害を加えるおそれのある種が含まれること等から限定的であるべきとされているほか、ひとたび逸走等が発生した場合には自然生態系の保全上の問題が生じるおそれも大きいことから、飼養者はその重大な責任を十分に自覚する必要があるとされている。今回の省令改正及び本書の位置付けは、野生動物等の飼養や販売、触れ合いへの利用等を推奨するものではなく、本書の記載内容は、動物取扱業においてこれらの動物を取り扱う場合について、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するための適正な飼養管理の考え方を示すものである。

## ■ 本書の位置付け・使い方

本書は、犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準について、その細部解釈を示すことで、厳格な運用を進めるために策定されるものである。本書をもとに、指導監督権限のある「行政職員」は、事業者の遵守状況を確認し、指導監督を行うとともに、基準を満たさない事業者に対しては、登録の取消し等を含む制度の厳格な運用を行う。また、「動物取扱業者」においては、確実に基準を遵守し、より適正な動物の飼養管理を行うことを期待するものである。

「3.基準の解説」は、法律に明記された7つの項目に沿って、以下の構成で説明している。

### 「3.基準の解説」各項目の構成について

- 条文の該当箇所…細部解釈が必要な条文の該当箇所を記載(※)
- 趣旨……………基準の根拠となる考え方を説明
- チェックポイント…基準を遵守していることを確認する際にポイントとなる事項
- 基準の細部解釈…基準の意味を具体化し、基準の遵守状況を確認する際の判断基準となる事項(条文中の下線部分の文言について解説)
- 参考……………その他適正な飼養に際し参考となる事項(関連法令、様式、動物の特性等)
- 推奨事項……………より適正な飼養となるよう積極的に導入していただきたい事項

(※)本書では、第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準である省令第 2 条の条文を抜粋して記載している。第二種動物取扱業者についても、原則として同様の趣旨及び細部解釈を踏まえて運用するが、省令第 3 条において、対象となる業種、義務・努力義務の別その他の規定内容が異なる場合は、省令第 3 条の規定による。各項目における第一種動物取扱業と第二種動物取扱業の相違については、それぞれの項目の注記を参照すること。

なお、動物取扱業の指導監督権限は各自治体にあることから、事業の実施に関する個別の判断は、環境省ではなく各自治体が行うことに留意する必要があるが、指導監督権限のある「行政職員」と事業を行う「動物取扱業者」のそれぞれの立場において、「3.基準の解説」の各項目については、以下のように使われることを想定している。

### 「3.基準の解説」各項目の使い方

#### ●行政職員

○基準の細部解釈・・・動物取扱業者の立入検査時等に、遵守していることを確認する際の事項

基準を満たさない等違反状況が確認された場合には、法に基づいて厳格な運用を行う想定

○チェックポイント・・・動物取扱業者の立入検査時等において、基準を遵守していることを確認する際にポイントとなる事項

#### ●動物取扱業者

○基準の細部解釈・・・基準の意味をより具体化した事項

○参考・・・その他適正な飼養に参考となる事項  
関連法令や様式例、動物の特性等

○推奨事項・・・動物にとって、より適正な飼養となる推奨される事項

また、飼養管理基準が動物取扱業者に広く利用されることを想定し、以下の動物別に整理した解説書についても作成する。

- うさぎ
- ハムスター
- モルモット
- シマリス
- チンチラ
- デグー
- フクロモモンガ
- ヨツユビハリネズミ
- フェレット
- ウマ
- ブタ
- ヒツジ
- ヤギ
- ウシ 等

注：解説書内の「うさぎ」はペットとして主に流通するアナウサギを指す。「ハムスター」はペットとして主に流通するドワーフハムスターやゴールデンハムスター等の複数の種を含む総称である。その他については基本的に種名として記載している。

## 2 チェックリスト

ここでは、第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の遵守基準のうち、特に立入検査において確認が行われる事項を中心に、基準の遵守状況を確認する際の主な着眼点を整理したものである。個別の基準への適合性については、動物の種類、飼養状況等を踏まえ、「3 基準の解説」に示す細部解釈に基づき総合的に判断する。

### 共通事項(犬猫以外の哺乳類の飼養・保管に必要な事項)

#### 《飼養施設・設備(ケージ等)》

- ☐ 個々の動物種ごとにケージ等の基準を満たす。  
(うさぎ、ハムスター、モルモットは定量的な基準)
- ☐ 犬猫以外の哺乳類において、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作がしやすい十分な広さがある。(立ち上がる、横たわる、方向転換する、身繕いする、伸びる等の動作を容易に行える広さか。)  
※ハムスター、モルモットにあっては、設備を設置した上で、動物が自然な姿勢や行動、運動ができる状態となっているか。(設備により運動が妨げられる状態となっていないか。)
- ☐ うさぎにあっては、長期間飼養する場合(長期間の飼養を行うことが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業)は、走る、跳ねる、登る等の十分な運動ができるより一層の広さがある。または、運動スペースで適切な頻度と時間の運動ができるような計画を定め、書面にて記録している。
- ☐ 犬猫以外の哺乳類(ハムスター、モルモットを除く)を長期間飼養する場合(長期間の飼養を行うことが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業)は、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間を有している。または、運動スペースで適切な頻度と時間の運動ができるような計画を定め、書面にて記録している。  
※傷病個体や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断ができる場合は、上記項目が適用されない場合がある。
- ☐ ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがない。
- ☐ ケージ等が落下又は転倒して哺乳類が傷害等を受けることのないように確実に固定されている。
- ☐ ケージ等及び訓練場は、錆、割れ、破れ等の破損がない。(適切な補修が行われている場合は当該規定の「錆、割れ、破れ等の破損」があるとはみなさない)
- ☐ 床、扉、格子、壁、柵や天井等については、囓る、ぶら下がる、ぶつかる、掘る等により破損しない材質であるとともに、有害な化学物質等を含む塗装がされていない。
- ☐ ケージ等に、給餌及び給水のための器具が備えられている。
- ☐ ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備が備えられている。【第一種動物取扱業者に適用】
- ☐ ケージ等の清掃が1日1回以上行われ、残さ、汚物等が取り除かれ、敷料の交換等により床

表面が清潔な状態に保たれている。

- ケージ等は、受け皿や床敷きなどにより、ふん尿などが漏れない構造である。

#### 《従業員数》

- ケージ等の清掃が1日1回以上行われ、残さ、汚物等が取り除かれ、敷料の交換等により床表面が清潔な状態に保つことのできる従業員数を確保している。
- 給餌、健康チェック、運動、触れ合い活動、必要な訓練等の適切な飼養保管を行う時間が確保され、個体の飼養保管や施設の維持管理が行き届いた状態を保つことができる従業員数を確保している。

#### 《環境の管理》

- 動物の生理、生態、習性等に適した温度、湿度、明るさ、換気等が保たれ、騒音が防止されるように環境を管理している。
- 飼養施設等に温度計と湿度計が備え付けられている。
- 寒さ、暑さにより健康に支障が生じるおそれ(震えや開口呼吸など)がない。
- 清潔が保たれ、飼養環境や生活環境を損なうような臭いがない。
- 自然光や照明により、適切な光の管理をしている。

#### 《疾病等に係る措置》

- 病気にかかったり怪我をしたりした個体がいる場合には、速やかに必要な措置を行うとともに、必要に応じて獣医師の診療を受けさせている。(病気や怪我があるにもかかわらず、必要な措置が受けられていない個体はいないか。)
- 体重低下、食欲不振、歩行障害その他の健康状態の悪化が認められる個体について、必要な処置が講じられ、特別な事情がある場合を除き、獣医師による診療を受けさせている。
- 状態が悪化した個体はいない。(歩行障害・異常歩行、ふん尿の変化、発汗、目・鼻・耳からの分泌物、咳や呼吸の異常など体調が変化した個体はいないか。)

#### 《動物の管理》

- 哺乳類が以下の不適切な状態になっていない(1つでも該当があれば違反)。
  - 被毛にふん尿等が固着した状態
  - 体表が毛玉で覆われた状態
  - 爪、歯又はひづめが異常に伸びている状態
  - その他、健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- 同一ケージ等内において複数の動物の飼養・保管をする場合に、動物間で過度な闘争等が発生していない。
- 被捕食動物と捕食動物が、接触可能又は見えるような位置に配置されていない。
- 不適切な飼養管理に起因する外傷、過剰な身づくろい行動、過剰な常同行動等、健康及び安全が損なわれるおそれのある状態となっていない。
- 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水が行われている。
- 清潔な給水が常時確保されている。
- 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等で飼養又は保管する場合には、動物の生理、生態、習性、成長段階、健康状態等を踏まえ、必要に応じて運動の時間を設けている。
- 販売業者、貸出業者及び展示業者が夜間に営業を行う場合、午後8時から翌日午前8時まで

で顧客、見学者等が飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられていない。

- 動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合、動物の身体に外傷を生じるような行為、暴力を加える行為、心理的抑圧・恐怖を与えるような行為、過度に餌を減らす行為等が行われていない。
- 販売業者、貸出業者及び展示業者が、夜間に哺乳類を顧客と接触させたり、顧客に譲り渡し、又は引き渡していない。

#### 個別事項(事業の内容に応じて適用される事項)

##### 《展示を行う場合(販売のための展示や展示業者の場合)》

- 犬猫以外の哺乳類を長時間連続して展示を行う場合、以下のいずれかの場合を確保している。【第一種動物取扱業者に適用】
  - 休息できる設備に自由に移動できる状態が確保されている。
  - 連続した展示が6時間を超えないよう、その途中に展示を行わない時間を設けている。
- 特別の事情がある場合を除き、午前 8 時から午後 10 時までの間に展示を行い、1 日の展示時間を 12 時間以内としている。【第一種動物取扱業者に適用】

##### 《人と動物との接触(販売のための触れ合いや展示での触れ合いの場合)》

- 社会化を必要とする幼齢の哺乳類について、その健全な育成及び社会化のため、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管している。
- 人との触れ合いに用いる哺乳類については、必要な社会化が適切に行われている。
- 販売業者、貸出業者及び展示業者が、顧客等を動物に接触させる場合には、接触の形態や動物の種類に応じて、職員 1 人当たりの顧客数の上限や顧客の年齢制限等を定量的に定め、それに従った人数としている。
- 哺乳類への接触方法をあらかじめ文書又は口頭で説明し、顧客等がその内容を理解したことを確認している。
- 顧客等が哺乳類に接触する場合には、接触の前後に手指等を消毒させている。
- 触れ合いに用いられている動物が自らの意思で移動し顧客との接触を避けられる設備又は場所が設けられている。
- 過度に幼齢な個体、触れ合いにより過度なストレスがかかるおそれのある個体、人と動物の共通感染症に感染している個体が顧客との触れ合いに用いられていない。
- 不適切な事案等が発生した際に、速やかに対処ができるような体制となっている。

##### 《輸送を行う場合》

- 動物の輸送に際して、動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて、適切な量及び回数により給餌及び給水されている。
- 輸送中の給餌内容や方法が通常時と異なる場合、事前に馴致している。
- 第一種動物取扱業(販売業者、貸出業者及び譲渡業者)又は第二種動物取扱業(譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者)にあっては、その飼養施設に輸送された哺乳類について、輸送後2日間以上、動物の状態を目視観察している。(※外部施設に輸送した場合は、対象外。)
- 輸送後の動物に、状態の変化(下痢、おう吐、四肢の麻痺等の外形上明らかな変化)が見ら

れない。

- 販売又は貸出しの目的で外部施設に輸送した場合、目的を達成した後、速やかに日常的に使用している飼養施設に持ち帰っている。(顧客に譲り渡した場合を除く)

#### 《繁殖を行う場合》

- みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかからないよう、適切な繁殖回数としている。
- 繁殖の実施状況について記録した繁殖実施状況記録台帳を作成し、5年間保管している。  
【第一種動物取扱業者に適用】

### 3 基準の解説

ここでは、令和9年6月1日から施行される基準省令により具体化された犬猫以外の哺乳類に関する新たな基準について、まず『条文の該当箇所』を冒頭に示し、基準の『趣旨』、『チェックポイント』、基準遵守の判断基準となる『基準の細部解釈』（条文中の下線部分の文言について解釈を記載）、『推奨事項』、関連法令や様式例等を示した『参考』という順で構成している。『推奨事項』の欄には、動物にとって、より適正な飼養となるよう積極的に導入していただきたい事項を記載しており、参照いただきたい。「[2](#)チェックリスト」とこの「[3](#)基準の解説」を用いて、動物の飼養、保管の状態を常に確認し、基準の遵守を徹底していただきたい。

#### 1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

##### ■ ケージ等の規模について

第2条第1号 □ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) 略

(3) ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

(一) 略

(二) 犬及び猫以外の哺乳類に属する動物のケージ等は、次のとおりとすること。

(イ) うさぎにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長（鼻先から尾の付け根までの長さをいう。以下同じ。）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養し、又は管理する場合にあっては、これらの個体の頭胴長のうち最も長いもの。以下同じ。）の2倍以上、横の長さが頭胴長の1.5倍以上及び高さが頭胴長の1.7倍以上とするとともに、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

(ロ) ハムスターにあっては、ケージ等の規模は、床面積が7.5に頭胴長の2乗を乗じて得た値以上（複数のハムスターを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、1を超えるこれらのハムスターの頭数に2.5を乗じて得た値に、頭胴長の2乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上）及び高さが頭胴長の2倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。

(ハ) モルモットにあっては、ケージ等の規模は、床面積が6に頭胴長の2乗を乗じ

て得た値以上（複数のモルモットを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、1を超えるこれらのモルモットの頭数に2.25を乗じて得た値に、頭胴長の2乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上）及び高さが頭胴長の1.5倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。

(二) その他哺乳類に属する動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

(三) 哺乳類に属する動物（以下単に「哺乳類」という。）以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。

※第二種動物取扱業においても同様である。【省令第3条第1号ロ(10)(五)(ロ)～(ハ)】

## 趣旨

動物の飼養及び保管にあたっては、動物にとって必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長できるよう、動物の種類、生態、習性、生理を考慮した施設・設備を備える必要がある。

うさぎ、ハムスター、モルモットのケージの広さは、必要最低限の基準として定めたものであり、可能な限り当該基準を上回る広さのケージを用いて飼養する必要がある。

うさぎにあっては、寝床や休憩場所となるケージサイズ基準を定めているため、飼養が長期間にわたる場合は、走る、段差を登る等の運動ができるより一層の広さ及び空間を有するケージで飼養するか、若しくは、適切な頻度と時間を定めた上で運動スペースに置くこと。また、飼養期間が長期にわたらない場合であっても、第2条第7号レに従って、動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

ハムスター、モルモットにあっては、運動ができるスペースの必要最低限の基準としているため、別途、運動スペースや運動の時間を設けることは規定されていない。ただし、基準値以上の飼養スペースであったとしても、設備の設置等により、動物が自然な姿勢や行動、運動ができない場合は、ケージ基準を満たしているとは言えないため、その場合は環境を改善することが必要である。

移動販売やイベント販売においても、販売のために登録された飼養施設には、ケージ等の基準が適用される。移動を伴うイベント販売等であっても、販売業の場合は、販売されるまでの期間が事前にわからないため、飼養期間が長期間にわたる場合に該当するものとする。

## チェックポイント

- 個々の動物種ごとにケージ等の基準を満たす。  
(うさぎ、ハムスター、モルモットは定量的な基準となっているか)
- 犬猫以外の哺乳類において、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作がしやすい十分な広さがある。(立ち上がる、横たわる、方向転換する、身繕いする、伸びる等の動作を容易に行える広さか。)  
※ハムスター、モルモットにあっては、設備を設置した上で、動物が自然な姿勢や行動、運動ができる状態となっているか。(設備により運動が妨げられる状態となっていないか。)
- うさぎにあっては、長期間飼養する場合(長期間の飼養を行うことが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業)は、走る、跳ねる、登る等の十分な運動ができるより一層の広さがある。または、運動スペースで適切な頻度と時間の運動ができるような計画を定め、書面にて記録している。
- 哺乳類(犬、猫、ハムスター、モルモットを除く)を長期間飼養する場合(長期間の飼養を行うことが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業)は、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間を有している。または、運動スペースで適切な頻度と時間の運動ができるような計画を定め、書面にて記録している。  
※傷病個体や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断ができる場合は、上記項目が適用されない場合がある。

## 基準の細部解釈

### <ケージ等>

動物の飼養又は保管のために使用する、おり、かご等の設備を指す。このため、いわゆるケージそのものだけではなく、平飼いの施設や運動スペースの外周を囲う柵等の設備もケージ等に含まれる。また、部屋等で放し飼いをしている場合は、部屋全体がケージ等に当たる。

### <飼養期間が長期間にわたる場合>

長期間の飼養が行われることが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業が該当し、具体的にはブリーダーのもとにいる動物やペットショップで販売のために展示される動物、触れ合い施設で展示される動物等が該当する。一方、長期間の飼養が想定されない保管業等の業態(ペットホテルにおける数日の預かりや保管等)は、「飼養期間が長期間にわたる場合」には該当しない。

### <適切な頻度及び時間を定め>

個々の動物の健康維持や発育、ストレスの軽減等のために、以下の観点を踏まえて定量的に定める運動頻度や時間のこととし、設定した内容は書面にて記録しておくこと。

- ・動物の成長段階や年齢等
- ・運動場所
- ・健康状態
- ・頻度、時間 等

【参考様式 運動の頻度及び時間】

| 種名<br>・個体名 | 年齢<br>/成長段階                         | 健康状態                           | 運動場所                                          | 頻度                              | 時間                                                          | 留意事項                       |
|------------|-------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------|
|            | 幼齢、成齢、老<br>齢のどこにあ<br>たるか、年齢等<br>を記載 | 運動時間等<br>にかかわる<br>健康状態等<br>を記載 | 運動場所の広<br>さ、当該施設<br>のどこを運動<br>場所とするか<br>などを記載 | 1日1回等<br>動物の生態、<br>状態に応じて<br>設定 | 運動させる時<br>間と時間帯を<br>記載<br>(例:○時～△<br>時、または閉<br>店後1時間な<br>ど) | 運動に当たっ<br>て注意するべ<br>き事項を記載 |

<十分に運動することができる状態>

個々の動物が運動可能な空間において、その空間内を動物が動き回って必要な運動ができる状態。飼養期間が長期間にわたる場合のケージ等の規模を定めている動物にあっては、それよりも広い空間とすること。

<十分な広さ及び空間>

【チンチラ、デグー】…個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、砂を浴びることができる十分な空間。

【ウマ】…複数頭を同じ空間で飼養する場合には、同じ群れの全てのウマが同時に横臥し、容易に体の向きを変えることができる空間。特に、哺乳期の子ウマを伴っている母ウマや妊娠中のウマについては、十分な空間を与える。

【ブタ】…複数頭を同じ空間で飼養する場合には、同じ群れの全てのブタに対し、妨げられることなく、同時に横臥、休息、起立することができる十分な空間。特に妊娠した繁殖雌ブタは、寝起きすることが不自由で、柵に腹部を圧迫され、乳房を隣のブタに踏まれる等の事故が起こるおそれがあるため、事故が起こらない十分な広さを確保する。また、分娩後や泌乳中の母ブタにあっては、子ブタの圧死の防止及び子ブタが母ブタから自由に授乳できることを考慮する。

【ヒツジ、ヤギ】…複数頭を同じ空間で飼養する場合には、同じ群れの全ての動物に対し、妨げられることなく、同時に横臥、休息、起立することができる十分な空間。

【ウシ】…複数頭を同じ空間で飼養する場合には、同じ群れの全てのウシに対し、妨げられることなく、同時に横臥、休息、起立、毛繕いすることができる十分な空間。

### <より一層の広さ及び空間>

モルモット等の垂直運動をしない動物は床面積の広さ、チンチラ等の垂直運動をする動物は高さも含めた十分な空間が必要である。

【シマリス】・・・地上生と樹上性の両方の性質を持つ半樹上性で、活発な動物であり、天敵から身を守るための木の洞を巣穴にするとといった習性から、飛び移ったりして十分に動き回れるような、広さ及び高さのある空間。

【チンチラ、デグー】・・・地上生だがジャンプ力があり活発な動物であるため、飛び移ったりして十分に動き回れるような、広さ及び高さのある空間。

【フクロモモンガ】・・・樹上性で活発な動物であるため、滑空したりして十分に動き回れるような、広さ及び高さのある空間。

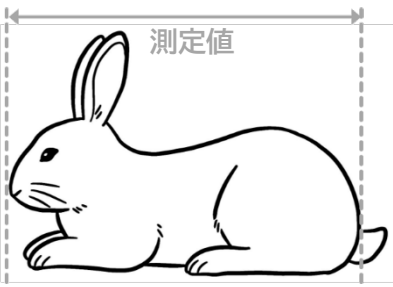
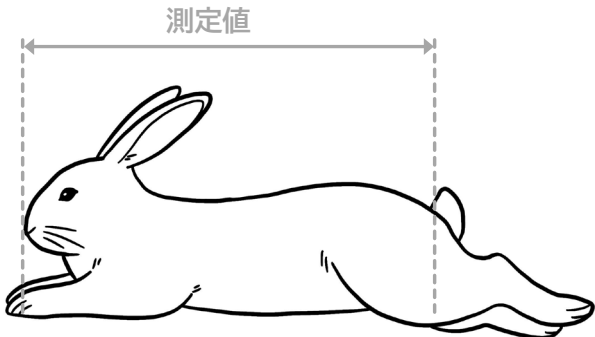
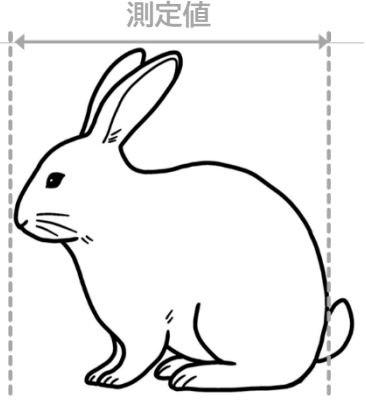
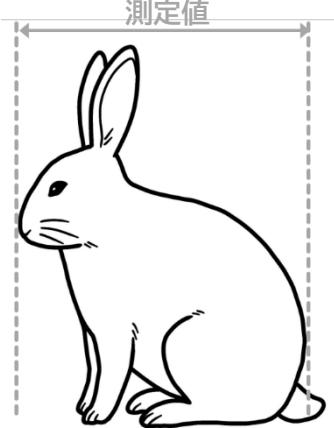
【ヨツユビハリネズミ】・・・回転輪(運動用回し車)を設置できるような空間又は走ったりして十分に動き回れるような広い空間。

【フェレット】・・・穴や隙間に潜りたがる習性があり、後肢だけで立ち上がることができる。また、床より高い位置のハンモックを寝床にすることが多い。これらの行動のために十分に動き回れるような、広さ及び高さのある空間。

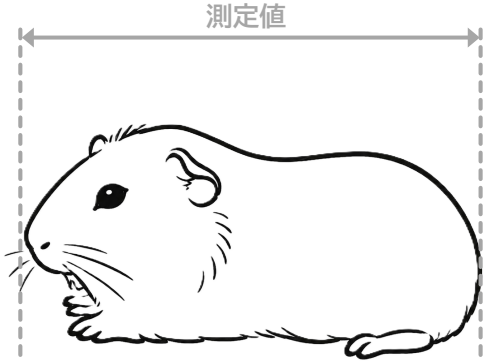
### 参考

- 第2条第1号口のケージ等の規模の基準に関連する基準として、以下のような飼養のための設備や運動に関する規定も存在するため、留意する必要がある。
  - 動物を飼養するケージ等には、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて第2条第1号ハ(二)に定められた設備を備えること。
  - 同じケージ等で複数の動物を飼養又は保管する場合には、第2条第7号ヲに従って、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。
  - 飼養期間の長短に関わらず、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、第2条第7号レに従って、動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。
- 頭胴長(鼻先から尾の付け根までの長さをいう。)の測り方について:うさぎ、ハムスター、モルモットの頭胴長にあっては次の図を参考に計算する。なお、動物にストレスをかけることなく、また、咬傷事故等の危険性がないよう、状況に応じケージ等の外側から測定する。

図表 1 頭胴長のイメージ(うさぎ)

| 【うさぎ】                                                                                                 |                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|                      |                                                                                      |
| <p>基本の姿勢[座位(四肢と腹部が床についている状態)の鼻先から尾の付け根の長さ]<br/>上記の姿勢を基本とし、下記の姿勢で測った場合は係数をかけて頭胴長を計算する。<br/>頭胴長＝測定値</p> |                                                                                      |
|                    |                                                                                      |
| <p>係数 0.8[腹部が床について足が伸びている状態の鼻先から尾の付け根の長さを測定する場合]<br/>頭胴長＝測定値×0.8</p>                                  |                                                                                      |
|                    |  |
| <p>係数 1.1[腹部が床についていない状態の鼻先から尾の付け根の長さを測定する場合]<br/>頭胴長＝測定値×1.1</p>                                      | <p>係数 1.2[座位の状態の鼻先から尾の付け根の長さを測定する場合]<br/>頭胴長＝測定値×1.2</p>                             |

図表 2 頭胴長のイメージ(ハムスター・モルモット)

| 【ハムスター】                                                                                               |                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|                      |    |
| <p>基本の姿勢[座位(四肢が床についている状態)の鼻先から尾の付け根の長さ]<br/>上記の姿勢を基本とし、右記の姿勢で測った場合は係数をかけて頭胴長を計算する。<br/>頭胴長＝測定値</p>    | <p>係数 1.2[座位の状態の鼻先から尾の付け根の長さを測定する場合]<br/><br/>頭胴長＝測定値×1.2</p>                        |
| 【モルモット】                                                                                               |                                                                                      |
|                    |  |
| <p>基本の姿勢[座位(四肢と腹部が床についている状態)の鼻先から尾の付け根の長さ]<br/>上記の姿勢を基本とし、右記の姿勢で測った場合は係数をかけて頭胴長を計算する。<br/>頭胴長＝測定値</p> | <p>係数 1.1[少し丸まった状態の鼻先から尾の付け根の長さを測定する場合]<br/><br/>頭胴長＝測定値×1.1</p>                     |

- うさぎ、ハムスター、モルモットのケージ等の規模は次の図表を参考に計算する。
- なお、異なる種(例:うさぎとモルモット)を同じケージ内で飼養する場合は、第2条第7号ヲに従ったうえで、それぞれ必要なケージ等のサイズ(スペース)が重複なく確保されている必要がある(うさぎ1頭に必要な最低限のケージサイズの中にモルモットを1頭追加することは認められず、うさぎ1頭に必要な空間とは別にモルモットに必要な空間が確保されている必要がある。)

図表 3.1 ケージサイズイメージ(うさぎ)

| 【うさぎ】                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <b>基本の考え方</b><br><b>■ 縦＝頭胴長×2倍以上、横＝頭胴長×1.5倍以上、高さ＝頭胴長×1.7倍以上</b><br>※1 寝床・休憩等の最低限のケージサイズとしての基準であり、基準値以上の面積とすること。<br>※2 長期飼養(ブリーダーやペットショップ等)の場合は、運動ができる、より一層の広さ及び空間で飼養するか、若しくは適切な運動の頻度と時間を定め(設定した内容は書面にて記録し)、運動できる状態に置くこと。<br>※3 長期飼養に当たらない場合も、第2条第7号レに従って、動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。 |  |
| <b>【例】1頭で飼養する場合(頭胴長 20 cm)</b><br>縦:20cm×2 倍以上=40cm以上 横:20cm×1.5 倍以上=30cm以上<br>高さ:20cm×1.7 倍以上=34cm以上<br>床面積:(縦)40cm×(横)30cm=1,200 cm <sup>2</sup> 以上                                                                                                                                       |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| <b>【例】複数頭を同一ケージで飼養する場合(2頭:最大頭胴長 20 cmの場合)</b><br>ケージ内に頭数分の広さを確保する。(2 頭の場合は、2 頭分の広さを確保する)<br>1 頭当たりのケージサイズ(最大頭胴長 20 cmの場合)<br>縦:最大頭胴長 20cm×2 倍以上=40cm以上 横:最大頭胴長 20cm×1.5 倍以上=30cm以上<br>高さ:最大頭胴長 20cm×1.7 倍以上=34cm以上                                                                          |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |

図表 3.2 ケージサイズイメージ(うさぎ)

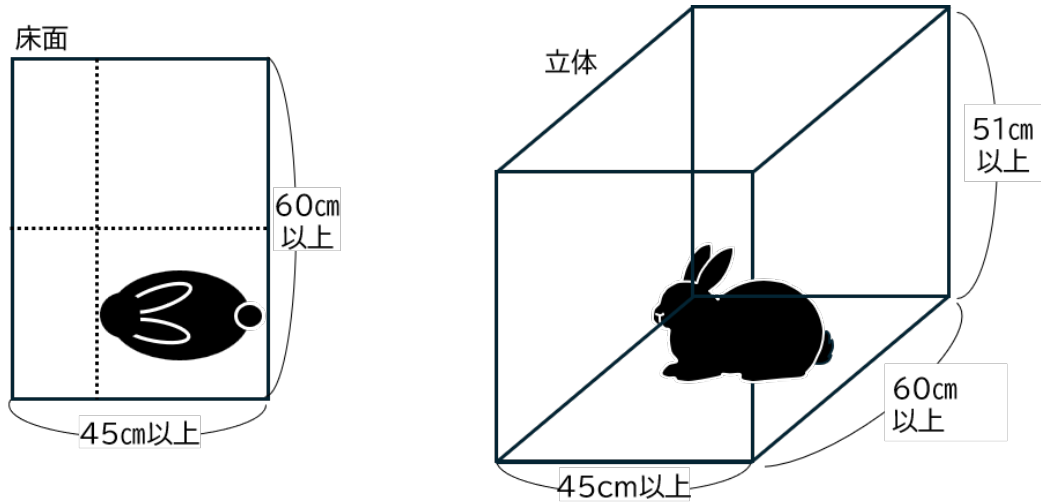
【うさぎ】

【例】1頭で飼養する場合(頭胴長 30 cm)

縦:  $30\text{cm} \times 2 \text{倍以上} = 60\text{cm以上}$  横:  $30\text{cm} \times 1.5 \text{倍以上} = 45\text{cm以上}$

高さ:  $30\text{cm} \times 1.7 \text{倍以上} = 51\text{cm以上}$

床面積: (縦)  $60\text{cm} \times$  (横)  $45\text{cm} = 2,700 \text{ cm}^2$ 以上



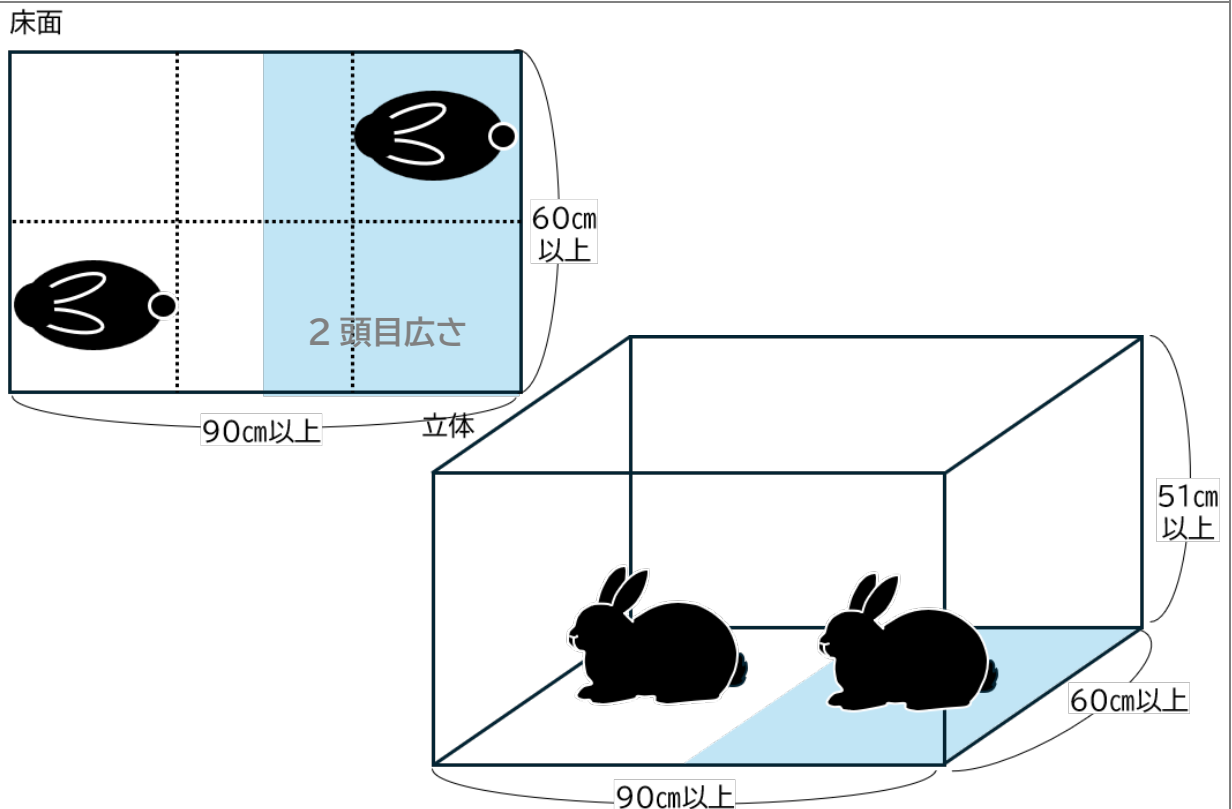
【例】複数頭を同一ケージで飼養する場合(2頭:最大頭胴長 30 cmの場合)

ケージ内に頭数分の広さを確保する。(2頭の場合は、2頭分の広さを確保する)

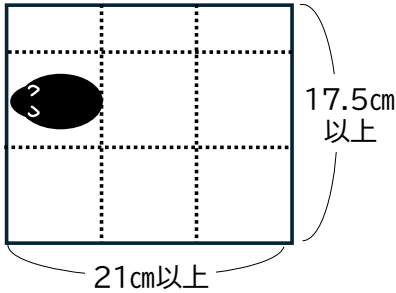
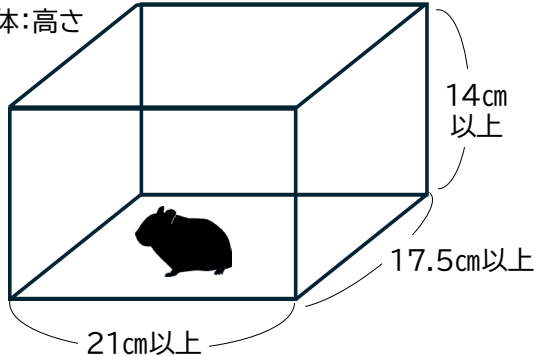
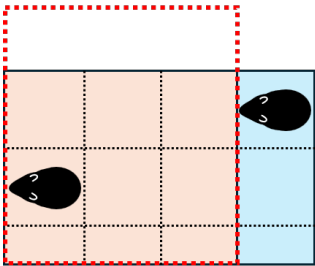
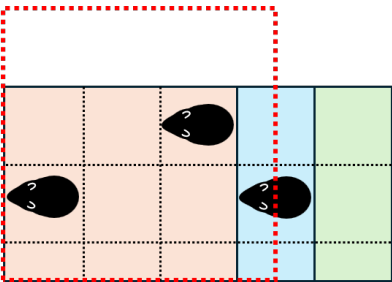
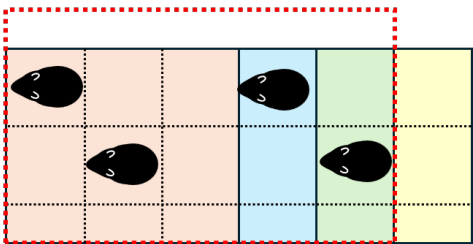
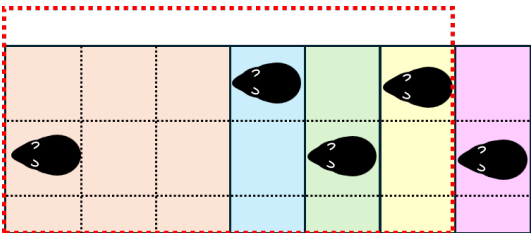
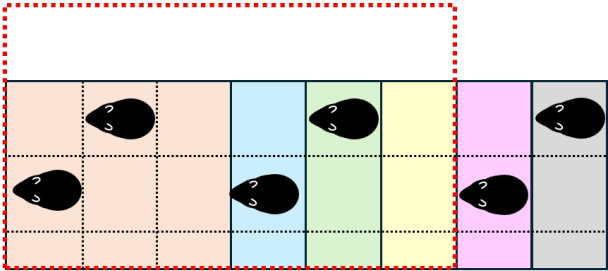
1頭当たりのケージサイズ(最大頭胴長 30 cmの場合)

縦: 最大頭胴長  $30\text{cm} \times 2 \text{倍以上} = 60\text{cm以上}$  横: 最大頭胴長  $30\text{cm} \times 1.5 \text{倍以上} = 45\text{cm以上}$

高さ: 最大頭胴長  $30\text{cm} \times 1.7 \text{倍以上} = 51\text{cm以上}$



図表 4.1 ケージサイズイメージ(ハムスター)

|                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                             |                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【ハムスター】                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                             |                                                                                                                             |
| 基本の考え方(1頭で飼養する場合)                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                             |                                                                                                                             |
| <p>■ 床面積 = 7.5 倍以上 × 頭胴長 × 頭胴長、高さ = 頭胴長 × 2 倍以上</p> <p>※ 寝床・休憩等の面積及び運動ができる最低限のケージサイズとしての基準であり、基準値以上の面積とすること。</p>                                                                                                      |                                                                                                                             |                                                                                                                             |
| <p>[例] 1 頭で飼養する場合(頭胴長 7 cm)</p> <p>床面積: 7.5 倍以上 × 頭胴長 7 cm × 頭胴長 7 cm = 367.5 cm<sup>2</sup> 以上</p> <p>高さ: 頭胴長 7 cm × 2 倍以上 = 14 cm 以上</p>                                                                            |                                                                                                                             |                                                                                                                             |
| <p>床面(例)</p>                                                                                                                         | <p>立体: 高さ</p>                             |                                                                                                                             |
| 基本の考え方(複数頭を同一ケージで飼養する場合)                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                             |                                                                                                                             |
| <p>■ 床面積 = 1 頭目の床面積 [7.5 倍以上 × 最大頭胴長 × 最大頭胴長]</p> <p>+ 2 頭目以降の床面積 [2.5 倍以上 × 最大頭胴長 × 最大頭胴長] × 2 頭目以降の頭数</p> <p>高さ = 最大頭胴長 × 2 倍以上</p>                                                                                 |                                                                                                                             |                                                                                                                             |
| <p>[例] 2～6 頭で飼養する場合(頭胴長 7 cm)の場合</p> <p>1 頭当たりの床面積 = 7.5 倍以上 × 7 cm × 7 cm = 367.5 cm<sup>2</sup> 以上</p> <p>2 頭目以降の床面積 = 2.5 倍以上 × 7 cm × 7 cm = 122.5 cm<sup>2</sup> 以上</p> <p>高さ: 最大頭胴長 7 cm × 2 倍以上 = 14 cm 以上</p> |                                                                                                                             |                                                                                                                             |
| <p>2 頭の床面積 = 490 cm<sup>2</sup> 以上</p>                                                                                             | <p>3 頭の床面積 = 613 cm<sup>2</sup> 以上</p>   | <p>4 頭の床面積 = 735 cm<sup>2</sup> 以上</p>  |
| <p>5 頭の床面積 = 858 cm<sup>2</sup> 以上</p>                                                                                             | <p>6 頭の床面積 = 980 cm<sup>2</sup> 以上</p>  |                                                                                                                             |
| <p>※ 赤枠点線: ケージ形状の例。床面積が基準以上であり、自然な姿勢や行動、運動ができる広さであれば、ケージ縦横の比率に定めはない。</p>                                                                                                                                              |                                                                                                                             |                                                                                                                             |

図表 4.2 ケージサイズイメージ(ハムスター)

【ハムスター】

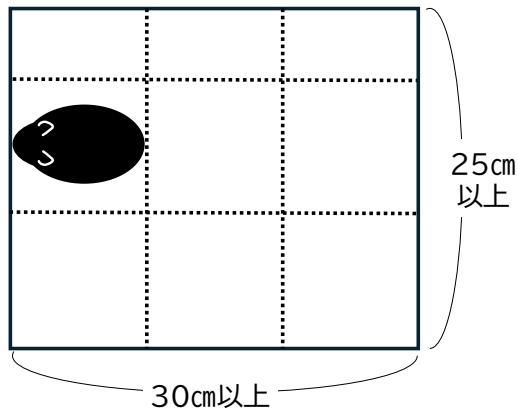
【例】1頭で飼養する場合(頭胴長 10 cm)

床面積: 7.5 倍以上×頭胴長 10cm×頭胴長 10cm = 750 cm<sup>2</sup>以上

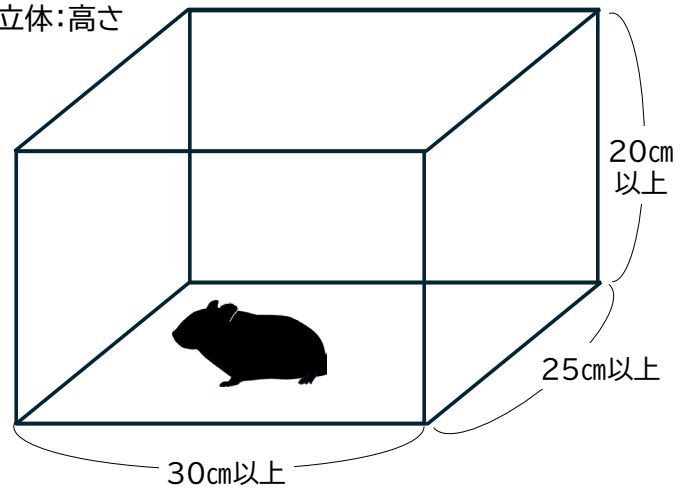
高さ: 頭胴長 10cm×2 倍以上 = 20cm以上

※ 寝床・休憩等の面積及び運動ができる最低限のケージサイズとしての基準であり、基準値以上の面積とすること。

床面(例)



立体: 高さ



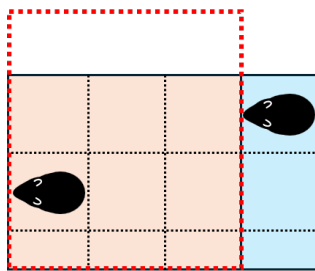
【例】2～6頭で飼養する場合(頭胴長 10 cm)の場合

1頭当たりの床面積 = 7.5 倍以上×10 cm×10 cm = 750 cm<sup>2</sup>以上

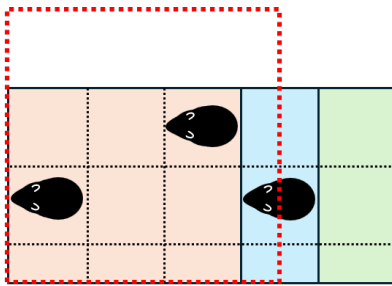
2頭目以降の床面積 = 2.5 倍以上×10 cm×10 cm = 250 cm<sup>2</sup>以上

高さ: 最大頭胴長 10cm×2 倍以上 = 20cm以上

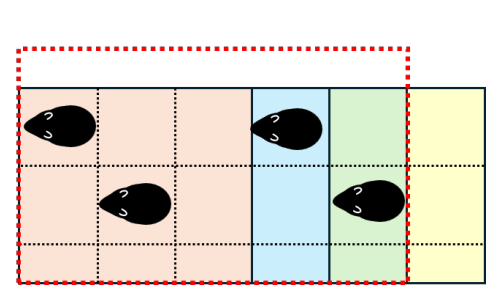
2頭の床面積 = 1,000 cm<sup>2</sup>以上



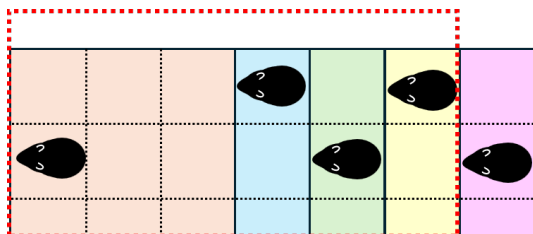
3頭の床面積 = 1,250 cm<sup>2</sup>以上



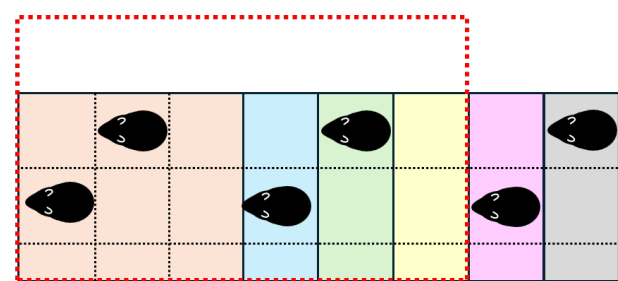
4頭の床面積 = 1,500 cm<sup>2</sup>以上



5頭の床面積 = 1,750 cm<sup>2</sup>以上

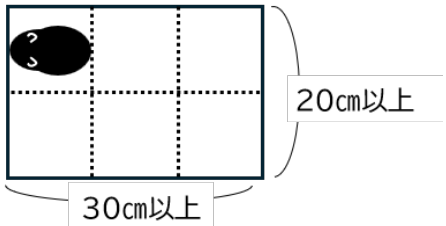
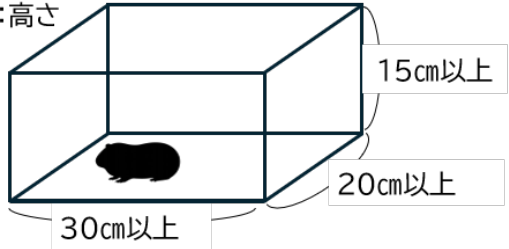
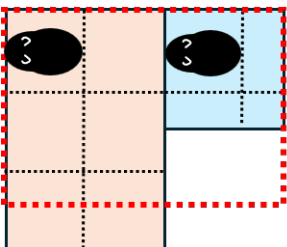
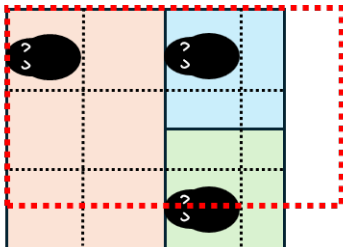
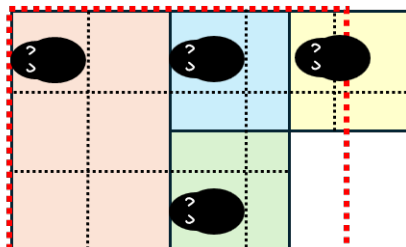
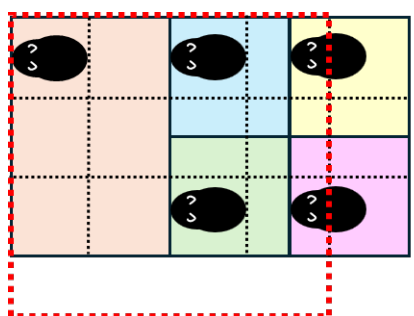
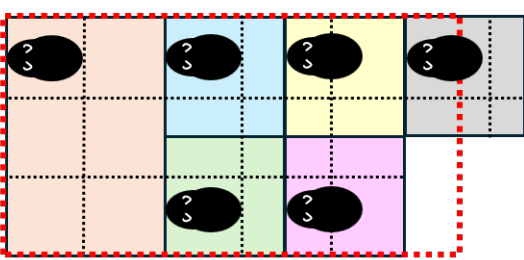


6頭の床面積 = 2,000 cm<sup>2</sup>以上

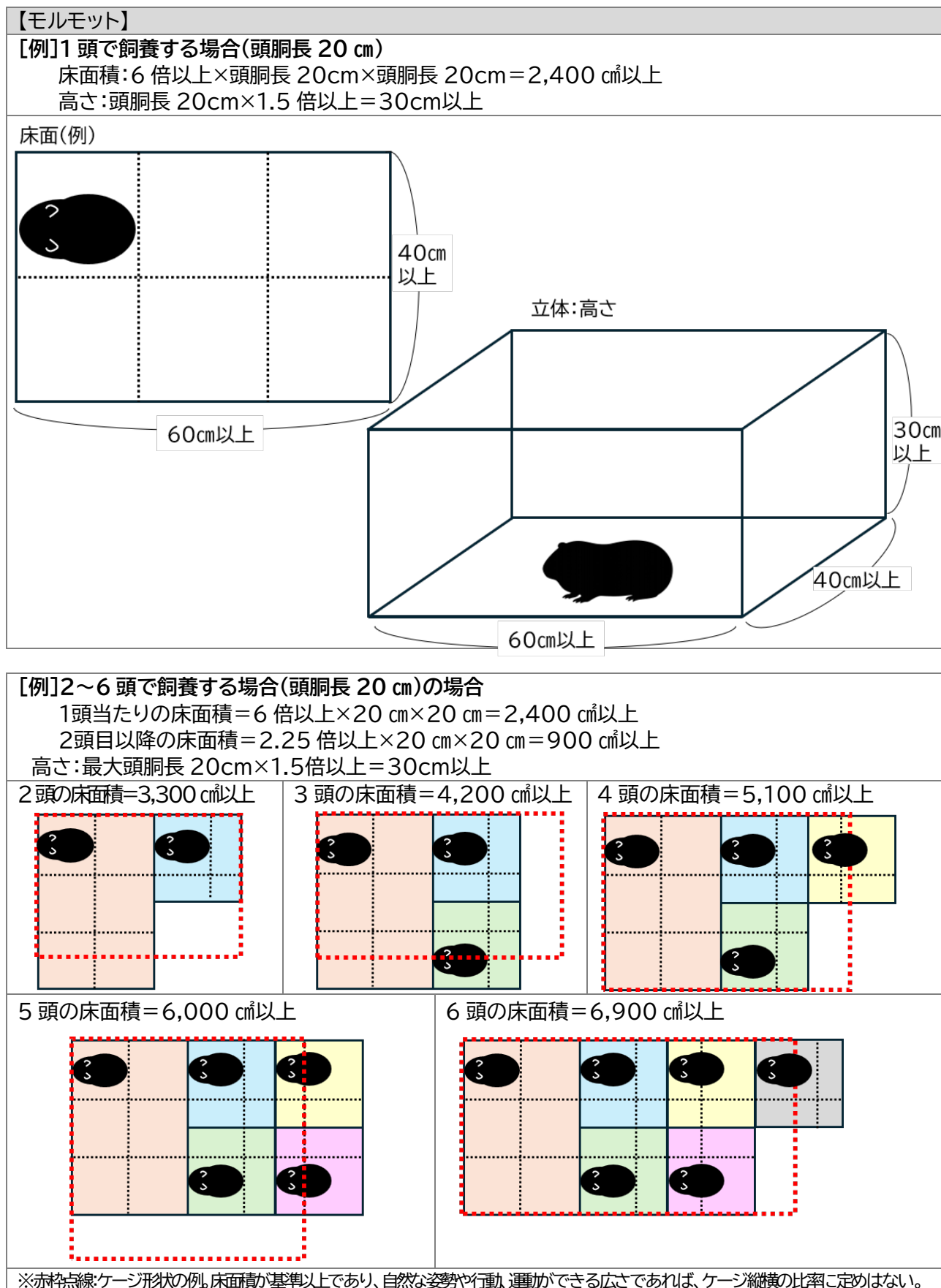


※ 赤枠点線: ケージ形状の例。床面積が基準以上であり、自然な姿勢や行動、運動ができる広さであれば、ケージ縦横の比率に定めはない。

図表 5.1 ケージサイズイメージ(モルモット)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>【モルモット】</b></p> <p><b>基本の考え方(1頭で飼養する場合)</b></p> <p>■ 床面積 = 6 倍以上 × 頭胴長 × 頭胴長、高さ = 頭胴長 × 1.5 倍以上</p> <p>※ 寝床・休憩等の面積及び運動ができる最低限のケージサイズとしての基準であり、基準値以上の面積とすること。</p> <p><b>[例]1頭で飼養する場合(頭胴長 10 cm)</b></p> <p>床面積: 6 倍以上 × 頭胴長 10cm × 頭胴長 10cm = 600 cm<sup>2</sup>以上</p> <p>高さ: 頭胴長 10cm × 1.5 倍以上 = 15cm 以上</p>                                                                                  |                                                                                                                               |
| <p>床面(例)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>立体: 高さ</p>                               |
| <p><b>基本の考え方(複数頭を同一ケージで飼養する場合)</b></p> <p>■ 床面積 = 1 頭目の床面積[6 倍以上 × 最大頭胴長 × 最大頭胴長]</p> <p>+ 2 頭目以降の床面積[2.25 倍以上 × 最大頭胴長 × 最大頭胴長] × 2 頭目以降の頭数</p> <p>高さ = 最大頭胴長 × 1.5 倍以上</p> <p><b>[例]2～6 頭で飼養する場合(頭胴長 10 cm)の場合</b></p> <p>1頭当たりの床面積 = 6 倍以上 × 10 cm × 10 cm = 600 cm<sup>2</sup>以上</p> <p>2頭目以降の床面積 = 2.25 倍以上 × 10 cm × 10 cm = 225 cm<sup>2</sup>以上</p> <p>高さ: 最大頭胴長 10cm × 1.5 倍以上 = 15cm 以上</p> |                                                                                                                               |
| <p>2 頭の床面積 = 825 cm<sup>2</sup> 以上</p>                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>3 頭の床面積 = 1,050 cm<sup>2</sup> 以上</p>   |
| <p>4 頭の床面積 = 1,275 cm<sup>2</sup> 以上</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                               |
| <p>5 頭の床面積 = 1,500 cm<sup>2</sup> 以上</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>6 頭の床面積 = 1,725 cm<sup>2</sup> 以上</p>  |
| <p>※ 赤点線: ケージ形状の例。床面積が基準以上であり、自然な姿勢や行動、運動ができる広さであれば、ケージ縦横の比率に定めない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                               |

図表 5.2 ケージサイズイメージ(モルモット)



図表 6 頭胴長ごとのケージ等の大きさ早見表(うさぎ)

(注意)複数頭のうさぎを同一ケージで飼養する場合については、ケージサイズの基準は1個体あたりに必要な最低限の縦・横の辺の長さによるスペースを規定しているため、床面積が頭数倍になっているだけでなく、1個体あたりに必要な辺の長さが個々において全頭数分確保されている必要がある。

ケージの広さは、必要最低限の基準であり、可能な限り基準を上回る広さのケージを用いて飼養する必要がある。また寝床や休憩場所となる基準であり、別の運動スペースも必要である。

うさぎ(1頭あたり)

| 頭胴長<br>(cm) | 縦<br>(cm) | 横<br>(cm) | 高さ<br>(cm) | 最低限の<br>床面積<br>(cm <sup>2</sup> ) |
|-------------|-----------|-----------|------------|-----------------------------------|
| 20          | 40        | 30        | 34         | 1,200                             |
| 22          | 44        | 33        | 37         | 1,452                             |
| 24          | 48        | 36        | 41         | 1,728                             |
| 26          | 52        | 39        | 44         | 2,028                             |
| 28          | 56        | 42        | 48         | 2,352                             |
| 30          | 60        | 45        | 51         | 2,700                             |
| 32          | 64        | 48        | 54         | 3,072                             |
| 34          | 68        | 51        | 58         | 3,468                             |
| 36          | 72        | 54        | 61         | 3,888                             |
| 38          | 76        | 57        | 65         | 4,332                             |
| 40          | 80        | 60        | 68         | 4,800                             |
| 42          | 84        | 63        | 71         | 5,292                             |
| 44          | 88        | 66        | 75         | 5,808                             |
| 46          | 92        | 69        | 78         | 6,348                             |
| 48          | 96        | 72        | 82         | 6,912                             |
| 50          | 100       | 75        | 85         | 7,500                             |
| 52          | 104       | 78        | 88         | 8,112                             |
| 54          | 108       | 81        | 92         | 8,748                             |
| 56          | 112       | 84        | 95         | 9,408                             |
| 58          | 116       | 87        | 99         | 10,092                            |
| 60          | 120       | 90        | 102        | 10,800                            |

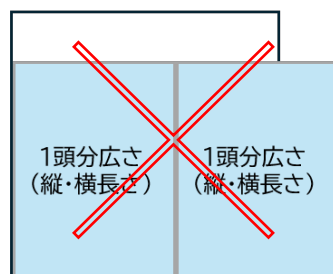
複数頭を同一ケージで飼養する場合

| ケージ内<br>最大頭胴長<br>(cm) | 高さ<br>(cm) | 最低限の床面積(cm <sup>2</sup> ) |        |        |
|-----------------------|------------|---------------------------|--------|--------|
|                       |            | 2頭                        | 4頭     | 6頭     |
| 20                    | 34         | 2,400                     | 4,800  | 7,200  |
| 22                    | 37         | 2,904                     | 5,808  | 8,712  |
| 24                    | 41         | 3,456                     | 6,912  | 10,368 |
| 26                    | 44         | 4,056                     | 8,112  | 12,168 |
| 28                    | 48         | 4,704                     | 9,408  | 14,112 |
| 30                    | 51         | 5,400                     | 10,800 | 16,200 |
| 32                    | 54         | 6,144                     | 12,288 | 18,432 |
| 34                    | 58         | 6,936                     | 13,872 | 20,808 |
| 36                    | 61         | 7,776                     | 15,552 | 23,328 |
| 38                    | 65         | 8,664                     | 17,328 | 25,992 |
| 40                    | 68         | 9,600                     | 19,200 | 28,800 |
| 42                    | 71         | 10,584                    | 21,168 | 31,752 |
| 44                    | 75         | 11,616                    | 23,232 | 34,848 |
| 46                    | 78         | 12,696                    | 25,392 | 38,088 |
| 48                    | 82         | 13,824                    | 27,648 | 41,472 |
| 50                    | 85         | 15,000                    | 30,000 | 45,000 |
| 52                    | 88         | 16,224                    | 32,448 | 48,672 |
| 54                    | 92         | 17,496                    | 34,992 | 52,488 |
| 56                    | 95         | 18,816                    | 37,632 | 56,448 |
| 58                    | 99         | 20,184                    | 40,368 | 60,552 |
| 60                    | 102        | 21,600                    | 43,200 | 64,800 |

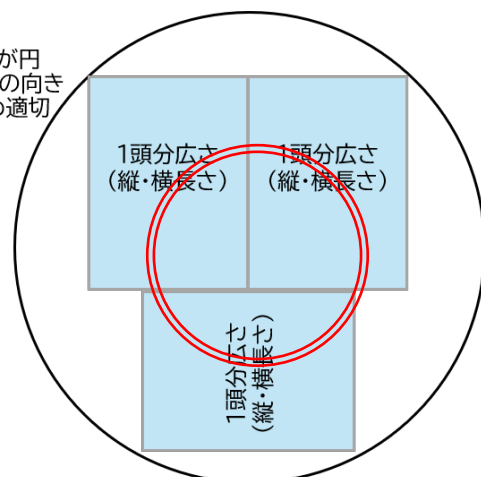
※早見表の床面積は小数点第一位で四捨五入し表示している。

ケージ配置の考え方

(例)ケージが真四角  
底面積が満たされていても、縦・横  
の長さが確保できていないため、不適



(例)ケージの形が円  
1頭分の広さの向き  
は自由のため適切



図表 7 頭胴長ごとのケージ等の大きさ早見表(ハムスター、モルモット)

(注意)ケージの広さは、必要最低限の基準であり、可能な限り基準を上回る広さのケージを用いて飼養する必要がある。

ハムスター(1頭あたり)

| 頭胴長<br>(cm) | 高さ<br>(cm) | 最低限の<br>床面積<br>(cm <sup>2</sup> ) |
|-------------|------------|-----------------------------------|
| 6           | 12         | 270                               |
| 8           | 16         | 480                               |
| 10          | 20         | 750                               |
| 12          | 24         | 1,080                             |
| 14          | 28         | 1,470                             |
| 16          | 32         | 1,920                             |
| 18          | 36         | 2,430                             |
| 20          | 40         | 3,000                             |
| 22          | 44         | 3,630                             |

複数頭を同一ケージで飼養する場合

| ケージ内<br>最大頭胴長<br>(cm) | 高さ<br>(cm) | 1頭ごとの<br>追加床面積<br>(cm <sup>2</sup> ) | 最低限の床面積(cm <sup>2</sup> ) |       |       |       |       |
|-----------------------|------------|--------------------------------------|---------------------------|-------|-------|-------|-------|
|                       |            |                                      | 2頭                        | 3頭    | 4頭    | 5頭    | 6頭    |
| 6                     | 12         | 90                                   | 360                       | 450   | 540   | 630   | 720   |
| 8                     | 16         | 160                                  | 640                       | 800   | 960   | 1,120 | 1,280 |
| 10                    | 20         | 250                                  | 1,000                     | 1,250 | 1,500 | 1,750 | 2,000 |
| 12                    | 24         | 360                                  | 1,440                     | 1,800 | 2,160 | 2,520 | 2,880 |
| 14                    | 28         | 490                                  | 1,960                     | 2,450 | 2,940 | 3,430 | 3,920 |
| 16                    | 32         | 640                                  | 2,560                     | 3,200 | 3,840 | 4,480 | 5,120 |
| 18                    | 36         | 810                                  | 3,240                     | 4,050 | 4,860 | 5,670 | 6,480 |
| 20                    | 40         | 1,000                                | 4,000                     | 5,000 | 6,000 | 7,000 | 8,000 |
| 22                    | 44         | 1,210                                | 4,840                     | 6,050 | 7,260 | 8,470 | 9,680 |

モルモット(1頭あたり)

| 頭胴長<br>(cm) | 高さ<br>(cm) | 最低限の<br>床面積<br>(cm <sup>2</sup> ) |
|-------------|------------|-----------------------------------|
| 10          | 15         | 600                               |
| 12          | 18         | 864                               |
| 14          | 21         | 1,176                             |
| 16          | 24         | 1,536                             |
| 18          | 27         | 1,944                             |
| 20          | 30         | 2,400                             |
| 22          | 33         | 2,904                             |
| 24          | 36         | 3,456                             |
| 26          | 39         | 4,056                             |
| 28          | 42         | 4,704                             |
| 30          | 45         | 5,400                             |
| 32          | 48         | 6,144                             |
| 34          | 51         | 6,936                             |
| 36          | 54         | 7,776                             |
| 38          | 57         | 8,664                             |
| 40          | 60         | 9,600                             |

複数頭を同一ケージで飼養する場合

| ケージ内<br>最大頭胴長<br>(cm) | 高さ<br>(cm) | 1頭ごとの<br>追加床面積<br>(cm <sup>2</sup> ) | 最低限の床面積(cm <sup>2</sup> ) |        |        |        |        |
|-----------------------|------------|--------------------------------------|---------------------------|--------|--------|--------|--------|
|                       |            |                                      | 2頭                        | 3頭     | 4頭     | 5頭     | 6頭     |
| 10                    | 15         | 225                                  | 825                       | 1,050  | 1,275  | 1,500  | 1,725  |
| 12                    | 18         | 324                                  | 1,188                     | 1,512  | 1,836  | 2,160  | 2,484  |
| 14                    | 21         | 441                                  | 1,617                     | 2,058  | 2,499  | 2,940  | 3,381  |
| 16                    | 24         | 576                                  | 2,112                     | 2,688  | 3,264  | 3,840  | 4,416  |
| 18                    | 27         | 729                                  | 2,673                     | 3,402  | 4,131  | 4,860  | 5,589  |
| 20                    | 30         | 900                                  | 3,300                     | 4,200  | 5,100  | 6,000  | 6,900  |
| 22                    | 33         | 1,089                                | 3,993                     | 5,082  | 6,171  | 7,260  | 8,349  |
| 24                    | 36         | 1,296                                | 4,752                     | 6,048  | 7,344  | 8,640  | 9,936  |
| 26                    | 39         | 1,521                                | 5,577                     | 7,098  | 8,619  | 10,140 | 11,661 |
| 28                    | 42         | 1,764                                | 6,468                     | 8,232  | 9,996  | 11,760 | 13,524 |
| 30                    | 45         | 2,025                                | 7,425                     | 9,450  | 11,475 | 13,500 | 15,525 |
| 32                    | 48         | 2,304                                | 8,448                     | 10,752 | 13,056 | 15,360 | 17,664 |
| 34                    | 51         | 2,601                                | 9,537                     | 12,138 | 14,739 | 17,340 | 19,941 |
| 36                    | 54         | 2,916                                | 10,692                    | 13,608 | 16,524 | 19,440 | 22,356 |
| 38                    | 57         | 3,249                                | 11,913                    | 15,162 | 18,411 | 21,660 | 24,909 |
| 40                    | 60         | 3,600                                | 13,200                    | 16,800 | 20,400 | 24,000 | 27,600 |

※早見表の床面積は小数点第一位で四捨五入し表示している。

## ◆推奨事項

### ➤ より一層の広さ及び空間

【うさぎ】…飼養期間が長期間にわたる場合、走る、段差を上り下りする、後肢で立ち上がる等の十分な運動ができるような空間とすることが必要。1頭当たりに定められた最低限のケージ等の規模の床面積の4倍以上(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらのうさぎのうち最も頭胴長が長いうさぎの頭胴長で定められた床面積の4倍以上が確保されていること。)とすることが望ましい。高さは、跳ねる等の運動も考慮し、最低限の高さ(頭胴長の1.7倍以上(複数のうさぎを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらのうさぎのうち最も頭胴長が長いうさぎの頭胴長の1.7倍以上))を超えるものとすることが望ましい。また、登る等の自然に近い行動を取れるよう、段差等により安全に上下運動が可能な空間を有することが望ましい。

### 1頭に推奨される床面積 = (1頭の飼育スペース×4倍)以上

#### 推奨面積(例)うさぎ

| 頭胴長  | 床面積(㎢)以上 |        |        |         |         |
|------|----------|--------|--------|---------|---------|
|      | 1頭       | 2頭     | 3頭     | 4頭      | 5頭      |
| 20cm | 4,800    | 9,600  | 14,400 | 19,200  | 24,000  |
| 30cm | 10,800   | 21,600 | 32,400 | 43,200  | 54,000  |
| 40cm | 19,200   | 38,400 | 57,600 | 76,800  | 96,000  |
| 50cm | 30,000   | 60,000 | 90,000 | 120,000 | 150,000 |

【チンチラ】…飼養期間が長期間にわたる場合、走る、跳ぶ、段差や足場間を移動するなど、野生下で行う活動を満たす十分な運動ができるような、大きく高さのある空間で、2頭までのケージ等の規模は、床面積が5に頭胴長の2乗を乗じて得た値以上(複数のチンチラを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの動物のうち最も頭胴長が長い動物の頭胴長)及び高さが頭胴長の2倍以上とすることが望ましい。同一のケージ等で飼養又は保管するチンチラが2頭を超える場合は、1頭を追加する毎に2.5に頭胴長の2乗を乗じて得た値以上の床面積を追加することが望ましい。

### 2頭までに推奨される床面積 = (係数 5.0×頭胴長×頭胴長)以上

### 推奨される高さ = (頭胴長×2倍)以上

#### 推奨面積(例)チンチラ

| 頭胴長  | 床面積(㎢)以上 |       |        |        |        |
|------|----------|-------|--------|--------|--------|
|      | 2頭まで     | 3頭    | 4頭     | 5頭     | 6頭     |
| 20cm | 2,000    | 3,000 | 4,000  | 5,000  | 6,000  |
| 25cm | 3,125    | 4,688 | 6,250  | 7,813  | 9,375  |
| 30cm | 4,500    | 6,750 | 9,000  | 11,250 | 13,500 |
| 35cm | 6,125    | 9,188 | 12,250 | 15,313 | 18,375 |

【デグー】・・・飼養期間が長期間にわたる場合、走る、段差や足場間を移動するなど、野生下で行う活動を満たす十分な運動ができるよう、2頭までのケージ等の規模は、床面積が17.5に頭胴長の2乗を乗じて得た値以上(複数のデグーを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの動物のうち最も頭胴長が長い動物の頭胴長)及び高さが頭胴長の2.5倍以上とすることが望ましい。同一のケージ等で飼養又は保管するデグーが2頭を超える場合は、2頭を追加する毎に17.5に頭胴長の2乗を乗じて得た値以上の床面積を追加することが望ましい。

**2頭までに推奨される床面積 = (係数 17.5×頭胴長×頭胴長)以上**

**推 奨 さ れ る 高 さ = (頭胴長×2.5倍)以上**

推奨面積(例)デグー

| 頭胴長  | 床面積(㎡)以上 |        |        |        |        |
|------|----------|--------|--------|--------|--------|
|      | 2頭まで     | 4頭まで   | 6頭まで   | 8頭まで   | 10頭まで  |
| 12cm | 2,520    | 5,040  | 7,560  | 10,080 | 12,600 |
| 16cm | 4,480    | 8,960  | 13,440 | 17,920 | 22,400 |
| 20cm | 7,000    | 14,000 | 21,000 | 28,000 | 35,000 |
| 22cm | 8,470    | 16,940 | 25,410 | 33,880 | 42,350 |

【ヨツユビハリネズミ】・・・飼養期間が長期間にわたる場合、野生下では長時間探索する動物であるため、歩き回る、走るなどの十分な運動ができるよう、1頭当たりのケージ等の規模は、床面積が27.5に頭胴長の2乗を乗じて得た値以上(複数のヨツユビハリネズミを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの動物のうち最も頭胴長が長い動物の頭胴長)とすることが望ましい。

**1頭に推奨される床面積 = (係数27.5×頭胴長×頭胴長)以上**

推奨面積(例)ヨツユビハリネズミ

| 頭胴長  | 床面積(㎡)以上 |        |        |        |        |
|------|----------|--------|--------|--------|--------|
|      | 1頭       | 2頭     | 3頭     | 4頭     | 5頭     |
| 12cm | 3,960    | 7,920  | 11,880 | 15,840 | 19,800 |
| 16cm | 7,040    | 14,080 | 21,120 | 28,160 | 35,200 |
| 20cm | 11,000   | 22,000 | 33,000 | 44,000 | 55,000 |

【フェレット】・・・飼養期間が長期間にわたる場合、特に若齢時は比較的活発な動物であるため、自由に立ち上がる、走る、物の下に隠れるなど様々な運動ができるよう、1頭当たりのケージ等の規模は、床面積が5に頭胴長の2乗を乗じて得た値以上(複数のフェレットを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの動物のうち最も頭胴長が長い動物の頭胴長)及び高さが頭胴長の1.8倍以上とすることが望ましい。同一のケージ等で飼養又は保管するフェレットが2頭を超える場合は、1頭を追加する毎に5に頭胴長の2乗を乗じて得た値以上の床面積を追加することが望ましい。

1頭に推奨される床面積 = (係数5×頭胴長×頭胴長)以上

推 奨 さ れ る 高 さ = (頭胴長×1.8倍)以上

推奨面積(例)フェレット

| 頭胴長  | 床面積(㎢)以上 |        |        |        |        |
|------|----------|--------|--------|--------|--------|
|      | 1頭       | 2頭     | 3頭     | 4頭     | 5頭     |
| 20cm | 2,000    | 4,000  | 6,000  | 8,000  | 10,000 |
| 25cm | 3,125    | 6,250  | 9,375  | 12,500 | 15,625 |
| 30cm | 4,500    | 9,000  | 13,500 | 18,000 | 22,500 |
| 35cm | 6,125    | 12,250 | 18,375 | 24,500 | 30,625 |
| 40cm | 8,000    | 16,000 | 24,000 | 32,000 | 40,000 |

## ■ ケージ等の安全な構造及び素材について

第2条第1号 □ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。哺乳類の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）。

※第二種動物取扱業においても同様である。【省令第3条第1号口(11)】

### 趣旨

ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とする必要があるため、床材やケージに着目し、使用できない材料や破損の状態が基準として規定されている。

### チェックポイント

- ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがない。
- ケージ等が落下又は転倒して哺乳類が傷害等を受けることのないように確実に固定されている。
- ケージ等及び訓練場は、錆、割れ、破れ等の破損がない。（適切な補修が行われている場合は当該規定の「錆、割れ、破れ等の破損」があるとはみなさない）
- 床、扉、格子、壁、柵や天井等については、噛る、ぶら下がる、ぶつかる、掘る等により破損しない材質であるとともに、有害な化学物質等を含む塗装がされていない。

### 基準の細部解釈

#### <安全な構造>

床、扉、格子、壁、天井等の隙間や穴等に頭部や四肢を挟むこと、滑り、転倒又は落下により、哺乳類が傷害を受けることのない構造。また、ケージ等が落下又は転倒して哺乳類が傷害等を受けることのないように確実に固定等すること。また、平飼いの施設や運動スペースのような設備の場合は、哺乳類がケージ等から逸走しないよう十分な高さの柵等の構造で囲うこと。ブタ、ウシ、ウマなどの有蹄類については、転倒や滑りを可能な限り抑える床構造とし、傷害等の原因となるような突起物がない構造とすること。また、すのこを用いる場合は、スリットに蹄や爪の一部が挟まったり、傷害等を受けたりすることのない幅や形状とすること。

【小型げっ歯類(ハムスターやシマリス等)】・・・ケージ等に金網を用いる場合は、小型げっ歯類の高層からの落下や頭、四肢を挟み込む事故(骨折等)及び切歯が引っかかることにより破

折する等の怪我をするおそれがない設計とする。

【ウマ】…床及び壁等の表面は、突起物等でウマが傷害等を受けることのない構造とする。床は、スリップ等によってウマが傷害等を受けない構造とする。

【ブタ】…床の表面は乾燥した状態を保つ(ただし、暑熱ストレスを防ぐため、スプリンクラー又は噴霧器を使用する場合を除く)ため、傾斜等で水が溜まらない設計とする。

【ウシ】…追い込み柵、牛房等は、突起物等でウシが傷害等を受けることのない構造とする。牛房内の床は、水が溜まらない構造とする。

### <安全な材質>

床材は、哺乳類が脚を滑らせて怪我をすることがなく、排水が良く、表面が乾燥しやすい材質とし(ただし、アシカやオットセイ等親水性の高い哺乳類で滑りながら移動する習性のある場合においてはその限りではない)、すのこや金網等、隙間のある床材を使う場合は、トレー、クッションやマット、寝床等のような隙間がなく体重を分散して身体を休めることができる場所を作ること。また、床、扉、格子、壁、柵や天井等については、噛る、ぶら下がる、ぶつかる、掘る等により破損しない材質とするとともに、動物が舐めたり齧ったりする可能性があるため、有害な化学物質等を含む塗装は避けること。

【ウマ】…床は、スリップ等によってウマが傷害等を受けたりしない材質とする。また、敷料を用いる場合は、第2条第1号ハ(3)の草地等において飼養又は保管をする等特別な事情に関する細部解釈も参考に、清潔で乾燥した状態を維持すること。

【ブタ】…ゴムマットや敷料等を用いる場合、ブタが快適に横臥できるように、第2条第1号ハ(3)の草地等において飼養又は保管をする等特別な事情に関する細部解釈も参考に清潔で乾燥した状態を維持すること。

【ウシ】…床面は滑りや転倒を可能な限り小さく抑えた材質とし、ウシが蹄や関節に傷害等を受けるリスクを軽減すること。また、敷料を用いる場合は、第2条第1号ハ(3)の草地等において飼養又は保管をする等特別な事情に関する細部解釈も参考に、清潔で乾燥した状態を維持すること。

### ◆推奨事項

➤ 哺乳類の生態及び習性に応じて適した構造及び材質、適さない構造及び材質

【モルモット】…スロープ(段差用の坂)は、傾斜45°を超えないほうが望ましい。

【ウシ】…牛房内の床は、水が溜まらないよう2%程度の勾配を設けることが望ましい。また、通路及びゲートを自由に行動ができるような設計にする場合は、蹄がふん尿で埋まらないように第2条第1号ハ(3)を参考に適切に処理すること。

【ヒツジ】…床材がコンクリートである場合は、藁等を敷くことが望ましい。

【長時間横臥姿勢で過ごす動物】…ウシ、ブタ等1日の大半を横臥姿勢で過ごす動物については、敷料の柔らかさにも配慮することが望ましい。

【おがくず・木くず】…敷材等に用いる場合は、化学処理をされた木材(例:PCP、CCA等)由来でないか確認することが望ましい。

## ■ 自然な行動を発現させるための設備、清掃について

第2条第1号 ハ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- (2) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休憩等ができる設備を備えること。
- (3) ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- (4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。
- (5) 保管業者及び訓練業者にあっては、(4)に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。
- (6)(7) 略

※第二種動物取扱業においても同様であるが、(2)遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休憩等ができる設備については、備えるよう努めること。【省令第3条第1号ハ(1)～(5)】

### 趣旨

ケージ等に、給餌及び給水のための器具や動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じた設備を備えることにより、動物の自然な行動が発現されるよう規定されたもの。

また、ケージ等の清掃を行うことにより、動物の衛生管理を義務付けるものである。

### チェックポイント

- ☐ ケージ等に、給餌及び給水のための器具が備えられている。
- ☐ ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休憩等ができる設備が備えられている。【第一種動物取扱業者に適用】
- ☐ ケージ等の清掃が1日1回以上行われ、残さ、汚物等が取り除かれ、敷料の交換等により床表面が清潔な状態に保たれている。
- ☐ ケージ等は、受け皿や床敷きなどにより、ふん尿などが漏れない構造である。

### 基準の細部解釈

#### <一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情>

獣医療行為(CT・MRI 検査等)のために、絶食・絶水が必要な場合等の特別な事情がある場合や、ケージの清掃のためにごく短時間、別の場所に移している場合等の一時的な保管については、例外となる。

#### <砂場>

チンチラ及びデグーについては汚れた被毛をきれいにするため砂場が必要である。砂場の砂は十分に乾燥させておくこと。

#### <水浴びができる設備>

カワウソ等親水性の高い哺乳類については、水浴びができる水場(プール等)の設備が必要である。哺乳類の生態及び習性に応じた水場面積と陸場面積の割合とし、水質維持のため、ろ過フィルターを使用又は止水の場合は新鮮な水を保てるよう換水すること。

#### <休息等ができる設備>

顧客等との接触や視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、哺乳類が十分に休息可能な設備を指す。休息する場所又は設備は、その哺乳類の野生における生態及び習性に応じて、乾燥した床や風を避けられる場所(親水性の高い哺乳類を除く)、巣箱、睡眠用シェルター、トンネル、ハンモック等を設置し、常時使用できるようにすること。また、各個体が交代ではなく全個体が同時に横になって休むことができる十分な広さである必要があり、複数の出入口を設けること等により各個体が自由に出入り可能となるようにすること。

【フクロモモンガ】・・・野生では木のくぼみの巣の中で眠る習性があるため、飼育下では巣箱、バッグ又はポーチ等の眠ることができる設備を備えること。

#### <動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じた、(～中略～)、休息等ができる設備>

妊娠や出産、子育て時における巣作り、物に体を擦り付ける身繕い行動等、本来の動物の習性が発揮できる、又は要求を満たせるような設備。

#### <適切に処理>

ケージだけでなく、ケージ内のトイレ、えさ場(給餌・給水器)、寝る場所、隠れ場所等の動物と接触する部分について、清掃(消毒を含む)を行い、施設、設備等を清潔に保つこと。残さ、汚物等は取り除き、動物にとって快適な環境を提供するため、敷料の交換等により床表面を清潔な状態に保つこと。

#### <草地等>

中大型哺乳類(ウマ、ブタ、ヤギ、ヒツジ、ウシ等)を飼養又は保管する際に用いられる、牧場のような広い草地や運動場、又は敷料の入った房等。

#### <特別な事情>

牧場のような広い草地や運動場が日に当たることなどで自然乾燥する場合や、小屋で尿が残る敷料を毎日全て撤去せずとも、数日間であればその上に敷料を追加するなどによって敷料全体が乾燥した状態を保つことのできるケース。ただし、敷料を追加することで敷料が腐敗する等の不衛生な状態にならない場合に限る。

## 参考

- うさぎの盲腸便(糞食)について:うさぎは自分の肛門から直接盲腸便を食べることによりタンパク質やビタミン B 類などを摂取するため、盲腸便が落ちていたら健康状態の確認を行うことが望ましい。また一度床に落ちた盲腸便は食べないことが多いため、清掃時に取り除く。
- 残さについて:与えた餌の食べ残しなどを指す。

## ◆推奨事項

- 哺乳類の生態及び習性に応じて推奨される設備について
- 【うさぎ】・・・野生では土に穴を掘り、多くの時間を過ごす習性があるため、シェルターは十分な大きさであることが望ましい。複数頭を同一ケージに入れる場合は、シェルターや巣箱の入り口は複数ある方が望ましい。
- 【ハムスター】・・・野生では地下に巣穴を掘り、利用する習性があるため、掘る・潜る行動ができる十分な深さの床材を設けたり、安心して休息できる隠れ場所を用意することが望ましい。また、齧るためのものを与えることよい。登ったり穴を掘ったりするような自然な行動ができるよう、運動ホイール、スロープ及びトンネル等を与えることよい。ただし、怪我を防ぐ構造とすること。またゴム製の製品は誤嚥の可能性があるので望ましくない。
- 【モルモット】・・・適切な敷料・巣材を十分な量提供すること、寝床の他に隠れ場所(トンネル等)を用意することが望ましい。複数頭を同一ケージで飼養する場合は、隠れ場所には複数の出口を設けることが望ましい。
- 【シマリス】・・・地上及び樹木等を利用して活発に移動する習性があるため、水平・垂直方向に十分に移動できるよう、枝や板、踊り場等を設置することが望ましい。また、齧るためのものを与えることが望ましい。
- 【チンチラ】・・・岩場などの立体的な環境を利用して上下方向にも移動する習性があるため、ケージ内に高さの異なる複数の棚や足場を設けることが望ましい。寝床のほかに隠れて休むことのできる場所を設置することが望ましい。また、齧るためのものを与えることが望ましい。砂場の材料としてチンチラ専用の砂等、できる限り粒子が細かいものが適している。
- 【デグー】・・・地表を活発に移動・探索し、巣穴を掘って利用する習性があるため、十分な床面積を確保するとともに、階段状に板を設置するなど立体的に利用できる環境を設けることが望ましい。また、寝床の他に隠れて休むことのできる場所を設置することが望ましい。齧るためのものを与えることが望ましい。
- 【フクロモモンガ】・・・樹上性で、立体的な環境を移動する習性があるため、水平方向だけでなく、垂直方向にも移動できるよう、枝や棒、止まり木、棚等をケージの様々な高さに設置することが望ましい。
- 【ヨツユビハリネズミ】・・・地表を探索し、地面を掘る、物陰に潜り込む等の習性があるため、掘る・潜る行動が可能な床材を十分に敷き、隠れ場所を設けることが望ましい。環境エンリッチメントとして運動ホイールを与える場合は網目の大きいものやはしご状になっているものは避け、個体の体の大きさに適したものにすること。

【フェレット】…十分な床面積を確保するとともに、柵、トンネル等を利用して探索や移動ができる環境を設けることが望ましい。穴に潜る習性があるため、体が包まれるような隠れ場所を設置することが望ましい。ハンモック等で二段構造としてもよい。また、遊び道具を与えることが望ましいが、誤嚥には注意する（ゴム製は誤嚥の可能性があるため望ましくない）。寝床や食事場所とは別の場所に排せつ場所を設置する方がよい。

【ウマ】…立地条件や環境が整う場合、放牧地やパドック等を確保し、自由に運動、牧草を採食させ、ウマ同士の交流を持たせるなど積極的に活用することが望ましい。

【ブタ】…通常、鼻で地面を掘り、飼料を探し、齧る行動に日中の多くの時間を費やすことを好むため、それらの行動を刺激する十分な量の適切な物質（藁など）を提供することが望ましい。小枝やよじった縄、藁などしゃぶれてかつ変形するものがあると良い。分娩時にあっては、藁を与え巣作りができる状態にすることが望ましい。

【ヤギ】…高い所を好むため、高床式のプラットフォームを設けるとよい。また、自ら身づくろい行動をする習性があるので、固定したブラシや、登ったり隠れたりできる場所や台があると良い。畜舎の付属物を操作しようとする性質があるため、破壊されないよう注意が必要である。

※うさぎやげっ歯類について：うさぎ、モルモット、チンチラ、デグーは咀嚼により咬合面を維持するため、適切な飼料を与えることが望ましい。一方、その他のげっ歯類については、必要に応じて齧るためのものを与えることが望ましい。

## 2. 飼養施設又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

### ■ 従業者の員数について

第2条第2号 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとすること。

※第二種動物取扱業においても同様である。【省令第3条第2号】

### 趣旨

動物の飼養保管及び飼養施設・飼養設備の管理を適切に行うためには、取り扱う動物の種類及び数、事業内容等に応じて、適正な数の職員を配置する必要がある。

1人当たりの飼養保管頭数が多く、個体の飼養保管や施設の維持管理が行き届かないということがないように、清掃、給餌、健康チェック、運動、触れ合い活動等の適切な飼養保管を行う時間を確保する必要がある。

### チェックポイント

- ケージ等の清掃が1日1回以上行われ、残さ、汚物等が取り除かれ、敷料の交換等により床表面が清潔な状態に保つことのできる従業員数を確保している。
- 給餌、健康チェック、運動、触れ合い活動、必要な訓練等の適切な飼養保管を行う時間が確保され、個体の飼養保管や施設の維持管理が行き届いた状態を保つことができる従業員数を確保している。

### 基準の細部解釈

#### <職員数に見合ったもの>

清掃、給餌、健康チェック、運動、触れ合い活動、必要な訓練等の適切な飼養保管を行う時間を確保し、個体の飼養保管や施設の維持管理が行き届いた状態を保つことが可能な動物の種類及び数。

### ◆推奨事項

#### ➤ 適切な数の職員の配置・職員の資質の向上

動物の飼養保管及び飼養施設・飼養設備の管理を適切に行うためには、取り扱う動物の種類及び数、事業内容等に応じて、適正な数の職員を配置することが望ましい。さらに、よりよい動物の飼養管理の実現のためには、適切な数の職員を配置した上で、1頭1頭の飼養管理により長い時間をかけ、丁寧に世話をすることに加え、職員の知識及び能力等の向上により飼養管理の質を高めることが望ましい。

### 3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

#### ■ 温度計・湿度計の設置、光環境の管理、夜行性動物に関する飼養環境について

##### 第2条第3号

イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、湿度、明るさ、換気等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。（略）

ロ 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設等に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。次条第3号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。

※第二種動物取扱業においても同様である。【省令第3条第3号イ～ハ】

#### 趣旨

犬猫以外の哺乳類の健康・安全の確保のためには、その種、習性等に応じた適切な温度・湿度の維持等の環境管理が必要である。犬猫以外の哺乳類は、種ごとに生理的特性等が異なる部分もあり、また、同じ種であっても、年齢や疾患等の健康状態が異なる場合もあることから、種だけでなく個体の状態に応じて、適切な温度・湿度の確保を行うことが必要となる。このように個体の状態に応じた適切な管理を促すため、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うことが義務付けられる。また、臭気等によって犬猫以外の哺乳類の飼養環境や、周辺の生活環境を損なわないよう清潔にすることが義務付けられる。自然光や照明がない場所での飼養を禁止するとともに、犬猫以外の哺乳類の生理生態や習性を考慮し、自然採光又は照明により適切な明期・暗期を設けた光環境を管理することが義務付けられる。

これらの環境の管理に関する事項は、外的環境要因による影響が大きく、遵守基準として一律に上限値や下限値を定めた場合、数値はぎりぎり満たすが動物の飼養又は保管の状態としては適切でない状態を招き、それに対する指導を妨げるおそれ等もあること、季節や地域による差が大きいこと、寒冷地に適した種等様々な種があること等を考慮し、一律に数値を定めるのではなく、温度・湿度計の設置を義務付け日常的な管理を促すとともに、禁止される動物の状態そのものを規定し、個体ごとの適正な管理を義務付け、低体温症や熱中症等を防ぐものとしている。

#### チェックポイント

- 動物の生理、生態、習性等に適した温度、湿度、明るさ、換気等が保たれ、騒音が防止されるように環境を管理している。
- 飼養施設等に温度計と湿度計が備え付けられている。
- 寒さ、暑さにより健康に支障が生じるおそれ（震えや開口呼吸など）がない。
- 清潔が保たれ、飼養環境や生活環境を損なうような臭いがない。
- 自然光や照明により、適切な光の管理をしている。

## **基準の細部解釈**

### **<動物の生理、生態、習性等に適した温度>**

犬猫以外の哺乳類に適した温度は、20～28℃(チンチラ及びヒツジ、ヤギ、ウシ等の反芻動物は～25℃)を基本とした上で、寒冷地、温暖地等各哺乳類の生息地を踏まえ、健康に支障が生じない温度とする。また、年齢や体調等も考慮した温度とすること。なお、温度は、実際に動物がいる高さ(中大型哺乳類においては体高付近)において測定すること。

また、広い屋外ケージなど飼養施設全体の温度調整が難しい場合は、空調等で温度管理された屋内の設備等に自由に行き来できる状態を作る必要がある。

### **<騒音が防止されるよう>**

健康を維持するために、常時においてストレスにさらされることなく静かに過ごせる環境を確保すること。また、生理、生態や習性を考慮し、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて、適切な就寝時間を確保するとともに、活動時間よりもさらに静かに休息できる環境を整えること。

### **<飼養施設等>**

動物取扱業として登録等している飼養施設及び、移動展示時等に使用する広場などを含む移動先の飼養環境。

### **<温度計及び湿度計を備え付け>**

温度計及び湿度計は、実際に動物が飼養又は保管されている場所の環境を適切に把握できる位置に設置すること。(気温が同様の状態である場合は、ケージの外側に設置してもよい。)屋外であって直射日光等により実際の飼養環境と乖離した測定値となる場合には、日陰や通風シェルター等を活用し、必要に応じ複数箇所で測定することが望ましい。

### **<動物の健康に支障が生じる>**

寒さに対する震え、暑さに対する開口呼吸等が生じている状態。(主な動物における具体的な状態は図表 8 を参照)

### **<臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわない>**

悪臭防止法において「特定悪臭物質」に指定されているアンモニア(し尿のような臭い)やメチルメルカプタン(腐った玉ねぎのような臭い)の規制基準を参考に、臭気により環境を損なわないように清潔に保たれた状態。

### <日長変化に応じて光環境を管理>

生理、生態や習性を考慮し、自然採光又は照明、遮光等により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。夜行性の哺乳類については、昼間に休息がとれるように、日中は直射日光を避け、夜は暗くすること。

図表 8 暑さ、寒さに対する各動物の状態

#### ■重症度が高く、直ちに処置や飼養環境等の改善が必要

| 動物の種類                                                 | 【熱中症の状態】                                                                                                                                                                                    | 【低体温症の状態】                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| うさぎ、ハムスター、モルモット、シマリス、チンチラ、デグー、フクロモモンガ、ヨツユビハリネズミ、フェレット | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体温が高い</li> <li>・ぐったりしている</li> <li>・痙攣する</li> <li>・心拍数が上がる</li> <li>・チアノーゼ(血中の酸素が不足して唇などが青紫色になる)</li> <li>・下痢、嘔吐</li> <li>・意識が消失する、又は混濁する</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手脚や体が冷たく、体温が異常に低い</li> <li>・動きが鈍くなる、ぐったりしている</li> <li>・心拍数が下がる</li> <li>・意識が消失・混濁する</li> </ul> |
| ウマ、ブタ、ヒツジ、ヤギ、ウシ                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・よだれを垂らす、よだれが出る、増える(体を舐めて濡らし、気化熱で体温を下げようとする)</li> <li>・末梢血管が充血する(耳などが赤くなる)</li> </ul>                                                                |                                                                                                                                        |

#### ■注意すべき状態、必要に応じて処置や飼養環境等の改善が必要

| 動物の種類                                                 | 【暑さに対する注意が必要な状態】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 【寒さに対する注意が必要な状態】                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| うさぎ、ハムスター、モルモット、シマリス、チンチラ、デグー、フクロモモンガ、ヨツユビハリネズミ、フェレット | <ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸促迫(呼吸が早く、浅くなる)</li> <li>・食欲減退</li> <li>・飲水量増加</li> <li>・体表面を広げて体熱を逃がそうとするため、日陰や冷たい場所で手脚を伸ばす、腹ばいになる</li> </ul>                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・震える</li> <li>・集団で体を寄せ合う(群れの飼養の場合)</li> </ul>                                                                                                                                                                               |
| ウマ、ブタ、ヒツジ、ヤギ、ウシ                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸促迫(呼吸が早く、浅くなる)、パンティング</li> <li>・食欲減退</li> <li>・飲水量増加</li> <li>・日陰を探す</li> </ul> <p>(ウマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異常な発汗(発汗量が極端に少ない無汗症に注意)</li> <li>・頭を多く動かす</li> </ul> <p>(ウシ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舌を出して呼吸する</li> <li>・よだれが多量に出る</li> <li>・乳量が減少する(乳牛)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・震える</li> <li>・集団で体を寄せ合う(群れの飼養の場合)</li> <li>・食欲増加</li> <li>・風よけを探す</li> </ul> <p>(ブタ、ヤギ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筋肉が硬直する</li> </ul> <p>(ヤギ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯ぎしり</li> </ul> |

※畜産動物については、温湿度指数(THI:Temperature Humidity Index)で暑熱ストレスを考慮しており、湿度についても配慮が必要である。

## 参考

### ➤ 騒音に係る環境基準

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに下表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)が指定する。

図表 9 一般地域の環境基準

| 地域の類型 | 昼間(6 時～22 時) | 夜間(22 時～6 時) |
|-------|--------------|--------------|
| AA    | 50dB 以下      | 40dB 以下      |
| A及びB  | 55dB 以下      | 45dB 以下      |
| C     | 60dB 以下      | 50dB 以下      |

(注)

- 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

図表 10 道路に面する地域の環境基準

| 地域の類型                                            | 昼間(6 時～22 時)                                                                                                     | 夜間(22 時～6 時) |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域                       | 60dB 以下                                                                                                          | 55dB 以下      |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65dB 以下                                                                                                          | 60dB 以下      |
| 幹線交通を担う道路に近接する空間                                 | 70dB 以下                                                                                                          | 65dB 以下      |
|                                                  | 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ浸透する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。 |              |

- 1 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

➤ 悪臭防止法

都道府県や市が指定する規制区域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っているもので、敷地境界線上の規制基準として、地域の自然的・社会的条件に基づいて、悪臭物質の濃度等が定められている。例えばアンモニアであれば、下表に示すように 1ppm、2ppm、5ppm が臭気強度に対応する濃度となっており、規制基準を超える場合は、悪臭防止法に基づく勧告・命令等の対象となる場合がある。

図表 11 臭気強度とアンモニア及びメチルメルカプタンの濃度

|           | 臭気強度に対応する濃度(単位ppm) |       |      |
|-----------|--------------------|-------|------|
| (臭気強度)    | 2.5                | 3     | 3.5  |
| アンモニア     | 1                  | 2     | 5    |
| メチルメルカプタン | 0.002              | 0.004 | 0.01 |

➤ 臭気の測定方法

嗅覚は同じ環境にいと鈍くなり、悪臭があるのに感じなくなるような場合もあるため、臭気の測定等も活用して、清潔な状態が保たれているか定期的にチェックすることが望ましい。また、立入検査等における第三者からの評価も有効である。臭気(アンモニア)については以下のような測定方法がある。簡易的な方法ではあるが、測定した値は、臭気発生防止のための自主管理や検査を行う際の目安として活用できる。

- 1) 検知管: 検知管は、空気中に含まれる様々な気体の濃度を測定する機器(ガラス管)である。検知管には、測定対象の気体(この場合はアンモニア)に対する変色反応を示す薬剤(検知剤)が充填されており、管の表面には濃度を示す目盛が印字されている。気体採取機に検知管を接続して気体を吸引すると、気体中にアンモニアが含まれている場合に、検知剤が変色する。変色範囲の長さがアンモニア濃度に対応しており、検知管に印字された目盛からアンモニア濃度を読み取ることができる。検知管は比較的安価で入手できるが、1つの検知管を複数回使用することはできない(使い捨てで使用する)。
- 2) ガス検知器: ガス検知器は、空気中に含まれる危険なガスや有毒ガスを検知し、濃度を測定する機器である。機器の内部には、ガスを検知するセンサーが組み込まれており、機器によって検知できるガスの種類が異なる。対象のガス(この場合はアンモニア)を検知すると、機器に付属する画面に、アンモニア濃度がデジタル形式で表示されるものが主流である。特にポータブル式のガス検知器は、場所を問わず、どこでもアンモニア濃度を測定することができる。ガス検知器は検知管と比較すると高価だが、繰り返し使用することが可能である。

➤ 夜行性哺乳類への配慮

野生下で夜行性の哺乳類において、飼養下では馴化し、昼間に行動している場合もあるが、本来の生理生態を踏まえた飼養環境を整えた上で、日中に展示する際には隠れられる場所を設置するなど、必要な休息を与えられる環境にすること。

昼夜を逆転させたり、夜間に展示を行ったりするなど、夜間の行動の状況を展示する場合は、照明を月光程度とするなど、生態に配慮すること。

図表 12 夜行性哺乳類の例

| 科和名      | 名称(流通名)                                         | 標準和名<br>(日本哺乳類学会)                  | 備考    |
|----------|-------------------------------------------------|------------------------------------|-------|
| キヌゲネズミ科  | ドワーフハムスター(ジャンガリアンハムスター、ロボロフスキーハムスター、キャンベルハムスター) | ヒメキヌゲネズミ、ロボロフスキーキヌゲネズミ、キャンベルキヌゲネズミ | 昼にも行動 |
| キヌゲネズミ科  | ゴールデンハムスター                                      | ゴールデンハムスター                         | 昼にも行動 |
| テンジクネズミ科 | モルモット                                           | テンジクネズミ                            |       |
| チンチラ科    | チンチラ                                            | チンチラマウス                            | 昼にも行動 |
| フクロモモンガ科 | フクロモモンガ                                         | フクロモモンガ                            |       |
| ハリネズミ科   | ヨツユビハリネズミ(ハリネズミ)                                | ヨツユビハリネズミ                          |       |

## 4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項

### ■ 状態悪化時の受診について

第2条第4号 ヘ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。特に、哺乳類にあっては、健康状態が悪化した場合その他の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれがある場合は、特別な事情があるときを除き、獣医師による診療を受けさせること。

※第二種動物取扱業においても同様である。【省令第3条第4号イ(5)】

### 趣旨

犬猫以外の哺乳類についても、犬猫と同様に定期的な健康診断を受診することが望ましいが、これら犬猫以外の哺乳類を適切に診療できる獣医師の数が地域によっては多くない状況である。また、哺乳類の種類によっては健康診断によるストレスにより食欲不振などに陥る事例もある。

このため、犬猫以外の哺乳類については、個体の状態が悪化した場合等に獣医師の診療を受けさせることが義務付けられる。ただし、適切に診療できる獣医師の数が多くないことから、特別な事情がある場合は、この限りではない。

なお、動物の状態悪化時等に速やかに相談・受診等の適切な対応を行うためには、取り扱う動物種を診療可能なかかりつけ獣医師を事前に確保することが重要である。また個体の状況に応じた健康管理上の適切な助言を得るためには、動物の継続的な診療が重要となる。

### チェックポイント

- 病気にかかったり怪我をしたりした個体がいる場合には、速やかに必要な措置を行うとともに、必要に応じて獣医師の診療を受けさせている。(病気や怪我があるにもかかわらず、必要な措置が受けられていない個体はいないか。)
- 体重低下、食欲不振、歩行障害その他の健康状態の悪化が認められる個体について、必要な処置が講じられ、特別な事情がある場合を除き、獣医師による診療を受けさせている。
- 状態が悪化した個体がいらない。(歩行障害・異常歩行、ふん尿の変化、発汗、目・鼻・耳からの分泌物、咳や呼吸の異常など体調が変化した個体はいないか。)

### 基準の細部解釈

#### <必要な処置>

複数の個体を同一ケージ等で管理している場合は、まずは当該個体を隔離することや、症状が軽微であり、自然に完治することが客観的に明らかな場合に経過観察を行う事を指す。

#### <健康状態が悪化した場合その他健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれがある場合>

食欲不振や食欲廃絶(冬眠時は除く)が改善しない、体重低下、歩行障害・異常歩行、ふん尿の変化、過剰な発汗、傷口等からの出血、目・鼻・耳からの分泌物、皮膚、被毛の状態悪化や脱毛、咳や呼吸の異常が見られる、分娩時に難産で母体に負担がある場合等。

### <特別な事情>

獣医師による事前の診療を受けており、診療時に個体の状態悪化時にとるべき対応の指示を受けている場合等。

### ◆推奨事項

#### ➤ かかりつけ獣医師の確保

動物の体調不良時や、体調不良の兆候を感知した際に、速やかに相談・受診ができる体制を整えておくためには、かかりつけ獣医師を確保することが望ましい。かかりつけ獣医師が継続的に動物を診療することで、獣医師側にも個体の受診歴や身体的特徴、既往症等の情報が蓄積されるため、健康状態の変化を早期に発見しやすくなるほか、個体の状況に応じた健康管理上の適切な助言を得ることが可能になる。

#### ➤ 動物の状態に関する情報の記録

動物の状態悪化を把握するためには、日常的に動物の状態に関する情報(体重、採餌・給水量、給水回数等)を計測・記録しておくことが望ましい。なお、体重の測定(測定に伴う保定等の抑制や体重計そのもの)がストレスとなる動物もいるため、ストレスを軽減するよう測定器具・方法等を工夫するとよい。

##### 【記録項目(例)】

- ・体重
- ・採餌・給水量、回数
- ・ふん尿の状態、回数
- ・皮膚、被毛、爪などの状態
- ・その他、普段とは異なる行動(元気消沈、頭が落ちている等の姿勢の変化)の有無
- ・外傷などの有無

#### ➤ 群れの状態に関する情報の記録

群れで飼養している動物については、群れとしての健康状態を把握するため、群れ全体での死亡数、病気の個体数等を記録しておくことが望ましい。

### 参考

#### ➤ ボディコンディションスコア(BCS)について

ボディコンディションスコア(BCS)は見た目や骨格を触診できる部位等から、体型(特に脂肪の付き具合)を9または5段階で評価する指標である。飼料の量が適正かどうか等の判断に用いることができる。畜産動物については、農林水産省の「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」「豚の飼養管理に関する技術的な指針」「馬の飼養管理に関する技術的な指針」に記載されている。

## 5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

### ■ 展示時間、展示を行わない時間について

第2条第5号 イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前8時から午後10時までの間において行うことを妨げない。この場合において、1日の特定成猫の展示時間（展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の動物の展示を行う場合にあっては、それぞれの動物の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。以下同じ。）は、12時間を超えてはならない。哺乳類（犬及び猫を除く。）の展示を行う場合には、午前8時から午後10時までの間において行う（特別の事情がある場合を除く。）とともに、1日の哺乳類（犬及び猫を除く。）の展示時間が、12時間を超えないこと。

(2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあっては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難なときは、展示を行う時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

※第二種動物取扱業のうち、届出をして展示業を行う者が対象である。哺乳類の展示時間に規定はないが、長時間連続して展示を行う場合には、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるよう努めること。特に哺乳類の展示において休息できる設備に自由に移動できない場合は、連続した展示が6時間を超えないよう、その途中に展示を行わない時間を設けるよう努めること。【省令第3条第5号イ】

### 趣旨

犬猫以外の哺乳類の展示にあたっては、その健康や安全等に配慮して適切に行われる必要がある。犬猫以外の哺乳類へのストレスを軽減するために展示中の休息設備や状態、時間等に関して基準が具体化された。

哺乳類が自分の意志で、自由に移動し、休息できる設備としては、例えば、展示場所に併設され自由に出入りできる休息部屋や、ペットショップにおいて展示区画と分けられて人目が避けられる環境に自由に移動できるような場所が想定される。そのような設備又は場所が確保できない場合は、第一種動物取扱業にあつては6時間を超えるまでに必ず展示を行わない時間（休息時間）を設けることが義務付けられる。つまり6時間を超えて連続した展示は禁止となるため、6時間を超えないよう余裕をもった休息時間の設定が必要となる。※第二種動物取扱業にあつては、努力義務として適用される。

## チェックポイント

- 犬猫以外の哺乳類を長時間連続して展示を行う場合、以下のいずれかの場合を確保している。【第一種動物取扱業者に適用】
  - 休息できる設備に自由に移動できる状態が確保されている。
  - 連続した展示が6時間を超えないよう、その途中に展示を行わない時間を設けている。
- 特別の事情がある場合を除き、午前 8 時から午後 10 時までの間に展示を行い、1 日の展示時間を 12 時間以内としている。【第一種動物取扱業者に適用】

## 基準の細部解釈

### < 特別の事情がある場合 >

第一種動物取扱業にあっては、展示は午前8時から午後10時までの間に行うことを基本とするが、動物の生理、生態等の習性を踏まえた上で、獣医師の診察により動物の健康状態に支障をきたさないことを確認できる場合や、夏の暑い時期に動物の負担を減らす目的で日中等を避けて早朝に行う場合等。

### < 休息できる設備 >

顧客等との接触や顧客等からの視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、哺乳類が安心して眠ったり遊んだりすることができる設備。休息中の各個体が交代ではなく全個体が同時に横になって休むことができる十分な広さである必要がある。例えば、動物園の展示場内などにおいては、顧客等との接触や顧客等からの視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能な設備として、穴・草むら・樹木といった場所なども休息できる設備として想定される。

| 推奨例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 休息できる設備と認められない例                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 展示場内に、巣箱、巣穴、草むら、茂み、岩、植栽、樹木その他の構造物等が、動物が身を隠したり視線を避けたりできるように用意されている状態。</li><li>・ 展示場の構造が、顧客等からの視線を避けられるような空間(観覧者には死角となる空間)を有している状態。(例:展示場に起伏を持たせることにより、そこへ移動すれば視線がさえぎられるというような状態があること。)</li><li>・ 観覧者からの視線を感じないほど十分な距離(広さ)が保たれている状態。</li><li>・ 寝室と展示場の間を開放することで自由に行き来できる状態。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 全方位から視線が注がれるような状態</li><li>・ 休息場として用意されていても、実際には利用されずにその動物が落ち着かないなどのストレス状態を示すような場合。用意されているものが、その動物のサイズに合っていないなど、大きさが適切でない場合。</li></ul> |

### < 自由に移動できる状態 >

複数の出入口を設けることなどにより、動物が自らの意思で休息できる設備に移動し、その場所にいることができるような状態を指す。

### < 展示を行わない時間 >

「展示を行わない」とは、人目が避けられる環境に動物を移動させること等によって、動物が

顧客等との接触や顧客等からの視線及び照明・音響にさらされる状態を避け、動物に休息等させている状態を確保していることを指す。また、個体の状態や展示の状況に応じて、休息に必要な時間は異なるが、一般的なペットショップのような展示形態であれば少なくとも 30 分から1時間程度、触れ合い施設においてはそれ以上(少なくとも1時間以上)の休息時間が必要と考えられる。

#### ◆推奨事項

##### ➤ 展示の際の配慮事項

長時間にわたる展示は人目にさらされることも多くなり、明るすぎる照明や動物販売店等で展示ケースのガラスが叩かれることも哺乳類へのストレスとなるため、顧客等に対して注意を促すことが望ましい。また、習性に合わせて様々な場所や設備(隠れ場所、クッション、ベッド)を設けるなど、ストレス軽減を図るための工夫をするとよい。また、休憩時間は6時間ごとに設けるのではなく、展示時間1時間ごと、3時間ごとなど、頻繁に休憩時間を設けストレスを軽減することが望ましい。特に触れ合い施設においては連続して展示(触れ合い)の用に供する時間をなるべく短くすることが望ましい。

#### ■ 輸送に際しての給餌・給水、輸送後の目視観察について

第2条第5号 ロ 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

(1)～(6) 略

(7) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

(8)～(9) 略

(10) 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を、飼養施設であつて当該動物の飼養又は保管のために日常的に使用していないもの(以下「外部施設」という。)に輸送した場合にあつては、この限りでない。

(11) 販売業者及び貸出業者にあつては、販売又は貸出しに供する目的で犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送した場合には、目的を達成した後、速やかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰ること。ただし、当該動物を顧客に譲り渡した場合にあつては、この限りではない。

※第二種動物取扱業のうち、譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者においては、哺乳類を飼養施設に輸送した後2日間以上その状態を目視観察すること。また、譲渡し又は貸出し目的で犬猫以外の哺乳類を外部施設に輸送した場合、目的達成後、速やかに日常的に使用している飼養施設に持ち帰ること(顧客に譲渡した場合を除く)。【省令第3条第5号ロ(1)～(8)】

## 趣旨

犬猫以外の哺乳類の輸送にあたっては、その健康や安全等に配慮して適切に行われる必要がある。輸送による疲労又は苦痛を軽減するため、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うことが義務付けられるとともに、輸送後のアフターケア等に関して基準が具体化された。また、イベント販売会場等の普段使用していない外部施設における動物の負担軽減等の観点から、外部施設へ輸送した際の 2 日間目視は不要とし、目的達成後には速やかに普段の飼養施設へ戻ることとした。なお、イベント会場を直接転々とするような外部施設から外部施設への輸送は禁止となる。

## チェックポイント

- 動物の輸送に際して、動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて、適切な量及び回数により給餌及び給水されている。
- 輸送中の給餌内容や方法が通常時と異なる場合、事前に馴致している。
- 第一種動物取扱業（販売業者、貸出業者及び譲渡業者）又は第二種動物取扱業（譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者）にあつては、その飼養施設に輸送された哺乳類について、輸送後2日間以上、動物の状態を目視観察している。（※外部施設に輸送した場合は、対象外。）
- 輸送後の動物に、状態の変化（下痢、おう吐、四肢の麻痺等の外形上明らかな変化）が見られない。
- 販売又は貸出しの目的で外部施設に輸送した場合、目的を達成した後、速やかに日常的に使用している飼養施設に持ち帰っている。（顧客に譲り渡した場合を除く）

## 基準の細部解釈

### <適切な量及び回数>

通常の給餌や給水の間隔よりも長い時間輸送するなど、過度の空腹、口渇、疲労が予測される長時間の輸送の場合、輸送前に適切に給餌及び給水を行うようにする。輸送中の給餌、給水の必要性は、輸送する哺乳類の種類、年齢及び状態や輸送時間、天候等によって影響されるため、哺乳類が適切かつ必要な飼料及び水を利用できるよう、休息を与える回数や間隔を適切に設定する。また、輸送中に体が水で濡れること等により動物が衰弱しないように留意する。

【うさぎ】・・・輸送中、適切な餌と水が十分な量で利用可能でなければならない。

【げっ歯類（モルモット、ハムスターなど）】・・・短時間の輸送の場合には、給餌・給水は不要だが、車両や公共交通機関を利用し、到着時間が遅れる等不測の事態が生じる可能性がある場合は必要に応じて水分を含むゼリーや野菜等を与えること等により、餌及び水を利用できるようにすること。

なお、輸送する動物の種類、年齢及び状態や輸送時間、天候等によって、より頻繁な給餌・給水が求められる場合は、その状況に合わせて給餌・給水を行うこと。また、輸送中に給餌する餌の種類や給餌及び給水方法が、通常の飼養管理と変わる場合、事前に馴化措置をすること。

### <特別な事情>

獣医師に事前の診療を受け、不安、緊張、運動不足あるいは輸送時の騒音、振動などの種々の影響のため食欲が落ちることが懸念されるため、給餌・給水を行うべきではないと指示された場合など。

### <輸送後2日間以上>

2 日間は 48 時間が一つの目安となり、例えば、深夜 23 時に到着し、その翌日丸一日を含めただけでは 2 日間以上には該当しない。

### <目視によって観察>

輸送された哺乳類の状態の変化(下痢、おう吐、四肢の麻痺、外傷、削瘦等の外形上明らかな変化)を注意深く(例えば、1日2回以上確認し記録する)把握すること。

### <日常的に使用>

イベント会場のように単発又は臨時にではなく、常日頃から繰り返していること。

### <目的を達成した後>

販売、販売のための展示又は貸出を行う目的で、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設1か所に輸送し、その販売、販売のための展示又は貸出が終わった後を指す。

#### 【輸送に関連する他の基準】

- ・ 輸送方法…飼養管理基準第2条第5号口(1)～(9)を参照
- ・ 輸送時の給餌・給水…第5号口(7)の細部解釈を参照
- ・ 輸送中又は輸送後の目視観察中等の哺乳類の状態変化(下痢、おう吐、四肢の麻痺等の外形上明らかな変化)時…飼養管理基準第4号ハを参照。速やかに獣医師の診療を受けさせること。
- ・ 外部施設での日常的な健康観察…第2条第4号口を参照

### 参考

- 飼養施設に輸送し2日間観察した後も、第2条第4号口、ハ、第7号ハ、二、ムに従い、日常の健康管理に努めること。

第2条第4号口 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。

ハ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

第7号ハ 販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。

二 販売業者及び貸出業者にあつては、二日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。

ム 一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

## ◆推奨事項

### ➤ 輸送時の配慮事項

輸送時のストレスによりおう吐、よだれが出る、元気がなくなるなど、乗り物酔い状態になることがあるので、輸送による苦痛や疲労をできるだけ少なくするために、短時間で輸送できる手段を選択することが重要である。目的地までの距離や所要時間をあらかじめ計算し、輸送する哺乳類にとって最も負担の少ない輸送手段及び経路を選択することが原則となる。また、輸送する前に、輸送する哺乳類の健康状態や怪我の有無を確認し、必要に応じて獣医師等と相談することが必要である。怪我、病気、又は体調を崩している場合など、輸送がストレスを与えると考えられる場合は輸送の対象から外すか、治療等のためやむを得ず輸送する場合には、獣医師等の指導を参考に、天候等の輸送条件や、体調を加味したタイミングを選択するなど、十分に注意して行うことが必要になる。特に幼齢個体は、成体以上に温度管理が重要であり、新しい環境に移動することのストレス等にも十分に配慮することが望ましい。

### ➤ 家畜の輸送に関する技術的な指針(令和5年7月26日、農林水産省畜産局)

家畜への配慮:輸送が家畜にとって過度な負担にならないように配慮するとともに、家畜の基本的な行動様式や移動する際の家畜の習性等を考慮し、不要なストレスを与えないようにすることが重要である。

#### 【実施が推奨される事項】

- ・輸送前の休息の必要性について、獣医師、家畜取扱責任者等が判断する。
- ・家畜の過去の輸送歴、車両への積み込み等のための訓練の状況、体調を考慮し、輸送が家畜にとって過度な負担にならないよう、また、不要なストレスを与えないようにする。
- ・運転手は、家畜に影響を及ぼさないよう、急ハンドルや急ブレーキを避け、安全運転する。
- ・家畜の取扱いや輸送に当たって、当該家畜の行動様式を考慮する。アニマルウェルフェアが損なわれることを避けるため、群れを構成して輸送する場合、同じ品種、体格の家畜又は飼養時に同じ群れで飼養されている家畜で群れを構成し、互いに傷つけ合う可能性のある家畜や攻撃的な家畜、異なる畜種を混在させない。
- ・角のある家畜は、同じ群れで混在できると判断されない限り、除角された家畜と混在させない。
- ・大きさや年齢が極端に異なる家畜等を同時に輸送する場合、区分する枠等を別に設ける。
- ・母子のように社会的結束が強い家畜を輸送する場合、一緒に輸送する。

## 6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他動物の繁殖の方法に関する事項

### ■ 繁殖について

第2条第6号 イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

ニ～ヘ（略）

ト 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師による診療を受けさせ、又は獣医師等による助言を受けること。

チ（略）

リ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。特に、犬又は猫を繁殖させる場合には、第4号ハに規定する健康診断、第6号チに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うこと。

※第二種動物取扱業のうち、届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者が対象である。ただし、繁殖台帳の5年間保管は義務付けられてはいない。【省令第3条第6号イ～ト】

### 趣旨

犬猫以外の哺乳類の繁殖に関する基準は、みだりに繁殖させることによる母体への過度の負担を避けるため、哺乳類の繁殖生理の特徴（発情サイクルの違い等）に配慮し、必要に応じて獣医師の診断や愛玩動物看護師による助言を受けるとともに、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないことを義務付けるものである。

### チェックポイント

- みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかからないよう、適切な繁殖回数としている。
- 繁殖の実施状況について記録した繁殖実施状況記録台帳を作成し、5年間保管している。  
【第一種動物取扱業者に適用】

## 基準の細部解釈

### <みだりに繁殖させること>

繁殖力が強い生態を持つ種の雌雄(特にうさぎ、ハムスター、その他小型げっ歯類など年中繁殖可能な哺乳類)において、一定の休息期間を挟むことなく、繰り返し妊娠・出産させ続ける行為などを指す。

### <獣医師による診療を受けさせ、又は獣医師等による助言を受けること>

獣医師による診療や助言及び愛玩動物看護師による助言。

### <診療>

哺乳類の繁殖の適否に関する診断、繁殖を可能にするための治療等。

### <繁殖に適さない哺乳類>

体の成長が不十分な場合、帝王切開を経験し難産のおそれがある場合、栄養状態が良くない場合等。

## 参考

### ➤ 繁殖実施状況記録台帳について

第一種動物取扱業にあっては、繁殖の実施状況について記録した台帳を作成し、これを 5 年間保管することが義務付けられているため、参考様式に示した項目について記録された台帳を 5 年間保管する必要がある。

| 交配等<br>年月日 | 雌<br>(個体識別番号、名称等) | 雄<br>(個体識別番号、名称等) | 出産<br>予定日 | 出産<br>年月日 | 出産数 | 出産後の雌<br>の状態 | 新生子<br>の状態             | 備 考 |
|------------|-------------------|-------------------|-----------|-----------|-----|--------------|------------------------|-----|
|            |                   |                   |           |           |     | 健・否          | 健 康：<br>疾 病等：<br>死 亡等： |     |
|            |                   |                   |           |           |     |              |                        |     |
|            |                   |                   |           |           |     |              |                        |     |

### ➤ 遺伝性疾患について

動物の繁殖には遺伝性疾患にも注意が必要である。遺伝性疾患を減らすには、疾患の発症がない個体同士を交配させることや、素因がないか等を確認して交配を行うことが重要である。また、近親交配は遺伝子の多様性が失われるほか、遺伝性疾患が発生する危険性が高くなるため避けるようにするべきである。

### ➤ 繁殖時の帝王切開について

獣医師法第 17 条では、獣医師でなければ診療を業務とすることができない飼育動物として犬、猫、家畜等が規定されているものの、帝王切開も含む「診療」は、疾病の診察、診断及び治療その他の獣医師の獣医学的判断及び技術をもってするのでなければ動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為であることから、その他の哺乳類の診療も基本的には獣医師が行っている。これらの実態やその他関係法令等(動物愛護管理法における愛護動物の殺傷罪や虐待罪に係る規定や、薬機法等における麻酔薬の取扱いに係る規定等)を踏まえると、犬、猫、家畜等以外の哺乳類の帝王切開についても、動物の健康及び安全の保持等の観点から、引き続き獣医師に実施させることが求められる。

### ➤ 畜産動物の繁殖について

ウシやブタなどの畜産動物の繁殖は、人工授精や受精卵移植(主にウシ)によって行われることが多い。それぞれ、家畜改良増殖法では、有資格者のみが実施できると規定されており、留意

が必要。また、健全な繁殖や畜産経営に大きな影響を及ぼすおそれがある重要な遺伝的形質については、種畜検査において確認すべき種類が家畜改良増殖法の施行規則(第6条第2号)で定められている。

#### ◆推奨事項

##### ➤ かかりつけ獣医師の確保

動物の繁殖時に、速やかに相談・受診ができる体制を整えておくためには、かかりつけ獣医師等を確保することが望ましい。かかりつけ獣医師が継続的に動物を診療することで、獣医師側にも個体の受診歴や身体的特徴、既往症等の情報が蓄積されるため、健康状態の変化を早期に発見しやすくなるほか、個体の状況に応じた健康管理上の適切な助言を得ることが可能になる。

##### ➤ 犬猫以外の哺乳類を繁殖させる際に留意すべき点

- ・繁殖用に販売又は飼養するために、交配時に一時的に雌雄を同一ケージで飼養する場合、短期間に何度も繁殖することにより母体に過度な負担がかからないよう、交配後は速やかに分離するなどの配慮が望ましい。
- ・繁殖時の掃除は控えめにし、薄暗くしておくといよい。

【ハムスター】…妊娠後期から哺育期の雌は、環境の変化や過度な取扱い等によるストレスの影響を受けやすいため、不必要な取扱いや巣への干渉を避け、静穏な環境を確保することが望ましい。出産後の過度な攪乱等は、育仔行動の阻害や仔の損傷・捕食につながる場合があるため注意する。

【モルモット】…難産等の繁殖障害を生じることがあるため、繁殖に供する場合には、雌の年齢、体格、健康状態及び繁殖歴等を十分に考慮する。特に初産齢が高い雌では難産のリスクが高まる可能性があるため注意する。

【シマリス】…警戒心の強い動物であるため、繁殖期及び哺育期には過度な刺激や環境変化を避け、静穏で安心して利用できる営巣場所を確保する。

【チンチラ】…出生仔がケージの網目や隙間から脱出したり、身体を挟んだりすることのない構造とする。

【フクロモモンガ】…繁殖期及び哺育期には、巣への過度な干渉、頻繁な環境変更その他のストレスとなる刺激を避ける。仔への接触は必要最小限とする。

- ・主に触れ合い施設で取り扱われる中大型哺乳類については、定期的な健康診断を行っておくことが望ましい。

【ブタ】…ブタ(特に初産)については、落ち着かない状況(巣作りをさせない等)で出産させると子を食べる場合があるため、注意する。

【ヒツジ、ヤギ、ウシ】…母子関係を適切に作るため、群れで飼養している場合は分娩室を作る等、群れから隔離して分娩させることが望ましい。

【ウシ】…雌ウシの体重が軽い品種に、雌ウシの体重が重い品種の雄ウシを交配させる(黒毛和牛にホルスタインをかける等)と胎児が大きくなり難産になるおそれがあるため、分娩時にかかりつけの獣医師を確保するなど、準備が必要である。

## 7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

- 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について
- 複数・単独飼養について
- 捕食・被捕食動物の近接展示について

第2条第7号 イ 哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

- (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
- (2) 体表が毛玉で覆われた状態
- (3) 爪、歯又はひづめが異常に伸びている状態
- (4) その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ～ル (略)

ヲ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せ及び数（数にあっては、異種又は複数の哺乳類を同一のケージ等内で飼養し、又は保管する場合に限る。）を考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

※第二種動物取扱業においても同様である。【省令第3条第7号イ、ハ】

### 趣旨

哺乳類に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、日常の世話を適切に行い、健全に成長できるよう、適切な管理が行われる必要がある。特に、これらの適切な管理が行われていない不適正事業者に厳格に対応するという観点から、アニマルベースドメジャーの考え方を踏まえて、ネグレクトのおそれ等の問題のある事例で共通して見られるような個体の不適切な状態を直接的に禁止するものである。

### チェックポイント

- ☐ 哺乳類が以下の不適切な状態になっていない(1つでも該当があれば違反)。
  - 被毛にふん尿等が固着した状態
  - 体表が毛玉で覆われた状態
  - 爪、歯又はひづめが異常に伸びている状態
  - その他、健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- ☐ 同一ケージ等内において複数の動物の飼養・保管をする場合に、動物間で過度な闘争等が発生していない。
- ☐ 被捕食動物と捕食動物が、接触可能又は見えるような位置に配置されていない。
- ☐ 不適切な飼養管理に起因する外傷、過剰な身づくろい行動、過剰な常同行動等、健康及び安全が損なわれるおそれのある状態となっていない。

## 基準の細部解釈

### <健康及び安全が損なわれるおそれのある状態>

それらを放置することにより、その哺乳類の健康や安全が維持できない可能性がある状態であり、具体的には耳が異常に汚れている、便の性状に異常がある、寄生虫が存在する、削痩している、異常な被毛の色、質感又は脱毛が見られる、異常な分泌物が出ているなどを指す。また、不適切な飼養管理に起因する過剰な常同行動や、自らの体に噛みついたり、ひっかいたり、毛をむしったりすることで、自らを傷つける行為も含まれる。(ただし、炎症性疾患など、不適切な飼養管理に起因するものではないと獣医師により診断された場合を除く。)

### <配置>

ケージ等を被捕食動物(うさぎ、ハムスター、その他小型げっ歯類、ヨツユビハリネズミなど)と捕食動物(犬猫、フェレット、キツネ、ヘビ、猛禽類など)が接触できる、又は見える位置に置かないこと。

### <動物の組合せ>

同種又は被捕食動物同士であっても自傷行為や過度な動物間の闘争等が発生する場合や極端に大きさが異なる動物が踏みつけること等が想定される場合(例えば、大型陸棲カメと小型哺乳類など)は、同一のケージ等内に入れることは避けること。また、怪我やストレスの原因となるため、被捕食動物を捕食動物と接触できる、又は見えるようなケージ等の構造又は配置で飼養又は保管しないこと。

### <過度な動物間の闘争等>

同一のケージ等に同種又は異種の動物を入れることにより、外傷が生じるような闘争や捕食を含む。

## ◆推奨事項

### ➤ 使用する馬具について

人との触れ合いにおける乗馬体験等で使用される頭絡、鞍、ハミ等を含むすべての馬具は、目的に適したものを使用し、馬の怪我を避けるよう正しく装着し、必要最低限の時間のみ装着することが望ましい。また、その使用方法に精通し経験を持つ者が使用及び装着を行うことが望ましい。

また、適切ではない馬具、不潔な馬具を用いると馬の健康に害を及ぼす可能性があることから、日常的な使用や馬体の状態変化(体重減少、歩様の変化、こすれ等)により、馬具の適合性が変わっていないか確認するため、定期的な点検を行うことが望ましい。馬具は定期的に清掃し、良好な状態に保つことが望ましい。古い革製のタズナが切れることによって、人が馬から振り落とされ怪我をすること等がないよう、馬具の劣化にも注意を払うこと。

なお、動物福祉の観点から、馬に乗せる重量は騎乗者、馬具をあわせて馬体重の 20%を超えることは望ましくない。

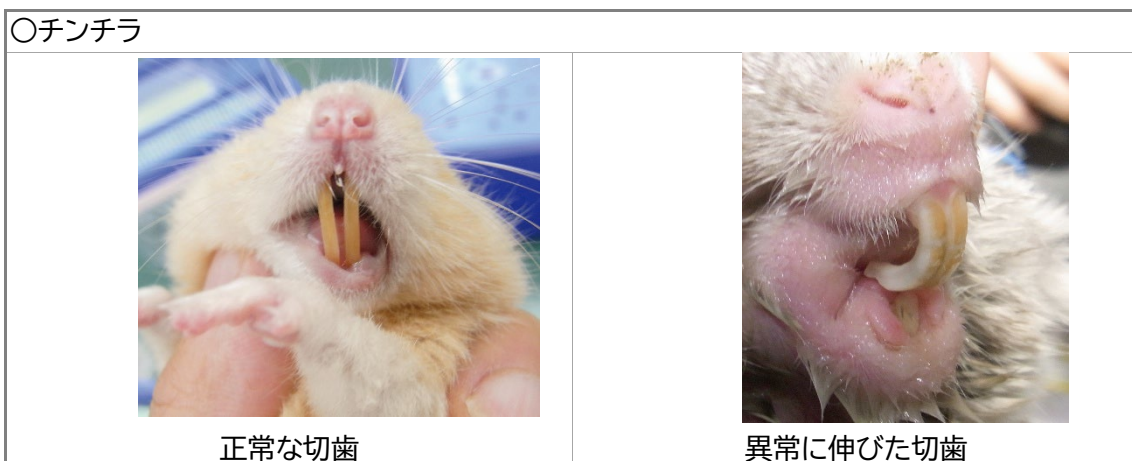
## 参考

- 歯が異常に伸びている状態として、モルモット、チンチラ等のげっ歯類は適切な餌が与えられない場合、歯の咬耗が不足して異常に伸び、健康に害を及ぼすことがある。ウマについても、餌により咀嚼回数が減り、歯が摩滅しなくなることがある。いずれもケアが必要である。

図表 13 歯が異常に伸びた状態



出典:エキゾチック臨床シリーズ Vol.15 モルモットの診療(学窓社)



出典:エキゾチック臨床シリーズ Vol.19 小型げっ歯類の診療(学窓社)

## ■ 社会化について

第2条第7号 ワ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動がとられるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。

※第二種動物取扱業においても同様である。【省令第3条第7号ト】

## 趣旨

周囲の生活環境に適応し、人との触れ合い等の活動や環境エンリッチメントの確保の観点から、社会化が必要な哺乳類について、その健全な育成及び社会化を推進するものとなっている。

## チェックポイント

- 社会化を必要とする幼齢の哺乳類について、その健全な育成及び社会化のため、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管している。
- 人との触れ合いに用いる哺乳類については、必要な社会化が適切に行われている。

## 基準の細部解釈

### <幼齢な犬、猫等>

幼齢な犬、猫のほか、ヤギやヒツジ等において、人との触れ合いに用いるために社会化を必要とする哺乳類。

### <親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること>

社会化が必要な哺乳類を親、兄弟姉妹とともに飼養又は保管する以外に、触れ合いに用いる哺乳類については人や他の個体と触れ合う等の社会化を行うこと。

## ◆推奨事項

### ➤ 社会化を必要とする哺乳類

子育て中に親から子を早く離すと、異常行動が見られたり、健康に影響を与えたりする場合があるため、離乳するまでの期間など適切な期間を親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管することが望ましい。哺乳類は幼少期の社会環境によって交尾行動や養育行動等の行動発現割合が低くなることが知られている。

群居性の動物について、必要があって人工保育で育てる等、社会性を獲得する期間に親兄弟や同種の他個体等と過ごせていない場合は、動物の安全に配慮しつつ、適切な時期に群れと合流させることが望ましい。

また、人との触れ合いに用いる哺乳類については、触れ合いがストレスとならないよう、感受期に同種動物との社会化を十分行うとともに、人と触れ合う等の配慮を行うなど人との社会化を十分行うことが望ましい。

## 参考

- 社会化を行う適切な時期は社会化期と呼ばれるが、この時期は感受期(Sensitive period)とも呼ばれており、環境からの刺激を最も受け入れやすく、その影響が将来の行動に長期的な変化をもたらしやすい、特定の限られた時期である。その時期は哺乳類によって異なり、ウシでは離乳直後が適切であると言われている。

## ■ 餌の種類について

第2条第7号 ㊦ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

※第二種動物取扱業においても同様である。【省令第3条第7号チ】

### 趣旨

動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じて、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うことを規定したものである。

### チェックポイント

- 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水が行われている。

### 基準の細部解釈

#### <餌の種類を選択し、適切な量、回数等>

餌は汚染がなく、全ての動物の健康を維持するのに十分な量・回数と栄養価で、動物の年齢、種、状態、サイズ及び種類を考慮して選択する。なお1日1回未満の給餌回数が適切となるケースは、冬眠時又は治療等のため獣医師によって指示された場合や大型肉食哺乳類等の場合のみ。全ての個々の動物がそれぞれ必要な量及び回数の食餌ができるよう設備や環境を整え、使用する容器は常に清潔で衛生的な状態に保つ。自動給餌器を使用する場合は、飼料のカビ、汚染、劣化又は固化を防止すること。

また、人との触れ合い活動で、見物客等が動物に餌を与えることで、動物の栄養バランスや給餌量が乱れ、体調に支障をきたすことがないように、個々の動物にとって1日に必要な種類・量の餌を補給できるよう調整すること。

## ◆推奨事項

### ➤ 各動物種に適した餌の種類、量、回数等について

【うさぎ】…良質な乾牧草を常時摂取できるようにし、個体の年齢、体格及び健康状態に応じて、適量のうさぎ用固形飼料等、栄養的に適切なものを与えることが望ましい。必要に応じて適切な種類の葉菜類等を与える。糖分の多い果物等は過剰に与えない。

【ハムスター】…ハムスター用固形飼料(栄養的に適切なもの)を主として与えることが望ましい。ハムスター・マウス用の種子類、野菜等を与える場合には、種類及び量に留意する。

【モルモット】…良質な乾牧草を主食とし、常時摂取できるようにしておくことが望ましい。モルモットはビタミンCを体内で合成できないため、ビタミンCを必要量摂取できるよう、モルモット用の適切な飼料等を与える。

【シマリス】…シマリス用飼料等、栄養的に適切なものを主として与えることが望ましい。副食として種子類、野菜、果物等を与える場合には、種類及び量に留意する。

- 【チンチラ】…良質な乾牧草を主食とし、専用ペレット等を副食として与え、常時摂取できるようにしておくことが望ましいが、肥満には注意する。
- 【デグー】…良質な乾牧草等の粗飼料を常時摂取できるようにし、デグー用飼料等、栄養的に適切な飼料を副食として個体の状態に応じた量で与えることが望ましい。種子、穀類等をおやつとして与えてもよいが、糖質の高い果物の過剰給与を避ける。
- 【フクロモモンガ】…フクロモモンガの栄養要求を満たす適切な専用飼料を与え、カルシウム、リンその他の栄養素の過不足が生じないように留意する。活動し始める夜の早い時間に与えるとよい。
- 【ヨツユビハリネズミ】…栄養バランスのとれた適切な専用飼料等を主として与え、副食として昆虫等を与える場合には、その種類、栄養組成及び給与量に留意する。夜行性なので食事は夜の早い時間に与えるとよい。
- 【フェレット】…栄養要求を満たす消化性の高い動物性タンパク質及び適切な脂質を含む総合的な専用飼料を与える。常時摂取できるようにしておくといよい。
- 【ウマ】…放牧時を除いて、粗飼料を可能な限り常時摂取できるようにすることが望ましい。できない場合、給餌回数を増加する等の工夫により採食時間を長く確保することが望ましい。粗飼料のほかに、飼養目的や環境等に応じて濃厚飼料を給与する場合があるが、一度に大量の濃厚飼料を与えることは、疝痛や蹄葉炎等の障害を引き起こす原因となる場合もあるため注意が必要である。
- 【ブタ】…「日本飼養標準(豚)」(国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構)を参照し、毎日飼料を必要量給与するとともに、給餌時間は、可能な限り毎日同じ時間とし、暑熱時は、1日で最も暑い時間帯の給餌は避けることが望ましい。また、胃潰瘍の発生を最小限に抑えるため、食物繊維や粗タンパク質の量を調整することが望ましい。
- 【ヒツジ、ヤギ】…「めん羊・山羊技術ハンドブック」(公益社団法人畜産技術協会)等を参照し、適切な粗飼料を常時摂取できるようにすることが望ましい。
- 【ウシ】…「日本飼養標準(肉用牛)、(乳牛)」(国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構)を参照し、必要な量、必要な栄養素を含む飼料を、少なくとも1日1回与えると同時に、給餌時間は、可能な限り毎日同じ時間とし、暑熱時は、1日で最も暑い時間帯の給餌は避けることが望ましい。
- 【ウマとウシ・ヒツジ等の反芻動物】…アシドーシス状態(反芻動物においては第1胃内、ウマにおいては結腸が酸性化することにより栄養障害等が生じている状態)とならないよう、嗜好性の良い粗飼料(草等粗繊維を多く含む飼料)を随時摂取できるようにしておくことが望ましい。

## ■ 給水の時間について

第2条第7号 タ 哺乳類を飼養し、又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

※第二種動物取扱業においても同様である。【省令第3条第7号リ】

### 趣旨

哺乳類を飼養又は保管する場合、清潔な給水を常時確保することを規定したものである。

### チェックポイント

- 清潔な給水が常時確保されている。

### 基準の細部解釈

#### <特別な事情>

獣医療行為(CT・MRI 検査等)のために、絶食・絶水が必要な場合、ケージの清掃のためにごく短時間、別の場所に移している場合等。また、輸送時の給水については第5号ロ(7)に関する細部解釈も参照すること。

## ■ 運動スペースに置く時間について

第2条第7号 レ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

※第二種動物取扱業においても同様である。【省令第3条第7号ヌ】

### 趣旨

犬猫以外の哺乳類にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、個々の動物の健康維持や発育、ストレスの軽減等のために必要な頻度と時間を定め、運動することができる状態に置くことを規定したものである。

### チェックポイント

- 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等で飼養又は保管する場合には、動物の生理、生態、習性、成長段階、健康状態等を踏まえ、必要に応じて運動の時間を設けている。

## 参考

- 犬及び猫、ハムスター、モルモット以外の哺乳類を長期間にわたり、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難な同じケージ等において飼養又は保管をする場合には、第2条第1号ロ(3)(二)の(イ)及び(ニ)に従い、適切な頻度と時間を定め、十分に運動することができる状態に置くこと。

### 第2条第1号ロ(3)(二)

(イ)うさぎにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長(鼻先から尾の付け根までの長さをいう。以下同じ。)(複数の個体を同一のケージ等内で飼養し、又は管理する場合にあっては、これらの個体の頭胴長のうち最も長いもの。以下同じ。)の2倍以上、横の長さが頭胴長の1.5倍以上及び高さが頭胴長の1.7倍以上とするとともに、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

(ロ)、(ハ)略

(ニ)その他哺乳類に属する動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

## ■ 夜間営業について

第2条第7号 ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあっては、特別の事情があるときを除き、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

※第二種動物取扱業においては規定されていない。

### 趣旨

販売業者、貸出業者及び展示業者が夜間に営業を行う場合、哺乳類の休息が妨げられることがないように規定するものである。第 5 号イに従う範囲において夜間における動物の展示を妨げるものではないが、夜間に動物の生態等に応じた観察を行う場合にあっては、観覧者等が哺乳類の飼養施設周辺に立ち入ることにより哺乳類の休息が妨げられることがないようにし、騒音や光環境等につき細心の注意を払い、また対策を行うこと。

### チェックポイント

- 販売業者、貸出業者及び展示業者が夜間に営業を行う場合、午後8時から翌日午前8時まで顧客、見学者等が飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられていない。

### 基準の細部解釈

#### <夜間>

午後8時から翌日午前8時まで。

#### <特別の事情があるとき>

騒音や光環境等について十分な注意を払い、第 5 号イに従う範囲において夜間における動物の展示を行う場合

## ■ 訓練方法について

第2条第7号 ナ 貸出業者、展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演技をさせ、訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演技、訓練等が過酷なものとならないようにすること。また、殴る、蹴る等の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある行為、心理的に過度の負担を与える行為又は過度に餌を減らす行為その他の動物の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。

※第二種動物取扱業のうち、届出をして貸出業を行う者及び届出をして訓練業を行う者が対象である。【省令第3条第7号フ】

## 趣旨

貸出業者、展示業者及び訓練業者が、動物に演芸をさせたり、訓練したりする場合に、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないよう、身体に外傷を生じるような行為、暴力を加える行為、心理的抑圧・恐怖を与える行為等の不適切な行為を禁止するものである。

## チェックポイント

- 動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合、動物の身体に外傷を生じるような行為、暴力を加える行為、心理的抑圧・恐怖を与えるような行為、過度に餌を減らす行為等が行われていない。

## 基準の細部解釈

### <殴る、蹴る等>

殴る、蹴る、その他過度に身体を絞めつける等の行為。

### <心理的に過度の負担を与える行為>

大声で怒鳴ったり、動物の近くで大きな音を出したり、その健康及び安全を保持することが困難な場所や状態(狭いケージ等)で拘束したり、飼養密度が著しく適正を欠いた状態で飼養又は保管したり、ムチ等を振り上げて叩くふりをしたり、動物の近くに物を投げつけたり、不必要に動物へ強い電気ショックを与えること等により、動物を怯えさせる行為。

### <過度に餌を減らす等行為その他の動物の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれのある行為>

餌や水、睡眠時間、仲間との接触、運動など、健康維持上必要なものを過度に制限することで、動物がストレスによる行動を起こす又は健康状態に支障を及ぼすおそれのある行為。

## ◆推奨事項

### ➤ しつけ・訓練方法

- 動物の行動を人にとって望ましい行動に変える(行動変容)ためには、成功する可能性が高く動物福祉を考慮した効果的な方法の中から、最も動物に負担が少なく(侵襲性の低い)、嫌悪刺激が最小限のものを選択することが推奨される。具体的には恐怖を与える、強制する、罰を使う方法を避け、オペラント条件づけの正の強化の方法を主体に使用することが望ましい。
- 多くの動物園や水族館においても、エンリッチメントやトレーニングの手段として正の強化が推奨されている。
- オペラント条件づけの正の強化を主体とする方針は、不適切で不十分な嫌悪刺激(罰)の使用、過度な行動制限による虐待を防止するだけでなく、嫌悪刺激の使用による動物への悪影響を防ぎ、動物のストレスやネガティブな経験を最小限に抑える。嫌悪刺激の使用(正の罰)や報酬を取り去る(負の罰)だけでは、動物に「何をすれば良いか」の情報を与えることができない。

参考1

○行動変容と環境整備について

調教や芸を教えるなどの意図的な行動変容を行う際には、その望ましい行動を引き出すために適切な環境を整え、正の強化(望ましい行動に対し報酬を与える方法)で行動を定着させることが基本である。

問題行動(望ましくない行動)を減少させるためには、まずは「5つの自由 Five Freedoms」\*<sup>1</sup>に沿って環境を整えることが重要である。動物の日常のストレスは問題行動を生じやすい状況を作るが、環境を整えることで望ましくない行動が軽減することも多い。さらに、問題行動を起こす刺激が特定可能な場合は、その刺激を除去・軽減(刺激制御)したり、問題行動の結果動物にとって「良いこと」がある場合は、それをなくす(負の罰＝良いことをなくすことでその行動を減らす)ことで、その問題行動を起こしにくくする。その上で望ましい行動を引き出し、正の強化で定着させる。

また、多くの動物園水族館では、アニマルウェルフェアの観点から「5つの領域 Five Domains」モデル\*<sup>2</sup>を取り入れ、動物の状態をモニタリングしている。

○動物福祉に関して国際的に広く知られている基本的な考え

「5つの自由 Five Freedoms」モデル (\*1)

- ✧ 飢えと渇きからの解放 Freedom from Hunger and Thirst
- ✧ 不快からの解放 Freedom from Discomfort
- ✧ 痛み/怪我/病気からの解放 Freedom from Pain, Injury and Disease
- ✧ 恐怖と苦悩からの解放 Freedom from Fear and Distress
- ✧ 正常な行動を示す自由 Freedom to Express Normal Behavior

「5つの領域 Five Domains」モデル (\*2)

- ✧ 栄養 Nutrition
- ✧ 環境 Environment
- ✧ 健康 Health
- ✧ 行動上の相互作用 Behavioural Interactions
- ✧ 精神状態 Mental State

「5つの自由」モデルが主に苦痛などの負の状態を避けることに着目するのに対し、「5つの領域」モデルは、負の経験を減らすだけでなく、快適さや満足などの正の経験も含めて動物福祉を評価している。動物の「栄養」「環境」「健康」「行動上の相互作用」の状態が、動物の「精神状態」にどのような影響を与えているかを捉え、負の経験を減らすだけでなく、安心、満足、楽しさなどの正の経験を増やす観点から動物福祉を評価する枠組みである。

## ○嫌悪刺激の限定的な使用とその注意点

嫌悪的手法は望ましくない行動を制御する正当かつ有用な手段であるが、事態を著しく複雑化することもある。逃避手段のない状況下での過酷かつ持続的な嫌悪刺激は、調教などの行動変容には無益であるだけでなく、はるかに深刻な問題を引き起こす可能性が高い。

嫌悪刺激を行動変容のために用いる場合は、以下を確認する。

- ・ 安易な使用を避け、行動変容の第一選択として使用しない。
- ・ 実施担当者は、嫌悪刺激により生じる可能性がある有害作用の全てを熟知し、相当の技術を持つ者とする。
- ・ 訓練の効果の進展を評価するシステムを確立し、行動に変化が見られない場合は嫌悪刺激の繰り返しの使用は避ける。
- ・ 行動変容プログラムの中に正の強化(報酬を用いる方法)を取り入れて望ましい行動を確立させ、嫌悪刺激の必要性を順次減少させる。
- ・ 動物を傷つける行為(怪我や過度の痛み、恐怖を与えるなど)は決して行わない。

## ○嫌悪刺激を用いることの課題と有害反応

### 1. 正しいタイミング

対象となる行動と嫌悪刺激を関連づけさせるためには、その行動の直後に嫌悪刺激を与える必要がある。

### 2. 罰の一貫性

嫌悪刺激は直ちにその場で行動を遮断する場合もあるが、その抑制効果は一時的で継続する可能性は低い。また、対象となる行動に対して嫌悪刺激を与えたり与えなかったりという状況を作ると、それが部分強化\*となり、その行動はより定着してしまう。

\*部分強化＝時々報酬(良いこと)が与えられる状況。報酬を期待することでよりその行動は定着する。

### 3. 適度な強度の必要性(適度な強度は個体により異なる)

嫌悪刺激が弱い場合、動物はその刺激に慣れ、強度を上げても順応する(馴化)。行動が変わらない状況で刺激の強度が上がると、動物に強い不快感のみを与え、虐待につながる。一方で、嫌悪刺激が強すぎる場合は鋭敏化を起こし、その後はわずかな刺激に対しても恐怖を感じるようになる。刺激に対する反応には個体差があり、Aにとって馴化に向かう刺激が、Bにとっては鋭敏化が起こる場合がある。適切な強度を決めることは極めて困難である。

### 4. 嫌悪刺激を与える人に対する強い恐怖心

動物は嫌悪刺激を与える人や、その周囲の他者・動物・ものに対して強い恐怖を抱くことがある。恐怖や不安などの情動が関与する問題行動の抑制に用いると、より恐怖や不安が増し、問題行動が悪化することがある。

### 5. 攻撃行動の誘発

動物は嫌悪刺激を避けるため、自己防衛反応により攻撃行動を示すことがある。さらに、警告行動が消失し、深刻な攻撃行動を示すようになる可能性がある。(例:唸るなどの警告をせず、突然激しく咬みつく)

### 6. 限定される効果

嫌悪刺激による行動の抑制効果は嫌悪刺激を与えた人に限定されることが多く、効果が他者に波及しないことがある。(その人が存在しない状況下では効果がみられないなど)

### 7. 「望ましい行動」を教えることの困難

嫌悪刺激では動物は「何をすればよいか」を学習できず、葛藤を生じさせて他の問題行動を引き起こす場合がある。また、動物の気質によっては「学習性無力」の状態を引き起こすことがある。

## 参考2

### ○オペラント条件づけについて

動物の自発行動(オペラント行動)に対し、強化子が提示、あるいは除去されることで自発行動の頻度に増減が生じることをオペラント条件づけという。結果として行動が増加することを強化、減少することを弱化(罰)と呼ぶ。

参考:「獣医学教育モデル・コア・カリキュラム準拠 動物行動学」

図表 14 オペラント条件づけの強化と罰

|          | 正(提示操作・与える)                                                                                                                                                                                  | 負(除去操作)                                                                                                     |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報酬<br>刺激 | <p><u>正の強化:報酬を与え、行動を増やす</u></p> <p>目的:ウマの蹄底の掃除<br/>強化(オペラント行動):脚を上げる<br/>報酬:リンゴの小片給与</p> <p>目的:ピューマの採血<br/>強化(オペラント行動):柵から尻尾を出す<br/>報酬:角切り肉給与</p>                                            | <p><u>負の弱化(罰):報酬を取り除いて行動を減らす</u></p> <p>目的:ウマの仲間への侵害行動の制御<br/>除去操作:群れから隔離<br/>弱化(仲間への攻撃行動):他のウマを噛まなくなる。</p> |
| 嫌悪<br>刺激 | <p><u>正の弱化(罰):不快な刺激を加え、行動を減らす</u></p> <p>目的:ウシの人への侵害行動の制御<br/>弱化(人への攻撃行動):ウシが人に頭突きしなくなる<br/>刺激:不快感を示す表情と強い口調での叱責、手で押さえる</p> <p>目的:ゾウからの植栽保護<br/>弱化(オペラント行動):植栽に触る行動が減る<br/>刺激:電気柵での瞬間的電撃</p> | <p><u>負の強化:不快な刺激を取り除くことで行動を増やす</u></p> <p>目的:ウシの誘導<br/>強化(オペラント行動):人に追従する<br/>除去操作:手綱を緩める</p>               |

### 参考3

#### ○動物の訓練方法について

##### 1. 学習形態を理解し利用すること

人を含め動物の学習形態には、古典的条件づけ、オペラント条件づけ、観察学習、社会的学習、模倣学習、潜在学習、洞察(認知)学習がある。それらを意識して実施する必要がある。

- ・ 古典的条件づけ:無条件刺激(例えば餌)と条件刺激(それ自体で反応を起こさないもの、例えばクリッカー音)を同時に提示することで、条件刺激と無条件刺激が結びつく学習
- ・ オペラント条件づけ:試行錯誤や模倣、洞察による行動に続いて強化子(例えば餌とか誉め・制止の言葉)を提示することで、行動と強化子が結びつく学習
- ・ 観察学習:環境内の物事を観察し、それらに関連する行動の結果を学習する
- ・ 社会的学習:自分と同種又は他種の他個体の行動を観察し、社会的行動を学習する
- ・ 模倣学習:一般には同種他個体の行動を模倣し、行動を獲得する
- ・ 潜在学習:無意味な刺激や状況を覚える学習。周囲の音、匂い、物などを無意識に覚える
- ・ 洞察(認知)学習:明らかな刺激や強化なしで情報を獲得すること。これまでの経験からの推論により問題解決行動を行う

##### 2. 協働的訓練の法則

①対象の動物に対する不安が無いこと、②動物への対応は常に一貫性を持つこと、③訓練中は動物も人も常に互いに注目していること、④強化には報酬(餌、声、表情)、弱化には非暴力的な罰(不快感を示す表情、ジェスチャー)を用いること、⑤動物も人も学習体験を楽しむこと、⑥指示は簡潔に、常に同じ言葉を使うこと、⑦自分自身、動物、周囲の人や他の動物の安全に十分配慮すること。

参考:「動物と人との協働による調教:一動物福祉、取扱い、動物教育心理学一」(著)Marthe Kiley-Worthington (訳) 佐藤 衆介

## ■ 接触・譲り渡しの時間帯、動物への接触方法について

第2条第7号 ノ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触（食物を与える行為（動物への接近を伴わないものを除く。）及び器具を介するものを含む。次条第4号イ（1）を除き、以下同じ。）させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

（1） 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間（特定成猫にあっては、夜間のうち展示を行わない間。以下この(1)において同じ。）に哺乳類を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、動物の健康及び安全の保持の観点から夜間に行うことが適当である場合その他特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

（2） 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。顧客等が哺乳類に接触する場合には、当該哺乳類が顧客等との接触を避けることができる場所を常時確保する（極めて短時間の接触である場合を除く。）とともに、あらかじめ、文書又は口頭により、当該哺乳類への接触方法について顧客等が理解したことを確認し、接触の前後においては、顧客等に手指等を消毒させること。また、過度に幼齢の動物、顧客等との接触により過度なストレスがかかるおそれのある動物及び人と動物の共通感染症に感染している動物を接触の用に供しないこと。

（3） 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、哺乳類を顧客等と接触させる業務に従事する職員について、同時に接触の用に供する動物の数、同時に接触する顧客等の数、業務に係る場所の広さ等に鑑み、不適切な接触を防止し、及び不適切な接触が現に生じた場合において速やかに対処することができるよう、必要な人数を確保すること。

（4） 略

※第二種動物取扱業のうち、届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者が対象である。【省令第3条第7号ソ(1)～(2)】

### 趣旨

動物を顧客等と接触、譲り渡し又は引き渡す場合に、動物にとって不適切な対応とならないよう、適切な時間帯、必要な職員の人数、必要な設備、方法等を規定するものである。（※第二種動物取扱業にあっては、届出をして貸出業又は展示業を行う者に適用）

夜間における動物との接触、動物の販売及び譲り渡しは、動物の健康及び安全の保持のために夜間に行う場合を除き、行ってはならない。なお、「特別な事情がある場合」とは、道路状況や光環境等に鑑み、夜間に輸送することにより動物への負担が軽減される場合があることを考慮し、主に動物園等の展示動物の譲り渡し又は引き渡しを限定的に認めるものであり、その場合においても夜間における動物の休息を著しく妨げることがあってはならない。動物との触れ合いにお

いて、不適切な事案等が発生した際には速やかに対処することが求められ、貸出業にあっては、貸出先からの連絡体制や速やかな対処への体制の整備等も必要である。

### **チェックポイント**

- 販売業者、貸出業者及び展示業者が、夜間に哺乳類を顧客と接触させたり、顧客に譲り渡し、又は引き渡していない。
- 販売業者、貸出業者及び展示業者が、顧客等を動物に接触させる場合には、接触の形態や動物の種類に応じて、職員 1 人当たりの顧客数の上限や顧客の年齢制限等を定量的に定め、それに従った人数としている。
- 哺乳類への接触方法をあらかじめ文書又は口頭で説明し、顧客等がその内容を理解したことを確認している。
- 顧客等が哺乳類に接触する場合には、接触の前後に手指等を消毒させている。
- 触れ合いに用いられている動物が自らの意思で移動し顧客との接触を避けられる設備又は場所が設けられている。
- 過度に幼齢な個体、触れ合いにより過度なストレスがかかるおそれのある個体、人と動物の共通感染症に感染している個体が顧客との触れ合いに用いられていない。
- 不適切な事案等が発生した際に、速やかに対処ができるような体制となっている。

### **基準の細部解釈**

#### **<夜間>**

午後8時から翌日午前8時まで。

#### **<特別な事情>**

動物園等の施設で展示される動物の輸送において、動物の疲労等に鑑み、夜間における飼養施設間の遅延ない譲り渡し又は引き渡し、動物の健康や福祉の観点から適当であると考えられる場合、夏の暑い時期に動物の負担を減らす目的で日中等を避けて早朝に行う場合。

#### **<接触を避けることができる場所>**

第2条第5号イに規定された「休息できる設備に自由に移動できる状態」と同様、顧客等との触れ合いの対象となっている哺乳類が自らの意思で移動し顧客との接触を避けることができるものとする。

#### **<極めて短時間の接触>**

10 分間以下、顧客の膝の上や手で抱きかかえられ、次の顧客との触れ合いまでに 30 分以上の休息時間が確保されている場合など。

#### **<過度に幼齢の動物>**

目が開いていない、被毛が生え揃っていない、自ら移動することができない等の段階。顧客との接触に対する体力や免疫力等が備わっておらず、接触により健康状態に支障をきたすおそれがある発育段階。

### <過度なストレスがかかるおそれのある動物>

顧客との触れ合いによって外貌(怪我や傷、毛づや等)、表情(目、耳、口元、尾の状態から見られる恐怖、不安、警戒、怒り等)、行動(ストレスに起因する回避・逃避行動、常同行動や無気力、震え、硬直等)に変化が生じる動物。

### <必要な人数>

接触の形態や動物の種類に応じて、職員1人当たりの顧客数の上限や顧客の年齢制限等を定量的に定め、それに従った人数とする。ただし、上限数等の設定に当たっては、以下のような観点を満たしていることとし、設定する人数等については、書面にて記録しておくこと。

- ・顧客数の上限の設定にあたっては、職員1人の目の届く範囲にいる顧客等の数とすること。
- ・同一施設内であっても別々の部屋にいる場合などは、部屋毎に顧客等の数に対応した職員を配置すること。
- ・顧客の位置(囲いの中に入る・囲いの外で行う等)、接触の形態(餌やり・触れる・抱きかかえる等)に応じ、必要な知識・技能を持った職員を配置すること。
- ・職員の配置・人数については、動物による顧客等への危害及び顧客等による動物への危害がないよう、双方に留意した配置計画とすること。
- ・不適切な事案等が発生した際に、速やかに対処ができるような体制とすること。

### 【参考様式 職員配置表】

| 部屋名称<br>・部屋番号 | 動物種              | 個体数 | 最大顧客数 | 職員配置数 | 監視方法      | ほか留意事項            |
|---------------|------------------|-----|-------|-------|-----------|-------------------|
| 部屋等ごとに記載      | 当該部屋でふれあいに供する動物種 |     |       |       | 職員の位置関係など | 接触に当たって注意すべき事項を記載 |

※時間帯毎に変更がある場合等は当該時間帯毎に整理

### 参考

人と動物の共通感染症においては下記のガイドライン等を参照し、適切な対応を行うこと。

- 動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン 2003(平成15年4月、厚生労働省)
- 動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン 2003(追補版)ふれあい動物施設等における衛生管理に関するガイドライン(厚生労働省)
- 人と動物の共通感染症に関するガイドライン(平成19年3月、環境省)
- 動物由来感染症ハンドブック 2026(厚生労働省)

## 4 行政指導・行政処分について

動物取扱業者による動物の適正な取扱いを確保するためには、関係法令に基づく各種の規定を適切に活用し、実態把握や改善指導を効果的に実施していく必要がある。特に、遵守基準を満たしていない不適切な事業者に対しては、勧告、措置命令、業務の停止、登録の取消し、刑事告発といった手段を効果的に用いて、厳格かつ迅速な対応を図ることにより、動物の健康・安全や地域の生活環境が守られることになる。

ここでは、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言の一環として、特に基準を遵守していない事業者に対する行政指導や行政処分について、その円滑化を図ることを目的に参考となる考え方や手順を示した。

### ■ 基本的な考え方

#### 1. 行政指導と行政処分

動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「法」という。)には、動物取扱業者に対して、動物の適正な取扱いを行うために必要な措置をとるための様々な行政指導及び行政処分の規定が用意されている。同法の規定に基づかない任意の行政指導は、迅速かつ柔軟な対応が可能という意味で効果的な場合があるが、相手方がこれに従わない場合には法に係る法的効果を生ずることはない。このため、基準を遵守していない不適切な事業者に対しては、法第 23 条の規定に基づく勧告を速やかに行うことが重要である。ただし、勧告はあくまで行政指導であり行政処分には当たらないため、行政指導に従わないことをもって、直ちに登録の取消しや罰則の適用対象になるものではない。動物の健康や安全を確保し、周辺の生活環境を保全するといった法の目的に照らせば、比例原則(違反の態様や悪質性の高さに応じて、各種の権限を適切に使い分けること)の遵守に留意しつつ、基準を満たさない不適切な状態を放置することなく、速やかに改善させること、改善する意思がないような悪質な事業者に対しては、勧告、措置命令、業務の停止、登録の取消し、刑事告発といった手段を効果的に用いた厳格な対応を行うことが必要となる。このほか、虐待のおそれがある場合や虐待行為に対しては、広く法第 25 条の規定に基づく指導、助言、勧告、命令、立入検査、報告徴収の規定及び法第 44 条の直罰規定に基づく虐待等罪が適用される場合もあることから、飼養管理の実態を踏まえてこれらの規定を効果的に活用することが重要である。

#### 2. 行政による迅速な対応の必要性

動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、問題のある事業者に対しては勧告を経て、行政処分である命令・登録取消処分等を速やかに行うこと。特に動物が置かれている状態などから緊急を要すると判断される場合や、基準を遵守する意思が見られない悪質な事業者に対しては、躊躇することなく厳正かつ速やかな対応をすることが法の要請するところであり、1.の比例原則も、これを妨げるものではない。なお、これまでは登録取消処分を行うことにより、行政が立入検査を行う権限の根拠が消滅することが、不適正飼養を継続している事業者への取消処分を困難にしている理由の一つとされ

てきたところであるが、令和元年の改正により、取消し後の事業者に対する立入検査や勧告等の規定が設けられたことにも留意が必要である。令和 9 年 6 月 1 日から施行される哺乳類の不適切な状態を直接禁止する基準等（例えば、体表が毛玉で覆われた状態、爪、歯又はひづめが異常に伸びている状態等）、施行時点から適用される基準を厳正に運用することにより、適正飼養を担保すること。また、犬及び猫以外の哺乳類に属する動物のケージ等、経過措置を定めた基準については、当該基準との乖離が大きい事業者等に対して、経過措置期間中に、基準の内容や適用が始まる期日を周知し、任意で改善計画を提出させるなど、集中的に指導等を行うこと。計画的な改善を行わず、経過措置期間終了時点で当該基準に適合しなかった場合は、直ちに勧告を行い、措置命令、業務の停止、登録の取消し、当該登録を取り消された者に対する通知を行うとともに、必要な場合には、後述する刑事告発などの厳格な対応を行うこと。また、事業者等が動物のみだりな殺傷、虐待、遺棄を行った場合に加え、法第 23 条第 4 項の規定による措置命令に違反した場合等には、法第 44 条又は法第 46 条の罰則が適用されることとなるが、刑事訴訟法第 239 条第 2 項において、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されていることを踏まえ、捜査機関と十分に連携して、積極的に告発を行うこと。

### 3. 立入検査について

立入検査は、法第 24 条の規定に基づき、第一種動物取扱業者に対して、登録後において申請されたとおりに動物の飼養又は保管が適切に行われているか、飼養管理基準は遵守されているか等を確認する重要な手段である。立入検査の権限は、相手方が拒否した場合にその意に反して抵抗を排除してまで実施することは認められていないが、刑罰による間接強制により適正かつ円滑な立入検査の実施を確保とする法の趣旨に照らして厳正に対処する必要がある。すなわち、法第 47 条第 3 号に規定されるとおり、法第 24 条第 1 項に基づく報告をしない場合や虚偽の報告であった場合、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対する罰則規定があることから、立入検査を行う際には、相手方に対し、立入検査拒否、妨害又は忌避に対しては刑罰が科され得ることを明示して行うことも実効性を高めるために必要である。なお、検査を積極的に拒否する場合でなくとも、実質的に立入検査ができない状態を積極的に生じさせるなど、立入検査の拒否又は忌避に該当すると判断される場合には、検査拒否又は忌避と扱って差し支えなく、法第 47 条に基づき罰則の対象になり得るものであることから、この場合も、告発を含めた対応を捜査機関と協議の上で進めること。また、検査の実効性を高めるためには、事前の連絡を行わずに抜き打ちでの検査を実施することが有効な場合もあり、法はこれを否定していないことにも留意すること。

### 4. 行政処分と刑事処分との関係について

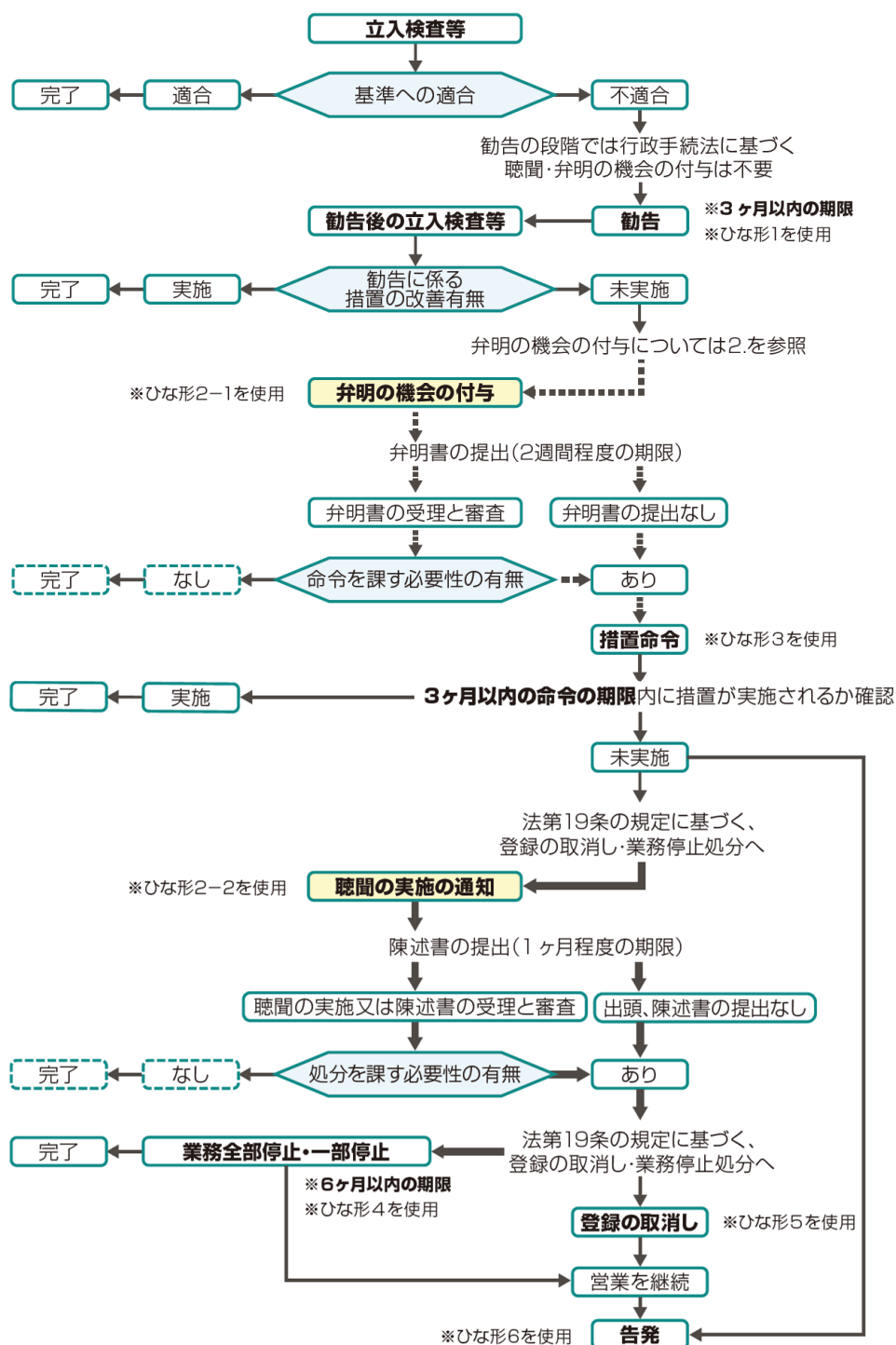
違反行為が客観的に明らかであるにもかかわらず、公訴が提起されていることや捜査機関による虐待罪等への対応が継続中であることなどを理由に行政処分を留保する必要はない。行政処分は将来にわたる行政目的の確保を主な目的とするものであって、過去の行為を評価する刑事処分とはその目的が異なるものであるから、それを理由に行政処分を留保することは

不適當である。むしろ、違反行為に対して公訴が提起されているにもかかわらず、動物の健康及び安全の保持について指導、監督を行うべき行政庁が何ら処分を行わないとすることは、法の趣旨に反し、動物愛護管理行政に対する国民の不信を招きかねないものであることから、行政庁として違反行為の事実を把握することに最大限努め、それを把握した場合には、いたずらに刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

## ■ 遵守基準の違反に対する対応

ここでは、まず、法第 23 条(勧告及び命令)の規定に基づき、第一種動物取扱業者が基準を遵守していない場合に行う勧告(第 1 項・第 2 項)、事業者が勧告に係る措置を取らなかった際の措置命令(第 4 項)、さらにその命令に違反した場合の法第 19 条第 1 項の規定に基づく登録の取消し又は業務の全部停止・一部停止を行う場合の標準的な処分フローを示し、関連規定の考え方や留意点について説明している。

### 1. 処分フロー(太字は法令事項)



図表 15 立入検査等～勧告に係る条項、処分方法等

|       |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 違反の内容 | <p>第一種動物取扱業者が法第 21 条第 1 項又は第 4 項の基準を遵守していないと認めるとき(下記は例であり他の基準も全て該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項(同条第 2 項第 1 号)</li> <li>●動物の疾病等に係る措置に関する事項(同第 4 号)</li> <li>●動物の展示又は輸送の方法に関する事項(同第 5 号)</li> </ul> |
| 対応の方法 | <p>●法第 23 条第 1 項に基づく勧告</p> <p>第一種動物取扱業者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。</p> <p>勧告の期限は 3 ヶ月以内(法第 23 条第 5 項)だが、特別の事情がある場合はこの限りではないとされているため、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な場合は、これより短い期限で勧告することができる。</p> <p>(勧告の文書ひな形 1)</p>                  |
| 罰則規定  | なし                                                                                                                                                                                                                                                          |

※勧告・命令の内容には、遵守基準を満たさない事項を基準に適合させる内容のほか、繁殖に適さない個体の繁殖に係る違反行為など既に行われた違反行為を踏まえ、適正な繁殖計画を検討させること、母体の健康管理のために繁殖に用いた個体の健康診断を受診させること、母体の健康増進のための措置を取るといった内容も検討しうる。この場合も、命令に従わない場合に、業務の停止、登録の取消し、告発を行うなどの考え方に違いはない。

図表 16 勧告後の立入検査等～措置命令・業務停止・登録の取消しに係る条項、処分方法等

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 違反の内容 | <p>第一種動物取扱業者が法第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定による勧告を受けても正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった(下記は例であり他の基準も全て該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項として、ケージのサイズ等を改善しなかった場合</li> <li>・動物の疾病等に係る措置に関する事項として、健康状態が悪化した等健康及び安全の保持に支障をきたすおそれがあるにもかかわらず、勧告後も特別な事情もなく、獣医師による診療を受けさせなかった場合</li> <li>・動物の展示又は輸送の方法に関する事項として、展示業者において、動物が自由に移動できる休憩場所もなく 6 時間を超えて展示されており、勧告後も改善されていない場合</li> </ul> |
| 対応の方法 | <p>●法第 23 条第 4 項に基づく措置命令</p> <p>第一種動物取扱業者が法第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定による勧告を受けても正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。この処分の期限は 3 ヶ月以内(法第 23 条第 5 項)だが、特別の事情がある場合はこの限りではないとされているため、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な場合は、これより短い期限を定めて命令することができる。</p> <p>(命令の文書ひな形 3)</p> <p>措置命令又は業務の全部停止・一部停止を命じようとする場合には、原則として、弁明の機会の付与(行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号)の手続を経る必要が</p>                                   |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>あるが、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、弁明手続を執ることができないときは、例外的に、当該手続を執る必要はない(同法第 13 条第2項第1号)。ただし、その判断は慎重に行うべきであり、できる限り意見聴取の機会を確保するよう努めること。</p> <p>なお、弁明の機会の付与の期間は、通常、2週間程度を目安とするが、命令の緊急性やその内容に応じて期間の設定を個別に判断すること。</p> <p>また、登録の取消しを行おうとする際には、聴聞(同法第 13 条第1項第1号)を行うこと。聴聞は、出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができるが、この場合の期間も弁明の機会の付与の期間と同様に判断すること。</p> <p>(弁明の機会を付与するための文書ひな形 2-1)</p> <p>(聴聞の通知のための文書ひな形 2-2)</p> <p>●法第 19 条第 1 項第 6 号に基づく登録の取消し、業務の停止</p> <p>以上の手続を実施した上で、なお当該第一種動物取扱業者による違反状態が認められる場合には、登録の取消し、6 ヶ月以内の業務の全部停止若しくは一部停止を命ずることができる。</p> <p>(業務停止の文書ひな形 4、登録の取消しの通知文書ひな形 5)</p> |
| 罰則規定 | <p>個人:100 万円以下の罰金(法第 46 条第 4 号)に処する。</p> <p>法人:100 万円以下の罰金(法第 48 条第 2 号)に処する(行為者個人を罰するとともに、その法人に対しても罰金刑が科される)。</p> <p>(告発の文書ひな形 6)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

## 2. 弁明の機会の付与に際しての注意点

### (1)弁明の機会の付与通知

#### ポイント

- 「措置命令」及び「業務の全部停止・一部停止」の処分を行おうとする際には、原則として、弁明の機会の付与の手続を経る必要がある。
- 特に、公益上、緊急を要する場合には、例外的に弁明の機会の付与を省略できるが、その判断は慎重にする必要がある。

弁明の機会を付与する際は、書面による通知を行い、事業者からの弁明も、通常、書面により行わせる。この際、証拠書類の提出も可能である。弁明の機会の付与の期間(弁明の提出期限等)は、相当な期間をおくこととされており、通常 2 週間程度を目安とするが、期間の設定は命令の緊急性やその内容に応じて個別に判断すること。具体的には、基準に違反している事業者に対する措置命令を行おうとする際は、客観的な基準違反が明らかな状況であり、弁明の機会の付与により確認するのは、違反に係る正当な理由の有無が中心となるため、弁明の機会の付与の期間としてさほどの長期間は必要ない。一方、業務の停止命令を行おうとする場合には、事業者の弁明内容は多岐にわたることが想定される。これらを踏まえ、弁明手続の期間は、2週間程度を目安にしつつ、必要に応じて若干の変更を考慮しても問題はない。

なお、公益上、緊急を要する場合に、行政手続法第 13 条第2項第1号に基づき、弁明の機会の付与を省略することができるが、違反の内容が悪質であり、真に急を要する場合に限って当該条項による対応を行うことが望ましく、例えば、病気や怪我に対して必要な処置が行われていない、寒さ・暑さにより動物の健康に支障が生じている、適切な給餌・

給水が行われていないといったことにより動物の生命に危険が生じている場合などが想定さ

れる。いずれにしても、できる限り意見聴取の機会を確保するよう努めることが原則となる。

当該通知を手交する場合は、受領書にサイン(自署)させること。郵送の場合は、内容証明及び配達証明付きの郵便とすること。

## (2) 弁明書の受理

弁明書は、法令に基づく様式の定めはないので、書類の形式上の審査は不要である。よって、弁明書が行政庁の窓口には到達した時点で受理したこととなる。なお、弁明書が提出されない場合には、提出期限が到来した時点で弁明がなかったものとして取り扱うことができる。

## (3) 事実の確認、審査

行政庁は、弁明の機会の付与を通知した時点で、事業者に対して措置命令を講じようとする方針を決定し、その旨を明らかにしていることになる。弁明書の確認、審査においては、行政庁の当該決定に誤りがないことや、事業者の違反行為に係る正当な理由(例えば、勧告後に事業者本人や飼養施設が被災し、勧告に係る措置を実施できなかったなど)がないことを確認するため、行政庁が判断するに至った根拠や経緯について間違いがなかったか等の観点から審査を行う。特に以下の観点から、事実関係の確認を慎重に行わなくてはならない。

- 行政庁側が承知していなかった事実が記されていないか
- 行政庁側が記した理由等に合理的な根拠を示した反論が記載されていないか

業務の全部停止・一部停止は、事業者にとってより重大な不利益処分であり、また、取消訴訟(行政事件訴訟法第3条第2項)に発展する可能性も高いことから、これらの事実関係については特に慎重な判断が必要となる。

弁明書に記載されたことの事実確認のために、必要に応じて立入検査を行うことも可能である。

## (4) 速やかな命令の実施

弁明書において、行政庁の判断を覆すだけの事実や根拠が示されなかった場合、命令を行うための手続を開始する。弁明書の提出後、事実の確認、審査、命令までの一連の対応を速やかに行うこと。

仮に命令の発出前に法第16条第1項の規定に基づく廃業等の届出が提出された場合にあっては、法第17条の規定に基づきその登録を抹消するとともに、改めて法第24条の2の規定に基づき、勧告、命令等の必要な措置を講じる必要がある(「その他行政指導・行政処分の手順等」3.を参照)

### 3. 聴聞の実施に際しての注意点

#### (1) 聴取の通知

##### ポイント

- 「登録の取消し」の際には「聴聞」を実施する。

聴聞を行う際は、書面による通知を行い、その中で、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類等を提出できること、又は、出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を聴聞の期日までに提出できること、また、聴聞が終結するまでの間、登録の取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができることを教示しなければならない。通知から聴聞の期日までの期間は、相当な期間をおくこととされており、通常 1 ヶ月程度を目安とするが、期間の設定は命令の緊急性やその内容に応じて個別に判断すること。

当該通知を手交する場合は、受領書にサイン(自署)させること。郵送の場合は、内容証明及び配達証明付きの郵便とすること。

#### (2) 陳述書、証拠書類等の受理

陳述書、証拠書類等は、法令に基づく様式の定めはないので、書類の形式上の審査は不要である。よって、これらが行政庁の窓口到達した時点で受理したこととなる。なお、陳述書が提出されない場合、かつ、聴聞に出頭しなかった場合には、聴聞の期日の時点で意見がなかったものとして取り扱うことができる。

#### (3) 聴取の主宰、審理の方式

聴聞の主宰の方法、聴聞の期日における審理の方式等は、行政手続法第 19 条及び第 20 条に規定されているので、参照されたい。また、聴聞においても 2.(3)で記したことと同様に事実関係の確認を慎重に行わなくてはならない。

聴聞において事業者等が述べたこと又は陳述書に記載されたことの事実確認のためには、必要に応じて立入検査を行うことも可能である。

#### (4) 速やかな処分の実施

聴聞又は陳述書及び証拠書類等において、行政庁の判断を覆すだけの事実や根拠が示されなかった場合、登録の取消しを科すための手続を開始する。聴聞又は陳述書及び証拠書類等に基づく事実の確認、審査、取消しの通知までの処分を速やかに行うこと。

仮に登録の取消し前に法第 16 条第 1 項の規定に基づく廃業等の届出が提出された場合にあっては、法第 17 条の規定に基づきその登録を抹消するとともに、改めて法第 24 条の 2 の規定に基づき、勧告、命令等の必要な措置を講じる必要がある(「その他の行政指導・行政処分」の手順等 3.を参照)。なお、この場合、施行規則第 3 条第 5 項第 1 号、第 2 号の規定にあるとおり、聴聞の通知があった日から 5 年を経過しないと新たな動物取扱業の登録は受けられないこととなる。

#### 4. ひな形

文書ひな形1（勧告）

第 号  
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

#### 第一種（第二種）動物取扱業に係る勧告について

動物の愛護及び管理に関する法律第23条第1項（第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）により、第一種（第二種）動物取扱業に関して勧告しますので、期限までに下記〇〇に示すとおり、取り扱う動物の管理の方法等を改善すること。

#### 記

|                          |                                                                                                                                                     |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所の名称                   |                                                                                                                                                     |
| 事業所の所在地                  |                                                                                                                                                     |
| 登録の番号                    |                                                                                                                                                     |
| 勧告の年月日                   | 令和〇年〇〇月〇〇日                                                                                                                                          |
| 勧告の内容                    | 例)<br>・飼養施設に備える設備の構造、規模等に係る以下の基準に適合していないため、令和〇年〇〇月〇〇日までにケージ等の大きさ・高さを基準に適合するものに変更すること。<br>(複数列記可)                                                    |
| 勧告の理由<br>〔該当条項<br>含む（注）〕 | 例)<br>法第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準を遵守していないため。(複数列記可)<br>・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(二)(イ)<br>(第3条第1号ロ(10)(五)(ロ)(i)) |
| 備考                       |                                                                                                                                                     |

(注) 法第21条第1項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

第 号  
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が行った動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)第21条第1項の違反行為に対して、同法第23条4項の規定に基づき、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号により勧告した措置をとるよう命令を科すことを予定しています。

ついでには、行政手続法第13条第1項第2号の規定により弁明の機会を与えますので、下記1及2について意見陳述の必要があるときは、令和〇年〇〇月〇〇日までに、下記3の提出先宛てに弁明を記載した書面を提出して下さい。

なお、この時、証拠書類等を提出することができます。また、期限までに弁明を記載した書面の提出がなかった場合は、意見なしとして取り扱います。

## 記

### 1 予定される処分内容及び根拠となる法令の条項

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇で貴殿が登録を受けている飼養施設において、法第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準を遵守していないため、令和〇年〇〇月〇〇日までに、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けるとともに、自然採光により日長変化に応じた光環境の管理を行うことを命ずる。(複数列記可)

・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第3号口及びハ

### 2 処分の原因となる事実

株式会社〇〇〇〇〇〇は、平成〇年〇〇月〇〇日付け第 号により、第一種動物取扱業の登録を受け、事業を行っているが、令和〇年〇〇月〇〇日に行った法第24条第1項の規定に基づく立入検査において、当該違反の状態を確認し、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号により、令和〇年〇〇月〇〇日までに改善するよう勧告したものの、令和〇年〇〇月〇〇日までに改善されず、また、これに係る正当な理由も認められなかったもの。

### 3 弁明書の提出先及び提出期限

提出先 〇〇県 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇

(住所) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇

(電話) 0123-45-6789

提出期限 令和〇年〇〇月〇〇日

差出人 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇

〇〇県知事( 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課取扱)

宛先人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 様

第 号  
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が行った動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 21 条第 1 項の違反行為に関して発出された同法第 23 条 4 項に基づく命令違反に対して、同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、登録を取り消すことを予定しています。

ついては、行政手続法第 19 条第 1 項の規定により聴聞を実施しますので、下記 1 及び 2 について意見陳述の必要があるときは、令和〇年〇〇月〇〇日の聴聞の期日に出頭するか、又は、陳述書を同期日前までに、下記 3 の提出先宛てに提出して下さい。

なお、出頭の際、又は、陳述書を提出する際には、証拠書類等を提出することができます。また、聴聞が終結するまでの間、登録の取消しの原因となる事実を証する書類の閲覧を求めることができます。期日に出頭しなかった場合、及び陳述書の提出がなかった場合は、意見なしとして取り扱います。

#### 記

#### 1 予定される処分内容及び根拠となる法令の条項

株式会社〇〇〇〇に対する第一種動物取扱業者の登録の取消し  
・動物の愛護及び管理に関する法律第 19 条第 1 項

#### 2 処分の原因となる事実

株式会社〇〇〇〇は、平成〇年〇〇月〇〇日付け第 号により、第一種動物取扱業の登録を受け、事業を行っているが、令和〇年〇〇月〇〇日に行った法第 24 条第 1 項の規定に基づく立入検査において、当該違反の状態を確認し、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号により、令和〇年〇〇月〇〇日までに改善するよう勧告したものの、令和〇年〇〇月〇〇日に行った立入検査において、改善されていなかったため、令和〇年〇〇月〇〇日までに、ケージ等の大きさ・高さを基準に適合するものに変更することを命じた。しかし、当該命令の期限である令和〇年〇〇月〇〇日までに、これに従わなかったもの。

#### 3 陳述書及び証拠書類等の提出先及び提出期限

提出先 〇〇県 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課  
(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇  
(住所) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇  
(電話) 0123-45-6789  
提出期限 令和〇年〇〇月〇〇日

差出人 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇  
〇〇県知事 (〇〇〇〇部 〇〇〇〇課取扱)

宛先人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇  
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 様

第 号  
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇において登録を受けている飼養施設は、正当な理由なく動物の愛護及び管理に関する法律第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準に違反しており、動物の健康及び安全を保持できていない。

（複数列記可）

- ・ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(二)(イ)

以上の理由により、同法第23条第4項の規定に基づき、下記の事項を令和〇年〇〇月〇〇日までに実施することを命令する。

#### 記

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(二)(イ)に規定されている、ケージ等の大きさ・高さを令和〇年〇〇月〇〇日までに基準に適合するものに変更すること。

差出人 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇  
〇〇県知事（〇〇〇〇部 〇〇〇〇課取扱）

宛先人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇  
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 様

（教示）

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。

第 号  
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

第一種動物取扱業に係る業務の全部停止（一部停止）について

動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項により、第一種動物取扱業の業務の全部停止（一部停止）を命じたので、下記のとおり通知します。

記

|                           |                                                                                                                                                              |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所の名称                    |                                                                                                                                                              |
| 事業所の所在地                   |                                                                                                                                                              |
| 登録の番号                     |                                                                                                                                                              |
| 命令の年月日                    | 令和〇年〇〇月〇〇日                                                                                                                                                   |
| 命令の内容<br>(注1)             | 例)<br>貴殿が、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇において登録を受けている<br>飼養施設の業務を全部停止（一部停止）すること。                                                                                             |
| 命令の理由<br>〔該当条項<br>含む（注2）〕 | 例)<br>法第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の<br>基準を遵守しておらず、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号の命令に<br>従わなかったため。（複数列記可）<br>・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理<br>の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(イ) |
| 備 考                       |                                                                                                                                                              |

（注1） 業務の一部停止は、例えば、第一種動物取扱業であっても今般の違反行為が犬猫の飼養管理に係るものであった場合、それに係る勧告、命令、業務の停止であるため、犬猫以外の動物については命令の対象とならない時に命ずることができる。

（注2） 法第19条第1項第1号から第5号のいずれに該当する業務の停止命令であるか、同項第6号に該当する業務の停止命令である場合は、法第21条第1項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

（教示）

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。

第 号  
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

第一種動物取扱業の登録の取消しについて

動物の愛護及び管理に関する法律第 19 条第 1 項により、第一種動物取扱業の登録の取消しを行いましたので、下記のとおり通知します。

記

|                                                                                                     |                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所の名称                                                                                              |                                                                                                                                                          |
| 事業所の所在地                                                                                             |                                                                                                                                                          |
| 登録の番号                                                                                               |                                                                                                                                                          |
| 取消年月日                                                                                               | 令和〇年〇〇月〇〇日                                                                                                                                               |
| 取消の理由<br>〔該当条項<br>含む（注）〕                                                                            | 例)<br>法第 21 条第 1 項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準を遵守しておらず、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号の命令に従わなかったため。（複数列記可）<br>・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第 2 条第 1 号ロ(3)(イ) |
| 備考<br>〔取消の理由が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 9 号まで（第 3 号及び第 5 号を除く）のいずれかに該当していた場合、欠格要件に該当する者の氏名、生年月日、本籍、住所を記入〕 |                                                                                                                                                          |

（注）法第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号のいずれに該当する登録の取消しであるか、同項第 6 号に該当する登録の取消しである場合は、法第 21 条第 1 項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

（教示）

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-weight: bold; font-size: 1.2em;"> <span>告</span> <span>発</span> <span>状</span> </div>                                                                                                                                                                                                                                                           |                         |
| 告発人住所、氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 告発人は個別判断<br>(知事・局長・部長等) |
| 被告発人住所、氏名<br>(被告発法人、代表者名)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                         |
| <div style="display: flex;"> <div style="width: 30px; font-weight: bold;">第1</div> <div>告発の要旨</div> </div> <div style="margin-left: 40px;">                         ・ 第一種動物取扱業の事業内容、違反の概要                     </div>                                                                                                                                                                                           |                         |
| <div style="display: flex;"> <div style="width: 30px; font-weight: bold;">第2</div> <div>適用法令</div> </div> <div style="margin-left: 40px;">                         ・ 動物の愛護及び管理に関する法律法第 21 条第 1 項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する基準                     </div>                                                                                                                                                              |                         |
| <div style="display: flex;"> <div style="width: 30px; font-weight: bold;">第3</div> <div>告発に至った経緯</div> </div> <div style="margin-left: 40px;">                         1 事案発覚の端緒<br/>                         2 違反内容の確認状況<br/>                         3 違反内容に対する行政指導、勧告、措置命令、登録の取消し等の状況<br/>                         4 命令の無視の状況                     </div>                                                    |                         |
| <div style="display: flex;"> <div style="width: 30px; font-weight: bold;">第4</div> <div>告発人意見</div> </div> <div style="margin-left: 40px;">                         1 告発の理由<br/>                         2 処罰を求める意見                     </div>                                                                                                                                                                 |                         |
| <div style="display: flex;"> <div style="width: 30px; font-weight: bold;">第5</div> <div>事実関係を証明する資料</div> </div> <div style="margin-left: 40px;">                         1 動物取扱業の登録書の写し<br/>                         2 立入検査報告書の写し<br/>                         4 勧告、措置命令、登録の取消し等の写し及び郵便配達証明書の写し<br/>                         5 本件飼養施設等の現況写真<br/>                         6 その他関係資料                     </div> |                         |
| 令和〇年〇〇月〇〇日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                         |
| 告発人<br>〇〇県知事 (〇〇県 〇〇〇〇部長)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                         |
| 〇〇〇警察署長<br>司法警察員<br>警視 〇〇 〇〇 殿                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                         |

文書ひな形7（報告）

第 号  
令和 年 月 日

環境省自然環境局  
総務課 動物愛護管理室長 殿

都道府県・政令指定都市の長  
（動物愛護管理担当部局長）

第一種動物取扱業の登録の取消しについて

動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項により登録の取消しを行いましたので、  
下記のとおり連絡します。

記

|                                                                                                                      |                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所の名称                                                                                                               |                                                                                                                                                  |
| 事業所の所在地                                                                                                              |                                                                                                                                                  |
| 登録の番号                                                                                                                |                                                                                                                                                  |
| 取消年月日                                                                                                                | 令和〇年〇〇月〇〇日                                                                                                                                       |
| 取消の理由<br>〔該当条項<br>含む（注）〕                                                                                             | 例）<br>法第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準を遵守しておらず、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号の命令に従わなかったため。（複数列記可）<br>・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(イ) |
| 備 考<br>〔取消の理由が法第12条<br>第1項第1号から第9号<br>まで（第3号及び第5号<br>を除く）のいずれかに該<br>当していた場合、欠格要<br>件に該当する者の氏名、<br>生年月日、本籍、住所を<br>記入〕 |                                                                                                                                                  |

（注）法第19条第1項第1号から第5号のいずれに該当する登録の取消しであるか、同項第6号に該当する登録の取消しである場合は、法第21条第1項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

## ■その他行政指導・行政処分の手順等

法第 23 条の規定に基づき実施する勧告・命令及びこれに伴い法第 19 条第 1 項第 6 号に該当して行われる登録の取消しについては、「遵守基準の違反に対する対応」で説明したとおりだが、それ以外の法の規定に基づく対応の手順は以下のとおりとなる。

### 1. 法第 19 条に基づく登録の取消し、業務の全部停止、一部停止の命令

例えば、以下のような場合(法第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当する状況になった場合)は、同項に基づき、登録の取消し又は 6 ヶ月以内の業務全部停止若しくは一部停止を命ずることができる。

- 動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準に適合しなくなったとき(要件を満たす動物取扱責任者がいなくなった場合、犬又は猫を飼養・保管する事業所で従業者の員数が不足している場合等)

- 飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなったとき

命令等に違反した場合の罰則は、100 万円以下の罰金刑となる(法第 46 条第 1 号及び第 3 号)

### 2. 法第 23 条第 3 項に基づく公表

第一種動物取扱業者が、法第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく勧告に従わなかった場合には、その旨を公表することができるとされているため、速やかに公表すること。なお、第二種動物取扱業者についても法第 24 条の 4 の準用規定に基づき、勧告に従わなかった場合、その旨を速やかに公表すること。

### 3. 法第 24 条の 2 に基づく第一種動物取扱業者であった者への対応

登録を取消した日(法第 13 条第 1 項又は法第 16 条第 2 項の規定により登録がその効力を失った日も同様)から 2 年間は、当該事業者に対して以下のことを行うことができる。これらの場合は、上記の勧告、措置命令と同様のフローにより対応することができる。

- 期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために必要な勧告
- 勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことの命令
- 上記に係る報告徴収、立入検査の実施

### 4. 法第 25 条に基づく不適正な飼養又は保管による虐待のおそれに係る措置命令又は勧告及び立入検査

同条第 4 項に基づき、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態(施行規則第 12 条の 2(虐待を受けるおそれがある事態))が生じていると認めるときは、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置を命じ、又は勧告することができる。この場合は、勧告を行わずに命令を行うこと

ができるため、立入検査等で事案を把握した場合は、弁明の機会の付与を行った上で、即時に措置命令が可能である。

また、これに係る報告徴収、立入検査を行うことも可能である。

#### 5. 法第 44 条第 1 項から第 3 項の規定に基づく虐待行為等としての対応

愛護動物の殺傷、虐待、遺棄については、同条により直罰規定となっていることから、上記フローによらずに、告発の段階から対応を始めることとなるため、捜査機関と十分に連絡調整して、告発の手続を進めること。

#### 6. 刑事告発の際の注意点

告発に当たっては、違反行為者の氏名又は名称、違反行為を確認した日時、違反行為の内容、周辺住民からの苦情、過去の行政指導の状況などについて疎明資料をもってできる限り明らかにし、告発を行う前に告発対象となる違反行為の内容等について捜査機関と十分に協議し、連携して行うこと。

#### 7. 相談窓口への報告

法第 19 条第 1 項の規定に基づき、登録の取消しを受けた者又は業務の停止を命ぜられた者が、他の都道府県知事（政令指定都市については市長。以下同じ。）から第一種動物取扱業の登録を受けようとしている場合は、法第 12 条第 1 項第 3 号又は第 5 号の欠格要件に該当することとなるため、当該他の都道府県知事は登録を拒否し、同条第 2 項に基づく通知を行わなくてはならない。また、第一種動物取扱業者が、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに該当する状況になった場合には、登録の取消し又は業務の停止を命ずることができるが、当該事業者が他の事業所においても登録を受けている場合、その事業所についても登録の取消し又は業務の停止を命ずることができることとなる。

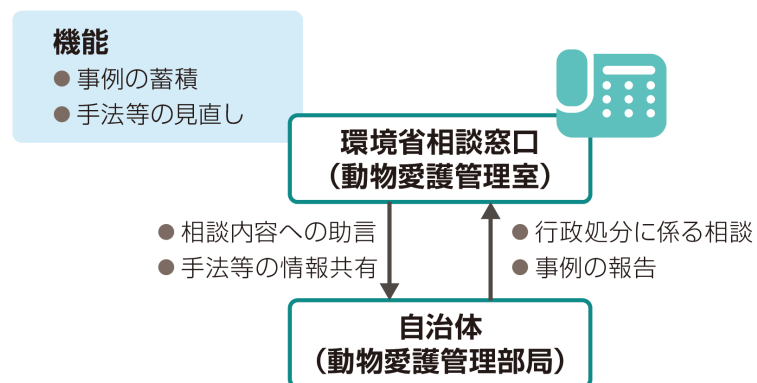
ただし、これらの場合に、他の都道府県の処分状況は分からないため、環境省動物愛護管理室に設ける相談窓口へ文書ひな型 7 によりご連絡いただき、これを受けて、動物愛護管理室は、都道府県及び政令指定都市に対して、第一種動物取扱業の登録の取消しを受けた者又は業務の停止を命ぜられた者を通知し、当該条項の規定を運用することとする。

#### 8. 第二種動物取扱業者への対応

第二種動物取扱業の場合は、第一種動物取扱業と同様に基準省令が準用されるが、一連の行政処分については、法第 24 条の 4 の準用規定により、第一種動物取扱業とは異なる対応となる。フロー図の立入検査等から措置命令までを行える。

## ■相談窓口による対応

自治体による事業者への一連の対応について、その円滑な実施を支援するため、環境省の相談窓口において、勧告、命令、業務の停止、登録の取消し、告発等の事例、手順を蓄積し、自治体へのフィードバックを迅速に行うことで、遵守基準の運用を的確に行う。



## 5 参考資料

### ■経過措置について

基準省令は令和9年6月1日から施行されるが、犬猫以外の哺乳類のケージ等の規模に係る基準については、経過措置が設けられている。

これは、新たな基準の適用に伴う犬猫以外の哺乳類の不適正飼養等を生じさせないよう、基準に適合するために必要な準備をする期間を考慮し、基準省令の一部の基準について経過措置を定めたものである。

具体的な経過措置の内容は、以下のとおりである。

### ○犬及び猫以外の哺乳類に属する動物のケージ等の規模に関する事項

ケージ等の更新等に一定の準備期間が必要であるため、既存事業者（令和9年6月の施行までに登録・届出をしている動物取扱業者）に限って、1年間の経過措置を設定する。

#### <経過措置の内容>

既存事業者は、令和10年6月1日から、犬及び猫以外の哺乳類に属する動物のケージ等の規模に関する基準が適用される（新規事業者は、令和9年6月1日から適用され、経過措置はない）。そのため、既存事業者は令和10年6月までに必要な設備の更新等の準備が必要となる。

## ■関係法令

- ☐ 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)抄
- ☐ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和五十年政令第百七号)抄
- ☐ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)抄
- ☐ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和八年環境省令第二十八号)
- ☐ 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)抄
- ☐ 行政手続法(平成五年法律第八十八号)抄
- ☐ 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)抄

※上記法令は、令和 8 年 10 月のもの。

## 動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和四十八年法律第百五号)抄

### 第三章 動物の適正な取扱い

#### 第一節 総則

##### (動物販売業者の責務)

- 第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。
- 2 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

#### 第二節 第一種動物取扱業者

##### (第一種動物取扱業の登録)

- 第十条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。)の取扱業(動物の販売(その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第二十一条の四において同じ。)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。第二十二条の五を除き、以下同じ。))その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第三十七条の二第二項第一号及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。)を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあっては、その長とする。以下この節から第五節まで(第二十五条第七項を除く。)において同じ。)の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 二 事業所の名称及び所在地
  - 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者(第二十二条第一項に規定する者をいう。)の氏名
  - 四 その営もうとする第一種動物取扱業の種別(販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法
  - 五 主として取り扱う動物の種類及び数
  - 六 動物の飼養又は保管のための施設(以下この節から第四節までにおいて「飼養施設」とい

う。)を設置しているときは、次に掲げる事項

イ 飼養施設の所在地

ロ 飼養施設の構造及び規模

ハ 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項

- 3 第一項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業(犬猫等(犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。))の販売を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別

二 販売の用に供する幼齢の犬猫等(繁殖を併せて行う場合にあっては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。第十二条第一項において同じ。)の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となつた犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画(以下「犬猫等健康安全計画」という。)

#### (登録の実施)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

#### (登録の拒否)

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者

四 第十条第一項の登録を受けた者(以下「第一種動物取扱業者」という。)で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの

五 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五の二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

六 この法律の規定、化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)第十条第二号(同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。)若しくは第三号の規定、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九条の八第一項第四号(動物に係るものに限る。以下この号において同じ。))若しくは第五号(動物に係るものに限る。以下この号において同じ。)、第七十条第一項第三十六号(同法第四十八条第三項又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認(動物の輸出又は輸入に係るものに限る。))に係る部分に限る。以下この号において同じ。))若しくは第七十二条第一項第三号(同法第六十九条の八第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。))若しくは第五号(同法第七十条第一項第三十六号に係る部分に限る。))の規定、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第二十七条第一号若しくは第二号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

七の二 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

八 法人であって、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

九 個人であって、その環境省令で定める使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第十条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の更新について準用する。

- 3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

- 第十四条 第一種動物取扱業者は、第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項の変更(環境省令で定める軽微なものを除く。)をし、飼養施設を設置しようとし、又は犬猫等販売業を営もうとする場合には、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 第一種動物取扱業者は、前項の環境省令で定める軽微な変更があつた場合又は第十条第二項各号(第四号を除く。)若しくは第三項第二号に掲げる事項に変更(環境省令で定める軽微なものを除く。)があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
  - 3 第十条第一項の登録を受けて犬猫等販売業を営む者(以下「犬猫等販売業者」という。)は、犬猫等販売業を営むことをやめた場合には、第十六条第一項に規定する場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
  - 4 第十一条及び第十二条の規定は、前三項の規定による届出があつた場合に準用する。

(第一種動物取扱業者登録簿の閲覧)

第十五条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

- 第十六条 第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 死亡した場合 その相続人
  - 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
  - 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
  - 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
  - 五 その登録に係る第一種動物取扱業を廃止した場合 第一種動物取扱業者であつた個人又は第一種動物取扱業者であつた法人を代表する役員
- 2 第一種動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十七条 都道府県知事は、第十三条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第十八条 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。
- 二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなったとき。
- 四 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第十二条第一項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 五 第十二条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号の二から第九号までのいずれかに該当することとなったとき。
- 六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(環境省令への委任)

第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、第一種動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(基準遵守義務)

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後

経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
  - 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
  - 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
  - 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項
  - 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
  - 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
  - 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項
- 3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。
- 4 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、第一項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

（感染性の疾病の予防）

第二十一条の二 第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。

（動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等）

第二十一条の三 第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になった場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（販売に際しての情報提供の方法等）

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

(動物に関する帳簿の備付け等)

第二十一条の五 第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者(次項において「動物販売業者等」という。)は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
- 二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数
- 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数
- 四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
- 五 その他環境省令で定める事項

(動物取扱責任者)

第二十二条 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならない。

3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修(都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。次項において同じ。)を受けさせなければならない。

4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、適当と認める者に、その実施を委託することができる。

(犬猫等健康安全計画の遵守)

第二十二条の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

(獣医師等との連携の確保)

第二十二条の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

(終生飼養の確保)

第二十二条の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となった犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

い。

(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)

第二十二條の五 犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。)は、その繁殖を行った犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

(犬猫等の検案)

第二十二條の六 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。

(勧告及び命令)

第二十三條 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一條第一項又は第四項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一條の四若しくは第二十二條第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第二十二條の五の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者が前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 第一項、第二項及び前項の期限は、三月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(報告及び検査)

第二十四條 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一條から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等)

第二十四条の二 都道府県知事は、第一種動物取扱業者について、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から二年間は、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺的生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定により登録がその効力を失い、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

- 4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

### 第三節 第二種動物取扱業者

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の二の二 飼養施設(環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。)を設置して動物の取扱業(動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの(以下この条において「その他の取扱い」という。))を業として行うことをいう。以下この条及び第三十七条の二第二項第一号において「第二種動物取扱業」という。)を行おうとする者(第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。)は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 飼養施設の所在地

三 その行おうとする第二種動物取扱業の種別(譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法

四 主として取り扱う動物の種類及び数

- 五 飼養施設の構造及び規模
- 六 飼養施設の管理の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

(変更の届出)

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者(以下「第二種動物取扱業者」という。)は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(準用規定)

第二十四条の四 第十六条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第二十条、第二十一条(第三項を除く。)、第二十三条(第二項を除く。)及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三及び第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項(第五号に係る部分を除く。)」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第四項」とあるのは「第二十四条の四第一項において準用する第二十一条第一項又は第四項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一項」と、同条第五項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項及び前項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第二十一条(第三項を除く。)及び第二十三条(第二項を除く。)」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 前項に規定するもののほか、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者については、第二十一条の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、「所有し、若しくは占有した」とあるのは「所有した」と、「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と読み替えるものとする。

#### 第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

## 第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 二 特定動物の種類及び数
  - 三 飼養又は保管の目的
  - 四 特定飼養施設の所在地
  - 五 特定飼養施設の構造及び規模
  - 六 特定動物の飼養又は保管の方法
  - 七 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する事項
  - 八 その他環境省令で定める事項

## 第五章 雑則

(獣医師による通報)

第四十一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

## 第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者

二 不正の手段によって第十条第一項の登録(第十三条第一項の登録の更新を含む。)を受けた者

三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第二十三条第四項、第二十四条の二第二項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項から第三項まで、第二十四条の二の二、第二十四条の三第一項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二条の六の規定による命令に違反して、検案書又は死亡診断書を提出しなかつた者

三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。)、

第二十四条の二第三項若しくは第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第二十四条の四第一項において読み替えて準用する第二十三条第四項の規定による命令に違反した者

第四十七条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条の十五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十九条の十七の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三十九条の十八第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第三十九条の十九の許可を受けないで登録関係事務の全部を廃止したとき。

第四十七条の三 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十五条 五千万円以下の罰金刑

二 第四十四条、第四十六条から第四十七条まで又は前条 各本条の罰金刑

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第一項(第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。)、第二十一条の五第二項又は第二十四条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一条の五第一項(第二十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十条 第十八条の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。

**動物の愛護及び管理に関する法律施行令  
(昭和五十年政令第百七号)抄**

(第一種動物取扱業の登録を要する取扱い)

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)第十条第一項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。

- 一 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。
- 二 動物を譲り受けてその飼養を行うこと(当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。)

(動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱い)

第二条 法第二十一条の五第一項の政令で定める取扱いは、前条第二号に掲げるものとする。

## 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 (平成十八年環境省令第一号)抄

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(第一種動物取扱業の登録の申請等)

第二条 法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。

2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

二 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員)及び第三条第六項に規定する使用人が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類

三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類

四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図(飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。)

イ ケージ等(動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。)

ロ 照明設備(営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。)

ハ 給水設備

ニ 排水設備

ホ 洗浄設備(飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ。)

ヘ 消毒設備(飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。以下同じ。)

ト 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

チ 動物の死体の一時保管場所

リ 餌の保管設備

ヌ 清掃設備

ル 空調設備(屋外施設を除く。)

ヲ 遮光のため又は風雨を遮るための設備(ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。以下同じ。)

ワ 訓練場(飼養施設において訓練を行う訓練業(動物の訓練を業として行うことをいう。)を営もうとする者に限る。)

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 営業の開始年月日
  - 二 法人にあっては、役員の氏名及び住所
  - 三 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実
  - 四 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員の氏名
  - 五 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員
  - 六 事業所に配置される職員の最低数
  - 七 営業時間(特定成猫の展示を行う場合にあっては、営業時間及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和三年環境省令第7号。以下「基準省令」という。)第二条第五号イ(1)に規定する特定成猫の展示時間)
- 5 都道府県知事は、法第十条第一項の登録をしたときは、申請者に対し様式第二による登録証を交付しなければならない。
- 6 第一種動物取扱業者は、登録証を亡失し、若しくはその登録証が滅失したとき又は法第十四条第二項の規定に基づく届出をしたときは、登録を受けた都道府県知事に申請をして、登録証の再交付を受けることができる。
- 7 前項の規定による登録証の再交付の申請は、様式第三による申請書を提出して行うものとする。
- 8 登録証の交付を受けた者は、その登録証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第六項の申請をした場合は、この限りでない。
- 9 登録証を有している者(第二号に掲げる場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人)は、次に掲げる場合は、その日(登録を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日)から起算して三十日を経過する日までの間に、登録証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
- 一 登録を取り消されたとき。
  - 二 法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - 三 第六項の規定により登録証の再交付を受けた後において、亡失した登録証を発見し、又は回復したとき。

#### (犬猫等健康安全計画の記載事項)

第二条の二 法第十条第三項第二号の環境省令で定める事項は、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示の方法とする。

#### (第一種動物取扱業の登録の基準)

第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。

- 二 販売業(動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第四号チ及び第七号ロからハまでに定める内容に適合していること。
  - 三 貸出業(動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第七号ハ、ニ、ト及びリに定める内容に適合していること。
  - 四 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること。
  - 五 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。
    - イ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。
    - ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専門職大学であつて、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。)
    - ハ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。
  - 六 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は、前号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当する者であること。
  - 七 事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。
  - 八 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、事業所ごとに基準省令第二条第二号に定める動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項に適合する員数の従業者を確保する見込みがあること。
- 2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。
- 一 飼養施設は、第二条第二項第四号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。
  - 二 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあつては、その侵入を防止できる構造であること。
  - 三 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。
  - 四 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。
  - 五 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。
  - 六 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。

- 七 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。
- イ 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。
  - ロ 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。
  - ハ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。
  - ニ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
  - ホ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
- 八 構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。
- 九 犬又は猫の飼養施設は、前各号に掲げるもののほか、基準省令第二条第一号に定める飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項に適合するものであること。
- 十 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間(午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。)に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること(販売業、貸出業又は展示業(動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者であって夜間に営業しようとする者に限る。)。ただし、特定成猫(次のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。)の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に当該措置が講じられていること(販売業、貸出業又は展示業を営もうとする者であって夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。))。
- イ 生後一年以上であること。
  - ロ 午後八時から午後十時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。
- 3 法第十二条第一項の幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
- 一 犬猫等健康安全計画が、第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、前項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに基準省令第二条の基準に適合するものであること。
  - 二 犬猫等健康安全計画が、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保上明確かつ具体的であること。
  - 三 犬猫等健康安全計画に定める販売の用に供することが困難になった犬猫等の取扱いが、犬猫等の終生飼養を確保するために適切なものであること。
- 4 法第十二条第一項第一号の環境省令で定める者は、精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- 5 法第十二条第一項第七号の二の環境省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 法第十九条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続

法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第十六条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者(解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

二 前号の期間内に法第十六条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人(合併、解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の役員であった者であって、前号に規定する通知があった日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から五年を経過しないもの

- 6 法第十二条第一項第八号及び第九号の環境省令で定める使用人は、法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請をした者の使用人であって、同条第二項第二号の事業所の業務を統括する者とする。

#### (第一種動物取扱業の登録の更新)

第四条 法第十三条第一項の規定による登録の更新の申請は、当該登録の有効期間が満了する日の二个月前から有効期間が満了する日までの間(以下この条において「更新期間」という。)に、様式第四による申請書を提出して行うものとする。

- 2 二以上の第一種動物取扱業の登録を受けている者であって、当該二以上の登録のうち前項の規定により登録の更新を申請することができるもの(次項において「更新期間内登録」という。)の登録の更新を申請するものは、前項の規定にかかわらず、他の第一種動物取扱業の登録に係る更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により更新期間前の登録の更新の申請があった場合には、当該登録の更新をすることができる。この場合において、更新期間前に登録の更新がされた第一種動物取扱業の登録の有効期間は、更新期間内登録が更新された場合における当該更新期間内登録の有効期間の起算日から起算するものとする。
- 4 第二条第五項の規定は、法第十三条第二項の登録の更新について準用する。

#### (第一種動物取扱業の登録の変更の届出)

第五条 法第十四条第一項の届出は、法第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては様式第五による届出書を、飼養施設を設置しようとする場合にあっては様式第六による届出書を、犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては様式第六の二による届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 販売業者(登録を受けて販売業を営む者をいう。以下同じ。)又は貸出業者(登録を受けて貸出業を営む者をいう。以下同じ。)が法第十条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとする場合 様式第一別記により業務の実施の方法を明らかにした書類

二 飼養施設を設置しようとする場合 第二条第二項第四号に規定する書類

- 3 法第十四条第二項の規定による届出は、様式第七による届出書を提出して行うものとする。

- 4 法第十四条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第十条第一項の登録を受けたとき(法第十四条第一項又は第二項の規定による届出をしたときにあっては、その届出をしたとき。この号及び次号において同じ。)から通算して、法第十条第一項の登録を受けたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの
  - 二 ケージ等、洗浄設備、消毒設備、汚物、残さ等の廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備及び訓練場に係る変更であって、次に掲げる事項に係る部分の床面積が、法第十条第一項の登録を受けたときから通算して、当該設備等を備える飼養施設の延べ床面積の三十パーセント未満であるもの
    - イ 設備等の増設
    - ロ 設備等の配置の変更
  - 三 照明設備又は遮光のため若しくは風雨を遮るための設備の増設及び配置の変更
  - 四 第二条第二項第四号に掲げる設備等に係る変更であって、現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの
  - 五 飼養施設の管理の方法の変更
  - 六 営業時間の変更であって、その変更に係る部分の営業時間が、夜間に含まれないもの
- 5 法第十四条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 法人である場合であって、名称、住所又は代表者の氏名に変更があった場合 第二条第二項第一号に規定する書類
  - 二 法第十条第二項第三号に掲げる事項に変更があった場合 第二条第二項第三号に規定する書類
  - 三 法第十条第二項第六号イ又はロに掲げる事項に変更があった場合 第二条第二項第四号に規定する書類
  - 四 法人である場合であって、役員に変更があった場合 第二条第二項第二号に規定する書類
- 6 都道府県知事は、法第十四条第一項及び第二項に基づく変更の届出をした者に対し、前項の書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 7 法第十四条第三項の届出は、様式第七の二による届出書を提出して行うものとする。

(第一種動物取扱業の廃業等の届出)

第六条 法第十六条第一項の届出は、様式第八による届出書を提出して行うものとする。この場合において、有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、これを添付しなければならない。

(標識の掲示)

第七条 法第十八条の標識の掲示は、様式第九により、次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入口から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。ただし、事業所以外の場所で営業をする場合にあつては、併せて、様式第十により第一号から第五号

までに掲げる事項を記載した識別章を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。

- 一 第一種動物取扱業者の氏名(法人にあっては名称)
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 登録に係る第一種動物取扱業の種別
- 四 登録番号
- 五 登録の年月日及び有効期間の末日
- 六 動物取扱責任者の氏名

## 第八条 削除

(販売に際しての情報提供の方法等)

第八条の二 法第二十一条の四の環境省令で定める動物は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物とする。

2 法第二十一条の四の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 品種等の名称
- 二 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- 三 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- 四 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- 五 適切な給餌及び給水の方法
- 六 適切な運動及び休養の方法
- 七 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- 八 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)
- 九 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)
- 十 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- 十一 性別の判定結果
- 十二 生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等)
- 十三 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)
- 十四 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)
- 十五 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)
- 十六 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等

十七 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。)

十八 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

(動物取扱責任者の選任)

第九条 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第三条の免許を取得している者であること。

ロ 愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)第三条の免許を取得している者であること。

ハ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験(常勤の職員として在職するものに限る。)又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること(学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。)

ニ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験(常勤の職員として在職するものに限る。)又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

二 事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。

(動物取扱責任者の選任)

第九条 法第二十二條第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第三条の免許を取得している者であること。

ロ 愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)第三条の免許を取得している者であること。

ハ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験(常勤の職員として在職するものに限る。)又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること(学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。)

ニ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験(常勤の職員として在職するものに限る。)又は取り扱おうとする動物の種類

ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

- 二 事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。

(動物取扱責任者研修)

第十条 都道府県知事又は都道府県知事から動物取扱責任者研修の全部若しくは一部の実施を委託された者は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による開催の通知を受けた第一種動物取扱業者は、通知の内容を選任したすべての動物取扱責任者に対して遅滞なく連絡しなければならない。

- 3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する次に掲げる事項に関する動物取扱責任者研修を受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあっては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

一 動物の愛護及び管理に関する法令(条例を含む。)

二 飼養施設の管理に関する方法

三 動物の管理に関する方法

四 前三号に掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関し都道府県知事が地域の実情に応じて必要と認める事項

(動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)

第十条の二 法第二十一条の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該動物の品種等の名称

二 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地、捕獲された動物にあっては当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所)

三 当該動物の生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等)

四 当該動物を所有し、又は占有するに至った日

五 当該動物を当該動物販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

六 当該動物の販売又は引渡しをした日

七 当該動物の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

八 当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況

九 販売業者にあつては、当該動物の販売を行った者の氏名

十 販売業者にあつては、当該動物の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び基準省令第二条第七号へに掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況

十一 貸出業者にあつては、当該動物に関する基準省令第二条第七号トに規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間

十二 当該動物が死亡(動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。)した日

十三 当該動物の死亡の原因

- 2 前項に規定する事項を帳簿に記載する場合には、動物販売業者等(犬又は猫を取り扱う者に限る。)は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに当該事項を帳簿に記載するものとする。
- 3 法第二十一条の五第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。
- 4 前項に規定する保存は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体により行うことができる。
- 5 帳簿の保存に当たっては、取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めなければならない。

(動物販売業者等が取り扱う動物に関する届出)

第十条の三 法第二十一条の五第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

- 2 法第二十一条の五第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。
- 3 前項の期間は、新たに第一種動物取扱業の登録を受けた場合にあつては、登録を受けた日から登録を受けた年度の三月三十一日までの期間とする。
- 4 法第二十一条の五第二項第二号及び第三号の数の報告に当たっては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。

(犬猫等販売業者に対する検案書等の提出命令)

第十条の四 法第二十二条の六の規定による命令は、様式第十一の三による命令書を犬猫等販売業者に交付して行うものとする。

(第二種動物取扱業者の範囲等)

第十条の五 法第二十四条の二の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設(動物(次項に規定する数を超えない場合に限る。))の飼養又は保管を、一時的に委託を受

けて行う者の飼養施設を除く。)とする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 大型動物(牛、馬、豚、ダチョウ又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類若しくは鳥類に属する動物)及び特定動物の合計数 三

二 中型動物(犬、猫又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類、鳥類若しくは爬虫類に属する動物。ただし、大型動物は除く。)の合計数 十

三 前二号に掲げる動物以外の哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物の合計数 五十

四 第一号及び第二号に掲げる動物の合計数 十

五 第一号から第三号までに掲げる動物の合計数 五十

3 法第二十四条の二の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 国又は地方公共団体の職員が非常災害のために必要な応急措置としての行為に伴って動物の取扱いをする場合

二 警察職員が警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として動物の取扱いをする場合

三 自衛隊員が自衛隊の施設等又は部隊若しくは機関の警備に伴って動物の取扱いをする場合

四 家畜防疫官が狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第七条、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第四十条、第四十三条、第四十五条若しくは第四十六条の二又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合

五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合

六 税関職員が関税法(昭和二十九年法律第六十一号)に基づく税関の業務に伴って動物の取扱いをする場合

七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

八 地方公共団体の職員が狂犬病予防法第六条又は第十八条の規定に基づいて犬を抑留する場合

九 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十一 国又は地方公共団体の職員が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十二 国の職員が少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第二十三条、婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号)第二条又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第八十四条の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

(第二種動物取扱業の届出等)

第十条の六 法第二十四条の二の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

二 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図(チからルまでにあっては、これらの施設を設置している場合に限る。)

イ ケージ等

ロ 給水設備

ハ 消毒設備

ニ 餌の保管設備

ホ 清掃設備

ヘ 遮光のため又は風雨を遮るための設備

ト 訓練場(飼養施設において訓練を行う訓練業(動物の訓練を業として行うことをいう。)を行おうとする者に限る。)

チ 排水設備

リ 洗浄設備

ヌ 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

ル 空調設備(屋外設備を除く。)

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第二十四条の二の二第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 事業の開始年月日

二 飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実

(第二種動物取扱業の変更の届出)

第十条の七 法第二十四条の三第一項の変更の届出は、様式第十一の五による届出書を提出して行うものとする。

2 法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 主として取り扱う動物の種類及び数の減少であって、第十条の五第二項各号に掲げる数を下回らないもの

二 飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたとき(法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたときにあっては、その届出をしたとき。この号において同じ。)から通算して、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

三 第十条の六第二項第二号に掲げる設備等に係る変更であって、当該設備等の増設及び配置の変更並びに現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの

- 3 法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業の廃業等の届出)

第十条の八 法第二十四条の四第一項において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の八による届出書を提出して行うものとする。

第十条の九 削除

(犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)

第十条の十 第十条の二(第一項第八号から第十号まで及び第五項を除く。)の規定は、法第二十四条の四第二項の規定により法第二十一条の五第一項の規定が準用される場合における犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第十条の二第一項第四号中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、同項第五号中「動物販売業者等」とあるのは「第二種動物取扱業者」と、「販売した者又は譲渡した者」とあるのは「譲渡した者」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第六号中「販売又は引渡し」とあるのは「譲渡し」と、同項第七号中「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第十一号中「貸出業者にあつては、当該」を「当該」と、「基準省令第二条第七号ト」とあるのは「基準省令第三条第七号ロ」と、「実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間」とあるのは「実施状況」と、同項第十二号中「動物販売業者等」とあるのは「犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者」と、同条第二項中「動物販売業者等(犬又は猫を取り扱う者に限る。)」は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに」とあるのは「その所有する動物の個体ごとに」と読み替えるものとする。

(第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る立入検査の身分証明書)

第十一条 法第二十四条第二項(法第二十四条の二第四項において準用する場合及び法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民(以下「周辺住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音

- 二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(虐待を受けるおそれがある事態)

第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- 六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

(周辺の生活環境の保全等に係る立入検査の身分証明書)

第十二条の三 法第二十五条第六項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第十二の二のとおりとする。

(申請書及び届出書の提出部数)

第二十二条 法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通(第二十一条の七第一項、第五項及び第八項、第二十一条の八並びに第二十一条の第十二項の申請又は届出にあつては、正本のみ)を添えてしなければならない。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、改正法の施行の日(平成十八年六月一日)から施行する。ただし、次条の規

定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第三百九十号)附則第二条の規定による許可の申請及び許可については、この省令による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第十五条及び第十七条の規定の例による。

(法の経過措置が適用されない場合)

第三条 改正法附則第五条第二項の環境省令で定める場合は、改正法による改正後の法第二十六条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更する場合とする。

(動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準の廃止)

第四条 動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準(平成十二年総理府令第七十三号)は、廃止する。

別表 (第三条第一項及び第九条第一号関係)

| 第一種動物取扱業の種別                                                 | 実務経験があることと認められる関連種別                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 販売(飼養施設を有して営むもの)                                            | 販売(飼養施設を有して営むものに限る。)及び貸出し                                                                                                          |
| 販売(飼養施設を有せずに営むもの)                                           | 販売及び貸出し                                                                                                                            |
| 保管(飼養施設を有して営む者)                                             | 販売(飼養施設を有して営むものに限る。)、保管(飼養施設を有して営むものに限る。)、貸出し、訓練(飼養施設を有して営むものに限る。)、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと(当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。) |
| 保管(飼養施設を有せずに営むもの)                                           | 販売、保管、貸出し、訓練及び展示                                                                                                                   |
| 貸出し                                                         | 販売(飼養施設を有して営むものに限る。)及び貸出し                                                                                                          |
| 訓練(飼養施設を有して営むもの)                                            | 訓練(飼養施設を有して営むものに限る。)                                                                                                               |
| 訓練(飼養施設を有せずに営むもの)                                           | 訓練                                                                                                                                 |
| 展示                                                          | 展示                                                                                                                                 |
| 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと                       | 販売及び動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと                                                                                          |
| 動物を譲り受けてその飼養を行うこと(当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。) | 販売(飼養施設を有して営む者に限る。)、保管(飼養施設を有して営む者に限る。)、貸出し、訓練(飼養施設を有して営む者に限る。)、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと(当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。)    |

## 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和八年環境省令第二十八号)

### (定義)

第一条 この省令において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号。以下「規則」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 運動スペース一体型飼養等 犬又は猫の寝床及び休息場所並びに運動場の機能が一体的に備わったケージ等を使用して犬又は猫を飼養又は保管をすることをいう。
- 二 運動スペース分離型飼養等 犬又は猫の寝床及び休息場所として用いるケージ等並びに運動場として用いるケージ等(以下「分離型運動スペース」という。)の両者を使用して犬又は猫を飼養又は保管をすることをいう。

### (第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準)

第二条 法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
  - イ 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
    - (1) 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。
    - (2) 一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
    - (3) 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。
    - (4) 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。
    - (5) 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
    - (6) 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。
  - ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。
    - (1) 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。
    - (2) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。

- (3) ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- (一) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。
- (イ) 犬にあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長(胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。)の二倍以上、横の長さが体長の一・五倍以上及び高さが体高(地面からキ甲部までの垂直距離をいう。以下同じ。)の二倍以上(複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上)とすること。
- (ロ) 猫にあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の二倍以上、横の長さが体長の一・五倍以上及び高さが体高の三倍以上(複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の三倍以上)とするとともに、ケージ等内に一以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を二段以上の構造とすること。
- (ハ) 運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。
- (i) 犬にあっては、一頭当たり(同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。以下この(i)において同じ。)のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の一頭当たりの床面積の六倍以上(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその二分の一以上)(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの犬のうち最も体長が長い犬の床面積の六倍以上が確保されていること。)及び高さが体高の二倍以上(複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上)とすること。
- (ii) 猫にあっては、一頭当たり(同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。以下この(ii)において同じ。)のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の一頭当たりの床面積の二倍以上(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその二分の一以上)(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの猫のうち最も体長が長い猫の床面積の二倍以上が確保されていること。)及び高さが体高の四倍以上(複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の四倍以上)とするとともに、ケージ等内に二以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を三段以上の構造とすること。
- (ニ) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を

行う場合におけるケージ等以上の構造及び規模を有する分離型運動スペースを備えること。

(二) 犬及び猫以外の哺乳類に属する動物のケージ等は、次のとおりとすること。

(イ) うさぎにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長(鼻先から尾の付け根までの長さをいう。以下同じ。)(複数の個体を同一のケージ等内で飼養し、又は管理する場合にあっては、これらの個体の頭胴長のうち最も長いもの。以下同じ。)の二倍以上、横の長さが頭胴長の一・五倍以上及び高さが頭胴長の一・七倍以上とするとともに、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

(ロ) ハムスターにあっては、ケージ等の規模は、床面積が七・五に頭胴長の二乗を乗じて得た値以上(複数のハムスターを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、一を超えるこれらのハムスターの頭数に二・五を乗じて得た値に、頭胴長の二乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上)及び高さが頭胴長の二倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。

(ハ) モルモットにあっては、ケージ等の規模は、床面積が六に頭胴長の二乗を乗じて得た値以上(複数のモルモットを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、一を超えるこれらのモルモットの頭数に二・二五を乗じて得た値に、頭胴長の二乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上)及び高さが頭胴長の一・五倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。

(ニ) その他哺乳類に属する動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

(三) 哺乳類に属する動物(以下単に「哺乳類」という。)以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。

(4) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるお

それがないような安全な構造及び材質とすること。哺乳類の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。)

- (5) ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。
- (6) ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。

#### ハ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- (2) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。
- (3) ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- (4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。
- (5) 保管業者及び訓練業者にあっては、(4)に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。
- (6) 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施設設備を備えること。
- (7) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、分離型運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。

### 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員(常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値(整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)を職員数とする。)一人当たりの飼養又は保管をする頭数(親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)は除く。)の上限は、犬については二十頭、猫については三十頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については十五頭、繁殖の用に供する猫については二十五頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。

### 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

- イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、湿度、明るさ、換気等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境(以下「飼養環境」という。)の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間(午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。)に哺乳

類以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

□ 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設等に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化をいう。次条第三号ハにおいて同じ。)に応じて光環境を管理すること。

ニ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

ホ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

#### 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあわせん業者(登録を受けて動物の売買をしようとする者のあわせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。)が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。

□ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。

ハ 一年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年一回以上獣医師による健康診断(繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。)を受けさせ、その結果を記載した診断書を五年間保存すること。

ニ 販売業者、貸出業者及び展示業者(登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。)にあっては、高齢猫(生後十一年以上の猫を目安とする。以下同じ。)の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

ホ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

ヘ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。特に、哺乳類にあっては、健康状態が悪化した場合その他の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれがある場合は、特別な事情があるときを除き、獣医師による診療を受けさせること。

ト ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

チ 販売業者にあっては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治

療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

## 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間(展示開始時刻及び展示終了時刻(複数の動物の展示を行う場合にあっては、それぞれの動物の展示開始時刻及び展示終了時刻)のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。以下同じ。)は、十二時間を超えてはならない。哺乳類(犬及び猫を除く。)の展示を行う場合には、午前八時から午後十時までの間において行う(特別な事情がある場合を除く。)とともに、一日の哺乳類(犬及び猫を除く。)の展示時間が、十二時間を超えないこと。
- (2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあっては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難なときは、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

ロ 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

- (1) 輸送設備(動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。)は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。
- (2) 輸送中は、常時、動物の状態を目視(監視カメラ等を利用して行うものを含む。)により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。
- (3) 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。
- (4) 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (5) 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。
- (6) 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (7) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (8) 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸

送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。

(9) 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。

(10) 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を、飼養施設であつて当該動物の飼養又は保管のために日常的に使用していないもの(以下「外部施設」という。)に輸送した場合にあつては、この限りでない。

(11) 販売業者及び貸出業者にあつては、販売又は貸出しに供する目的で犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送した場合には、目的を達成した後、速やかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰ること。ただし、当該動物を顧客に譲り渡した場合にあつては、この限りではない。

#### 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

ニ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあつては、ハの台帳の写しと併せて譲り渡すこと。

ホ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を六回までとするとともに、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が六回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。

ヘ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が十回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。

ト 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師による診療を受けさせ、又は獣医師

等による助言を受けること。

チ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行うときは、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。

リ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。特に、犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、第六号チに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うこと。

#### 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ 哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

- (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
- (2) 体表が毛玉で覆われた状態
- (3) 爪、歯又はひづめが異常に伸びている状態
- (4) その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ 販売業者にあつては、哺乳類を販売する場合には、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった哺乳類を販売に供すること。

ハ 販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。

ニ 販売業者及び貸出業者にあつては、二日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。

ホ 販売業者にあつては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書(電磁的記録を含む。)を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、(2)から(10)までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

- (1) 品種等の名称
- (2) 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- (3) 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- (4) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- (5) 適切な給餌及び給水の方法
- (6) 適切な運動及び休養の方法
- (7) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及び

その予防方法

- (8) 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に係るものに限る。)
  - (9) (8)に掲げるもののほか、みだりな繁殖を制限するための措置(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)
  - (10) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
  - (11) 性別の判定結果
  - (12) 生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等)
  - (13) 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に係るものに限る。)
  - (14) 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)
  - (15) 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)
  - (16) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
  - (17) 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に係るものに限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。)
  - (18) (1)から(17)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- ヘ 販売業者にあつては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。
- ト 貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。
- (1) 品種等の名称
  - (2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
  - (3) 適切な給餌及び給水の方法
  - (4) 適切な運動及び休養の方法
  - (5) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
  - (6) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
  - (7) 性別の判定結果
  - (8) 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に係るものに限る。)
  - (9) 当該動物のワクチンの接種状況
  - (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- チ 競りあつせん業者にあつては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者によりホに掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。
- リ 動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないこと

- を聴取し、違反が確認された場合にあっては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第二十六条第一項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあっては、当該特定動物の取引を行わないこと。
- ヌ ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあっては、この限りでない。
- ル ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。
- ロ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せ及び数(数にあっては、異種又は複数の哺乳類を同一のケージ等内で飼養し、又は保管する場合に限る。)を考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。
- ロ 幼齢な犬、猫等の社会化(その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動がとられるようになることをいう。以下同じ。)を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。
- カ 保管業者及び訓練業者にあっては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。競りあわせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。
- コ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。
- ク 哺乳類を飼養し、又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- ケ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。
- ク 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、飼養又は保管をする犬又は猫を、一日当たり三時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- ツ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、特別な事情があるときを除き、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類の飼養施設内に立ち入る

こと等により、哺乳類の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

ナ 貸出業者、展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸をさせ、訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。また、殴る、蹴る等の動物の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある行為、心理的に過度の負担を与える行為又は過度に餌を減らす行為その他の動物の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。

ラ 貸出業者にあつては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようにすること。

ム 一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

ウ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。

エ 販売業者、展示業者及び貸出業者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。

ノ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者(以下「顧客等」という。)と接触(食物を与える行為(動物への接近を伴わないものを除く。)及び器具を介するものを含む。次条第四号イ(1)を除き、以下同じ。)させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

(1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間(特定成猫にあつては、夜間のうち展示を行わない間。以下この(1)において同じ。)に哺乳類を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、動物の健康及び安全の保持の観点から夜間に行うことが適当である場合その他の特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

(2) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。顧客等が哺乳類に接触する場合には、当該哺乳類が顧客等との接触を避けることができる場所を常時確保する(極めて短時間の接触である場合を除く。)とともに、あらかじめ、文書又は口頭により、当該哺乳類への接触方法について顧客等が理解したことを確認し、接触の前後においては、顧客等に手指等を消毒させること。また、過度に幼齢の動物、顧客等との接触により過度なストレスがかかるおそれのある動物及び人と動物の共通感染症に感染している動物を接触の用に供しないこと。

- (3) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、哺乳類を顧客等と接触させる業務に従事する職員について、同時に接触の用に供する動物の数、同時に接触する顧客等の数、業務に係る場所の広さ等に鑑み、不適切な接触を防止し、及び不適切な接触が現に生じた場合において速やかに対処することができるよう、必要な人数を確保すること。
- (4) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。
- オ 第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。
- ク 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。
- ヤ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。
- マ 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。
- ケ 第一種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。
- (1) 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。
- (2) 安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実に反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。
- フ 販売業者にあつては、販売に供している全ての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書(電磁的記録を含む。)により表示すること。
- (1) 品種等の名称
- (2) 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報
- (3) 性別の判定結果
- (4) 生年月日(輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等)
- (5) 生産地等
- (6) 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)
- コ 法第二十二条第三項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。
- エ 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況(販売先に係る情報を含む。)について記

録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。ただし、動物販売業者等が、法第二十一条の五第一項に基づき動物の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。

テ 競りあわせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。

ア 販売業者にあつては、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日(生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後九十日を経過した日)から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日)までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録(登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあっては、同法第三十九条の六第一項に基づく変更登録)を受けること。ただし、法第三十九条の二第一項のやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

(第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準)

第三条 法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

イ 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 飼養施設の建物及びこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有すること。
- (2) 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。
- (3) 一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
- (4) 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録するよう努めること。
- (5) 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。
- (6) 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
- (7) 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。

ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飼養施設は、規則第十条の六第二項第二号イからトまでに掲げる設備を備えること。
- (2) 飼養施設は、必要に応じて、排水設備、洗浄設備、廃棄物の集積設備及び空調設備を備えるよう努めること。

- (3) 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物の密閉容器等を備えること。
- (4) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。
- (5) 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の内容及び実施の方法に鑑み、事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な構造及び規模とすること。
- (6) 飼養施設の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造とするよう努めること。
- (7) 飼養施設は、飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度とすること。
- (8) 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
- (9) 飼養施設の構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数に鑑み著しく不適切なものでないこと。
- (10) ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。
  - (一) 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。
  - (二) 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
  - (三) 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
  - (四) 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
  - (五) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
  - (イ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。
    - (i) 犬にあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の二倍以上、横の長さが体長の一・五倍以上及び高さが体高の二倍以上(複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上)とすること。
    - (ii) 猫にあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の二倍以上、横の長さが体長の一・五倍以上及び高さが体高の三倍以上(複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の三倍以上)とするとともに、ケージ等内に一以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を二段以上の構造とすること。
    - (iii) 運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次の

とおりとすること。

- ① 犬にあっては、一頭当たり(同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。以下この①において同じ。)のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の一頭当たりの床面積の六倍以上(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその二分の一以上)(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの犬のうち最も体長が長い犬の床面積の六倍以上が確保されていること。)及び高さが体高の二倍以上(複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上)とすること。
- ② 猫にあっては、一頭当たり(同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。以下この②において同じ。)のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の一頭当たりの床面積の二倍以上(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその二分の一以上)(複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの猫のうち最も体長が長い猫の床面積の二倍以上が確保されていること。)及び高さが体高の四倍以上(複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の四倍以上)とするとともに、ケージ等内に二以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を三段以上の構造とすること。
- (iv) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の構造及び規模を有する分離型運動スペースを備えること。
- (D) 犬及び猫以外の哺乳類のケージ等は、次のとおりとすること。
  - (i) うさぎにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長の二倍以上、横の長さが頭胴長の一・五倍以上及び高さが頭胴長の一・七倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。
  - (ii) ハムスターにあっては、ケージ等の規模は、床面積が七・五に頭胴長の二乗を乗じて得た値以上(複数のハムスターを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、一を超えるこれらのハムスターの頭数に二・五を乗じて得た値に、頭胴長の二乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上)及び高さが頭胴長の二倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。

- (iii) モルモットにあっては、ケージ等の規模は、床面積が六に頭胴長の二乗を乗じて得た値以上(複数のモルモットを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、一を超えるこれらのモルモットの頭数に二・二五を乗じて得た値に、頭胴長の二乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上)及び高さが頭胴長の一・五倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。
- (iv) その他哺乳類のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。
- (ハ) 哺乳類以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。
- (11) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。哺乳類の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。)
- (12) ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とするよう努めること。
- (13) ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。
- ハ 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
- (1) ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- (2) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えるよう努めること。
- (3) ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- (4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。
- (5) 届出をして保管業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあっては、(4)に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこ

と。

(6) 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施設設備を備えること。

(7) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、分離型運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。

## 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員(常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値(整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)を職員数とする。)一人当たりの飼養又は保管をする頭数(親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)は除く。)の上限は、犬については二十頭、猫については三十頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については十五頭、繁殖の用に供する猫については二十五頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。

## 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、湿度、明るさ、換気等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養環境の管理を行うこと。

ロ 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設等に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること。

ニ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

ホ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

## 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。

(1) 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにするよう努めること。

(2) 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。

(3) 一年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年一回以上獣医師によ

る健康診断(繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。)を受けさせ、その結果を記載した診断書を五年間保存すること。

- (4) 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うよう努めること。
  - (5) 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。特に、哺乳類にあっては、健康状態が悪化した場合その他の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれがある場合は、特別な事情があるときを除き、獣医師による診療を受けさせること。
  - (6) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。
- 譲渡業者(届出をして譲渡業を行う者をいう。以下同じ。)にあっては、譲渡しに当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を譲渡先に交付すること。また、当該動物を譲渡した者から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

## 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

- イ 届出をして展示業を行う者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるよう努めること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあっては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けるよう努めること。
- 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっては、次に掲げる方法により行われるようにすること。
- (1) 輸送設備は、確実に固定すること等により衝撃による転倒を防止すること。
  - (2) 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。
  - (3) 必要に応じて空調設備を備えること等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるよう努めること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
  - (4) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
  - (5) 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。
  - (6) 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置を講じること。
  - (7) 譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあっては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設

に輸送した場合にあっては、この限りでない。

- (8) 譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあっては、譲渡し又は貸出しに供する目的で犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送した場合には、目的を達成した後、速やかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰ること。ただし、当該動物を譲渡先に譲り渡した場合にあっては、この限りではない。

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

- イ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。
- ロ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。
- ハ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を六回までとするとともに、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が六回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。
- ニ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が十回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。
- ホ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師による診療を受けさせ、又は獣医師等による助言を受けること。
- ヘ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行うときは、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。
- ト 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。特に、犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号イ(3)に規定する健康診断、第六号へに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うこと。

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

- イ 哺乳類を飼養し、又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしな

いこと。

- (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
- (2) 体表が毛玉で覆われた状態
- (3) 爪、歯又はひづめが異常に伸びている状態
- (4) その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

□ 譲渡業者にあつては、譲渡しをしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、譲渡しに当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を譲渡先に対して説明すること。

- (1) 品種等の名称
- (2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- (3) 適切な給餌及び給水の方法
- (4) 適切な運動及び休養の方法
- (5) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ハ 届出をして貸出業を行う者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、貸出しに当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

- (1) 品種等の名称
- (2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- (3) 適切な給餌及び給水の方法
- (4) 適切な運動及び休養の方法
- (5) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ニ ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあつては、この限りでない。

ホ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする

こと。

ヘ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せ及び数(数にあつては、異種又は複数の哺乳類を同一のケージ等内で飼養し、又は保管する場合に限る。)を考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ト 幼齢な犬、猫等の社会化を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をするよう努めること。

チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

リ 哺乳類を飼養し、又は保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

ヌ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする

場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

ル 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、飼養又は保管をする犬又は猫を、一日当たり三時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

ヲ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

ワ 届出をして貸出業を行う者、届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあっては、動物に演芸をさせ、訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。また、殴る、蹴る等の動物の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある行為、心理的に過度の負担を与える行為又は過度に餌を減らす行為その他の動物の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。

カ 一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認すること。

コ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。

タ 届出をして展示業を行う者及び届出をして貸出業を行う者にあっては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。

レ 飼養又は保管する動物の管理に係る責任者を選任するよう努めること。

ロ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、動物を見物客等と接触させる場合には、次に掲げる方法により行うこと。

- (1) 動物に過度なストレスがかかり、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。見物客等が哺乳類に接触する場合には、当該哺乳類が見物客等との接触を避けることができる場所を常時確保する（極めて短時間の接触である場合を除く。）とともに、あらかじめ、文書又は口頭により、当該哺乳類への接触方法について見物客等が理解したことを確認し、接触の前後においては、見物客等に手指等を消毒させること。また、過度に幼齢の動物、顧客等との接触により過度なストレスがかかるおそれのある動物及び人と動物の共通感染症に感染している動物を接触の用に供しないこと。
- (2) 哺乳類を見物客等と接触させる業務に従事する職員について、同時に接触の用に供する動物の数、同時に接触する見物客等の数、業務に係る場所の広さ等に鑑み、不適切な接触を防止し、及び不適切な接触が現に生じた場合において速やかに対処することができるよう、必要な人数を確保すること。

ツ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、見物客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じるよう努めること。見物客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないよう努めること。

ネ 動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと。

- (1) 譲渡業者にあつては、哺乳類の譲渡しを行う場合には、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった哺乳類を譲渡しに供するよう努めること。
- (2) 譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあつては、可能な限り、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を譲渡し又は貸出しに供するよう努めること。
- (3) 譲渡業者にあつては、口に掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、譲渡しに当たって、あらかじめ、これらの情報を譲渡先に対して説明するよう努めること。
  - (一) 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
  - (二) 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
  - (三) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
  - (四) 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に係るものに限る。)
  - (五) (四)に掲げるもののほか、みだりな繁殖を制限するための措置(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)
  - (六) 性別の判定結果
  - (七) 生年月日
  - (八) 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に係るものに限る。)
  - (九) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況
  - (十) 口(1)から(5)まで及び(一)から(九)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- (4) 届出をして貸出業を行う者にあつては、八に掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たって、あらかじめ、これらの情報を貸出先に対して説明するよう努めること。
  - (一) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
  - (二) 性別の判定結果
  - (三) 生年月日
  - (四) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況
  - (五) 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に係るものに限る。)
  - (六) 八(1)から(5)まで及び(一)から(五)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

ナ 第二種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた

場合は、動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。

ラ 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

ム 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

ウ 動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

エ 動物の譲受け、譲渡し、繁殖、死亡等の取り扱う動物の増減の状況について記録した台帳を調整し、これを五年間保管すること。ただし、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が、法第二十四条の四第二項において準用する同法第二十一条の五第一項に基づき犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りではない。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和九年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に動物の愛護及び管理に関する法律(次条において「法」という。)第十条第一項の登録を受けている者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第一号ロ(3)(二)の規定は適用しない。

第三条 この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第一号ロ(10)(五)(ロ)の規定は適用しない。

## 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一合)抄

### 第二編 第一審

#### 第一章 捜査

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

- ② 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

## 行政手続法(平成五年法律第八十八号)抄

### 第三章 不利益処分第一節 通則

#### 第一節 通則

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イから二までのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専

ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

## 第二節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 聴聞の期日及び場所
- 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- 二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (参加人)

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第二項第六号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

#### (文書等の閲覧)

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

#### (聴聞の主宰)

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- 一 当該聴聞の当事者又は参加人
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であつた者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

### 第三節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

## 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)抄

### 第一章 総則

(処分についての審査請求)

第二条 行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

### 第二章 審査請求

#### 第二節 審査請求の手続

(審査請求期間)

- 第十八条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

動物取扱業における犬猫以外の哺乳類の  
飼養管理基準の細部解釈と運用指針  
～守るべき基準のポイント～

令和 8 年10月 発行

発 行 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
TEL:03-3581-3351